

會は終に來らずして、黒田孝高等を青塚に留め、忠興を殿として、六萬の軍を撤退し、途々敵城を攻陥して、大坂に歸つた。實に五月朔日に撤退して六月二十八日に歸坂したのである。

途中第一番に攻略したのは尾州の加賀野井城である。この城には、加賀野井重宗がゐて、信雄の配下にあつた。當時神戸正武、千草三郎左衛門等の援を請け、二千餘人で守つてゐた。秀吉は四日の黎明に、忠興、家政、吉晴、直末、氏郷等をして攻撃せしめ、六日の早天にこれを抜いた。第二番に攻略したのは、加賀野井の西北に在る竹ヶ鼻城であつた。秀吉は嘗て備中高松の城を水攻にしてから、水攻を得意の戦術となし、且つ尾州が水攻に便利なることを知つてゐたので六日、秀吉は竹ヶ鼻を圍んで其の地勢を巡檢し、七日に築堤工事を起して、工事が終ると、木曾川の水を引いた。數日の後一夜、堤が決潰して、水は悉く流れ去つたが、直ちに修築して又水を入れたので、城は没する、人は樹上に登る、且つ、毒蛇鼯鼠までが溺れて樹上に難を避けたので、婦女子はそれを敵兵よりも恐れ、日夜援を求めて叫喚した。城主不破廣綱は婦女子の叫喚に堪へやらず、開城を請うて城を開け渡した、これ六月十日のことである。秀吉はその日直末をこゝに置いて大坂へ歸つた。

これより先、瀧川一益は伊勢の木造城にゐたが、六月十五日、尾州の蟹江に入つて、更に大野城に山口重政を誘降した。そして重政が聽かざるや、兵を遣はして攻めた。この時家康は重政の急使に接し、遽に清洲を發して蟹江に來り、信雄も亦兵を率ゐて大野に赴き、次いでこゝに抵つた。家康は信雄と共に蟹江を圍み、晝夜を分たず攻撃した。一益は籠城十日に及んだが、連日連夜の攻撃に堪へかね、そのうへ糧食が盡きて支へがたく、遂に降を請うた。家康は信雄と相談して一益の降を容れ、城

を受取つて一益を放つた。一益は放たれて木造に歸り、城に入らうとして富田知定の拒斥に遭ひ、悄然として京都に入り、次いで高野山に隠れて、俗界と絶つた。

一益が高野入りの事件について千古に傳ふべき美談がある。それは秀吉の寛容といふことである。秀吉に取つて一益は、曾ては政敵であつた。秀吉が勝家と戦つた時、一益は勝家の智囊であつたが、許して長秀の許に閑遊させた。然るに今又蟹江に一敗して高野に入るや、また憐れんで堺に招き、終にはまた長秀の許に遣はして、悠々自適せしめた。これを曾て信長が信盛父子を放逐するに當つて、高野山に入るべく命じ、次いで又高野を去るべく命じて熊野に餓死させたことに視れば、等しく將に將たるものでも、かやうに相違のあるものかと、驚くであらう。秀吉は一益を憐れんだ、高野は靈地で、魚鳥を禁じてゐる、一益はさぞ食物に窮してゐるだらうとて越前に下して、意のまゝにさせたものであつた。如何に寛大宏量といつても、非常な仁心の持ち合せがなくては、とてもできないことである。洵に千古の美談である。それにしても一益の末路は憐れなものであつた。著者はこれを江村專齋に聞いて、いよく憐憫を催すものである。專齋はその著「老人雑話」に曰ふ

「信長の時は、天下の政道が四人の手に在つた。柴田、秀吉、瀧川、丹羽である。左近(一益)は武勇無双の名があつてたび／＼關八州を引受けて合戦した。關八州のものは瀧川の名を聞いただけでも畏れをなした程であるのに、末に至つて散々の體である。」

秀吉が一たび大坂に歸還し、八月再び兵を出して樂田に至るや、家康、信雄も亦小牧に出て相對した。けれども亦再び相對したばかりであつて終に龍攘虎搏の壯觀を見ず、そして兩軍は甚しく對陣に

倦んだ。そこで長秀が間に立つて調停すると一再の曲折があつて後、漸く成立して、世に傳ふる小牧の對陣は全く對陣で終りを告げた。和議の始末は後章にのせる。

〔附記〕 この役については幾多の史料があるが、その史料は兵數や日時やみな相違してをる。夥しき史料を一
一批判してをる邊はない、こゝにはその信ずるところに従つたといつておくにとゞめる。

七三 家康と和す (一)

元龜天正の代に當つて、自發の軍略戰術で一世の耳目を聳動し、天下の群雄を寒心させたものは、けだし三人であらう。それは謙信、信玄、信長である。謙信は神品であり、信玄は能品であり、信長に至つては能品に少々神品を加へたものであつた。これが謙信以後に謙信は無いが、信玄と信長の後には、信玄と信長が在るわけである。それは誰であらう秀吉と家康だ。秀吉は千古の英雄だが軍旅のことに至つては謙信等を超えることできなかった、彼は第二の信長であつたらうか。又家康が一世の智雄であつたといつても同じことである。彼も亦第二の信玄に過ぎなかつた。秀吉は多年信長に従つて信長に學び、家康は數年信玄に苦められて又それに倣ひ、各々その堂室に入つたものである。大軍を易々と動かし、それをあたかも手足の如く神速に用ひたのが秀吉の長所であり、軍形を整備し、常山の蛇の如く、そのうへ戦場の機微に通じてゐたのは家康の長所であつた。小牧の役はこの二雄が各々その長所を發揮したものである。秀吉は家康が甲州式陣形を布いてゐるのを鑑て柵を結んでこれに對したが、家康は亦秀吉が柵を結ぶのを見て自分を勝頼輩に比するのかと笑ふ。家康が秀吉の支隊の三河

を脅威するを鑑て自ら追撃すると、秀吉は家康の追撃を聞いて大軍を帥ゐて龍泉寺に出張する。秀吉が家康の勞れたところを撃たうとすると家康は兵を小幡に收める、家康は秀吉が翌朝必ず小幡を圍むと察してその夜のうちに小幡を去つたが、秀吉は亦家康が小幡を去つたと聞いて直ちに大軍を收めて退く。家康が秀吉の用兵を激賞すれば、秀吉も亦家康の機敏を感歎する。かくして小牧の役は特に兩雄の技倆識見が發揮されてをる。由來の俗史家はこの役を以て龍頭蛇尾だと評してをるが、けだし幕下を喜ぶものには横綱のことはわからない。諸葛孔明は心を以て戰ふを兵法最上の極意であるといつてをるが二雄が小牧の對陣はそれであつたらう。

八月、秀吉は再び小牧に對陣し、九月、長秀の斡旋に由つて信雄と和を講じ、秀吉は信雄の一女、家康の一子於義丸、後結城秀康及び松平定勝、石川數正、織田長益、瀧川勝雄の子弟を質とせよと主張したが、家康がその子に質の名を付するを肯じなかつたので和議は決裂した。しかし十一月に秀吉は伊勢に入り細生に在つて信雄と對するに及んで或る夜富田知信、津田信勝の兩人を招き

「予の身を微賤に起し、以て今日あるは、織田氏のおかげである、この大恩は心に刻んでをる、そこで光秀が叛すると直ちにこれを誅して舊主の靈を慰めた。然しこれは微報に過ぎない、今日と雖も受けたる高恩は忘れない。然るにさきには信孝が佞人の言を用ゐ、今また信雄が讒言を信ずる。かゝれば予も亦それがために再び争ふ。これは、けだし降りかゝる火の子を拂ふといふものであつて、決して予の本懐ではない。汝等四人予が爲に右の旨を信雄に告げて、速に講和をはかれよ。」と曰ふ。兩人はこれを聞いて涙を流し、

「まことに寛仁大度の仰せ、天下太平の基と申すものでござります」

兩人は早速信雄の許に使した。時に信雄は長島にゐて、土方勘兵衛久雄、足立清左衛門を以て二使に折衝させ、その結果を家康には告げないで、締結してしまつた。講和條約は四ヶ條であつたが、その第一ヶ條は信雄の女を秀吉の養子に入れること、その第二ヶ條は秀吉が桑名、員辨、朝明、三重の占領地を信雄に還附すること、その第三ヶ條は信雄から織田長益、瀧川勝雄、佐久間正勝、土方雄久、中川雄忠の子或は母を秀吉の質とし、且つ伊賀の阿拜、伊賀、名張、伊勢の鈴鹿、河曲、一志、飯高、飯野、多氣、度會、尾張の犬山城、河田也を秀吉に割讓すること、最後の第四ヶ條は開戦中双方が尾勢に築いた城砦を、双方とも毀壞することであつた。

約成つて、その月の十一日、秀吉は矢田河原西名において信雄に會見したが、その時秀吉は信雄の前に膝行頓首して、

「再び天日を拜し、この恩忘れ申されず。」

といひ、黄金二十、良刀一口を贈り、且つ鹵獲した米穀二萬五千石を信雄に與へた。お人善しの信雄は、かの膝行頓首の態度に接し、この贈り物を受けて、果して何と感したらう。

七四 家康と和す (二)

家康は秀吉が伊勢に來たと聞いて、兵を率ゐて清洲に到つたが、酒井忠次からの、信雄と秀吉との單獨講和が成立したとの報に接し、次いで信雄からも使者があつたので、一時は呆然としたやうだが

そこは一世の奸雄である。さやうなことは色にも出さず、

「それはおめでたいことござる。天下大衆の喜びもさこそでござらう。」

といつて使者を還へし、直ちに兵を收めて濱松へ歸つた。これぞ十一月十六日のことではあつた。この時、秀吉も亦兵を收めて京都へ歸つたが、同時に信雄の言に従つて、家康の一子を養子とする條件で、家康と講和した。養子とはいへ、それは實は質子である。約が成立して、家康は使を秀吉に遣はし、講和の成立を祝し、十二月には石川數正に一子於義丸を護衛させて大阪へ送つた。この時秀吉は大阪にゐたが於義丸を受取ると直ちに元服させて、秀吉の秀と、家康の康とを取つて、字を秀康と稱させた。これが後の結城秀康である。

明くれば天正十三年、秀吉は前年の冬從三位大納言に敍せられたが、この年の春また正二位内大臣となり、その秋更に從一位關白に任ぜられた。秀吉はこの勢威を以て、春には紀州を攻め、夏には四國を伐ち、秋には越中に成政を降し、然る後家康に上洛を促した。彼が口癖の『位詰にしてやる』といふは、この邊の呼吸であらう。しかし家康もサル者である。重臣の質子を請はれても應ぜず、上洛を促されても亦従はなかつた。かくして一年を経過して天正十四年を迎ふるや、秀吉は正月十三日、長益、勝雄及び天野雄光を岡崎に遣して

「卿が長久手の一戦は、信雄に頼まれてのことである、それは秀吉のつぶさに承知してをるところ、故に秀吉は卿に對して何等恨はない、卿も亦羽柴、織田が相和してしまへば、遺恨のあるべきはずはないと信する。速に西上して會見されよ。」

といはせたが、家康は黙して答へず、三使が空しく歸つたので、秀吉はその月二十一日、再び長益、勝雄、利信、雄久を派した。ちやうど家康は狩獵に出で、吉良に在つたが、長益と勝雄とがそこに行つて會見すると、家康は鷹を臂にし、犬をつれて二使に會ひ、

「お前等はまた來たのか。予は上方に何の戀々たるものも持たない。何の爲に西上しやう。於義丸を秀吉に遣つたのは、信雄の懇請があつたればこそだ、斷じて人質ではない。しかもそれは既に秀吉の子であつて、我が子ではない。なんであの子に會ふ必要があらう。斷じて西上はしない。お前等も亦二度と來ることは相ならぬ。」

と傲然、天を嘯いた。長益が、

「卿の仰せ、道理は道理でござるが、今日の關白は、往時の筑前ではござらぬ。毛利、浮田はもちろん、南海北陸の諸豪みな彼に歸順してござる。わが主君信雄を初め、それがし等妻子を質として彼と和したのはこれが爲でござる。かくも秀吉の勢はあたるべからず、今日彼と絶交するは、卿に取つて全く不利と存じまする。」

といふと、家康は怫然、色をなして

「何を申す。予は久しく西征を思ひ立つてゐるのぢや。それを決行せぬは、たゞ信雄の領地を荒すことを恐るゝからだ。秀吉が攻め來ることはむしろ望むところぢや。かれ如何に大軍を驅るとも、その數は三十萬に過ぐまい。予は三萬を以て美濃の平野で會戦しやう。軍形の如きは、この鷹一振るで結構だ。長益、きつと再び來ること相成らぬ。勝雄、また來れば斬つてすてるぞ。」

滅多に怒らぬ家康が、いつにない權まくに、四人は大に驚き、這々の體で吉良を去つた。けれどこの種の脅文句は、家康の得意とするところである。秀吉たるもの、そんな計略に乗るものではない。四使が歸來秀吉の怒を恐れて、長政を通じて復命すると、秀吉は果して辭氣平靜、使者を招いて徐ろに問うて曰く、

「汝等は予が南海北陸を征伐してこれを平定したことを家康に聞かせたか。」

「もちろん聞かせました。」

秀吉はそれを聞いて膝を叩いて歎賞して曰く

「現今、天下の英雄は惟ふに家康だけだらう。だが又予にも計略がある。明日まで待たれよ。」

七五 家康と和す (三)

秀吉の計略といふは、何であらう。英雄の神算はもとより凡人の窺知するところでない。坐に長秀、氏卿、秀政等があつたが、彼等が交々

「今日、家康と絶交したりと何の益するところもなし、殊に彼は寡を以て衆を伐つに妙を得てござる。我等の士卒は動々もすれば彼に投ぜむとする今日、短慮は御無用にござる、精察深慮を請ひ奉る。」

といふと秀吉は呵々大笑して曰く

「さやうにこわがるものではない。近日必ず彼を予の膝の上に載せて、卿等に見せよう。」

かくて席を立つて寢に就いたが、秀吉は床上に在つて、なほ家康籠蓋の策を講じ、深夜に起き出で、
信雄、勝雄を招き、

「予は一計を案じた。この計成就せば、家康の西上必然である。予の妹を家康に遣して彼れと婚姻
を結ばうと思ふ。」

秀吉に妹があるとは當時諸將は殆ど知らない。信雄、いぶかりながら

「お妹とは、どなたでござる。」

秀吉曰く、

「佐治日向に嫁してゐるものである。日向は敦厚にして義を重んずるものゆゑ、理を分けて説かば、
必ず承知して妹を還すであらう。それを家康に遣して、彼我兄弟とならば、家康は必ず上洛するで
あらう。」

信雄と勝雄は聞き終つて妙計とし、その月二十七日、信雄が躬ら岡崎へ行つて家康を説き、佐治には
秀吉から吉晴等を遣して説かせた。

秀吉の妹といふは、異父竹阿彌の生んだもので、家康に嫁するに當つて、朝日姫といつたのがそれ
である。先づ吉晴が佐治を説くや、佐治は、慨然として

「それがしがこれを否まば、天下の生民を思はざるも同然である。されど妻を還されては、それが
し何の面目あつて人に對さうや。それがし決心がござる。」

といひ、直ちに自裁して妻を還した。一方信雄は家康を説いて婚姻のことに及ぶと、家康は笑つて、

「さやうに關白殿は我がために心勞さるゝか。」

といつて、三ヶ條を提供してそれを約した上で、四十四歳のお姫様を、且つは佐治のお古を頂戴する
ことにした。その約束とは、一に家康には嫡子長丸忠秀があるから、後年朝日姫との間に男子を擧げて
も之を嗣子としないこと、二に嗣子を入質としないこと、三に家康逝去の後といへども、領地は悉く

舊領のまゝ嗣子に與へること、といふのである。
約なつて四月二十三日、家康は忠勝をして幣物を納めさせ、その月二十八日には、姥櫻のお姫様が、
いよく聚樂の第を出で、翌月の十四日に濱松に輿入れした。初め、朝日姫が聚樂の第を出づるや、
女房のこれに侍するもの百六十人、警護の士數十人、淺野長政、富田知信、津田四郎左衛門、瀧川儀
太夫の如きは、その中で名のあつるものである。信雄も亦長益、勝雄及び飯田半兵衛等に送らせた。
雑人を合すれば、一婦人に侍したものが、實に千餘人であつた。その壯大美麗なること、一世の人心
を驚倒せしめたと物の本に書いてある。世に傳へてゐる秀吉が忠勝を賞讃したといふのは、實にこの
納采の時であつた。秀吉は忠勝を大阪に引見して、

「忠勝参つたか。その方の勇を予は長久手において見た。當時左右のものがその方を伐たんとした
が、予がそれを止めて、國家のためにその方の命を全うせしめたのは、今日のことあるを期してゐ
たからである。予はその方を賞せんと思ふが、黄金を與ふれば、その方は必ず辭するであらうから、
その方が天下の名物なるに因んで、天下の名物を與へやう。」

といつて、吉光の一刀と定家の墨跡とを授けた。しかも秀吉が當時敵將を稱讃したことは、獨り忠勝

のみに止らず、榊原康政の如きも亦お褒めに預つた一人であつた。即ちその月の二十六日、康政が成婚報告の命を受けて大阪に上り、知信の邸に入つて、秀吉に謁見を請ふと秀吉は明日謁見すべしと約し、その夜密に知信を訪ひ、直ちに康政を引見して曰く

「明日対面しやうといつたが、その方に會ひたきこと一日千秋の思ひである。その方は小牧のことを忘れたか。予を忘恩奴といひ、惡逆無道といつて檄を飛ばしたは實にその方であつたぞ。その方の首を取つて腹の蟲を收めやうと思ふこと随分長かつたが、今日その方の主人と婚姻し、舊怨たちまち去つてしまつた。今考ふれば、その方は主人に對し精忠無二のものである。」

七六 家康と和す (四)

結婚は結婚で、西上は西上、結婚したとて西上する、しないは勝手である、といふのが家康の態度である。但しこれは表面を装うた態度で、心中では、天下の大勢が秀吉に歸したことを知り、わが身と社禮に災害さへなくば、むしろ進んで秀吉に對面しやうと欲してゐた。成婚してから後もなほ伴做して容易に西上しなかつたが、それは實に自分の猜疑心から自然に恐怖を禁じ得なかつたからである。五月に成婚を告げてからこのかた、秀吉はしばしば使を遣して西上を促したが、家康來らず、月重つて九月となるや、或る夜更闌けて人はみな睡りに入つてをるにもかゝらず、秀吉は重臣並に信雄を召して曰く

「予は又一計を案じた。家康は必ず西上するであらう。すなはち母^{大政}を質として彼に送るのだ。」

信雄は妙計だといつたが、弟の秀長は驚いて曰く

「何たることをなさるゝぞ。兄上には人の道を辨へなきか。慈母を質として人に送るが如きは匹夫も恥ぢてせざるところ、所詮、かくまでなさねばならぬからは、斷じて膺懲の一途あるのみ。」

秀吉は、これを制して

「さやうに短慮は禁物である。予は汝に一日の長あり、萬事任かされよ。」

蜂須賀正勝も傍にゐて

「古來、天下人から下々へ人質を出したためしなし、以ての外の御思慮である。」

と諫めたが、秀吉きかず

「その方等の申すところ尤もではあるが、この秀吉は、古往今來、未だ曾て先例なきことをして歴史に記録さすべきぞや。現今予に屬する國は、三十ヶ國に及ぶ。家康は甲州を合せて僅に四ヶ國である。予の威光にして日々に加はりなば、今日人質を遣しても、他日家康は秀吉が従はぬといつて、人質をはたものにかけんとか、火あぶりにせんなどは申すまじ。かゝればこの上はいよいよ位詰めとなるわけである。今日、家康がなほこの人質を以てしても悟らざるにおいては予には更に分別がある。それはさておき先づ聞かれよ。今、家康と和談をとゝのへば、東は奥州外ヶ濱まで即時討平すべきぞや。」

左右のものが

「家康が人質を出しても悟らぬときは御分別ありと仰せられたが、如何なることにて候や。」

と問へば秀吉曰く

「矢矧川を東に臨んで池鯉鮒の原に牙城を作り、そして家康を誘き出し、また兵を遠州に派して天龍の左岸に陣し、更に本願寺をして參遠の信徒を蜂起せしむれば、家康の痛苦は知るべきである。しかもこれは家康の領地四ヶ國を一時に包圍したも同様だ。古來四ヶ國を一時に包圍した例はない。これも亦世範たり。卿等以て如何となす。」

重臣一齊に

「御妙計、唯々感歎の外はござりませぬ。」

といへば、秀吉は更に、

「文獻に依つて、工夫するときは、予は不學無文であるから、一向に進捗せぬ。予は予の創意を施すのみ。事もし豫期に反するあらば、臨機の處置を施すであらう。但しその方等妙策あらば、佞心を棄て、直言せよ。」

といふ。そこで左右の者は、恐懼頓首して引きさがり、その月二十六日には、秀吉の使者の長益及び長政は既に岡崎にゐた。

使者が秀吉の生母を質とするといふ命を傳へると、家康は群臣と議し、群臣中の異論を制して西上に一決した。その言ひ草に曰く、

「天下の人民の干戈に苦しむこと實に甚だしい。予は人民に代つて洛陽に死なう。」

この一言に依つても、家康が、西上をためらつた事由が判明するであらう。家康はまことにその身の危

難を恐れたのである。秀吉がもしそれを聞いたら

「さてく疑ひ深いことではある。盛りもしなげりや、刺しもせぬわ。」

といつたであらう。

七七 家康と和す (五)

家康は西上を承諾して、先づ直政、忠勝、康政等重臣の質子を送り、十月十五日に岡崎に出て大政所の來岡を待った。秀吉は十月四日に執奏して家康を權中納言に任じ、その日十日にいよく生母を送つたが、その時秀吉は世間を憚つて、大政所は朝日姫に會ふため下向するのだと稱した。

大政所が廿日、岡崎に着するや、本多重次が猜疑して、

「洛陽には上臈の老女が多い。秀吉はそれを以て誑かすかも知れない。わが君には、よくく調査をなされよ。」

と言上する、家康は亦

「予もさやうに思つてをる。よし／＼一策あり。」

といつて、遽に北の方朝日姫を濱松から招いて、母子を對面させて眞偽を識別することにした。質札使ひは人の札を疑ふ。家康を首め重次は質札使ひの類である。徒に猜疑心を勞して秀吉を疑つた。

大政所が輿から降りて待つてゐた北の方と、互に走り寄つて抱き合ひ、嬉れし涙を流し合ふとそこで、はじめて本物の大政所だと家康は鑑定し、その月二十日、忠勝、康政、忠次等を従へて岡崎を出發

し、二十六日、大阪に着いた。秀吉は弟の秀長の邸を家康の館とし、家康を入邸させて、その夜突然家康を訪れた。内見のためである。秀吉は家康を見るや、走り寄つて手を把つて押し戴き、

「長篠に一別以來十二年、今日、親しく相見えて萬感こもぐでござる。しかも今次、卿の西上は、實に我をして天下を取らしむるもの。秀吉、紳に書して忘れ申すまじ。」

翌日、家康が信雄に導かれて大阪城に登り、幣帛を獻するや、秀吉は茶壺、刀劍を以てこれに酬ひ、且つ宴を開いて大に款待し、なほ隨行の將士に黄金三十枚を與へた。家康が五日間滞在して十一月朔日、京都に入ると、秀吉は上奏して家康を正三位に敘し、忠勝、康政を從五位下に敘し、家康には邸宅を與へ湯沐の邑を贈つた。そこで深猜深疑の家康も漸く安心し隨行の諸士もヤレヤレと安堵し、十日岡崎に歸つて、翌日大政所を還した。これより先、重次は大政所を監視するに當り、その邸の周圍に柴薪を積み重ね、一朝西上の家康の身に異變でもあつたら、直に火を柴薪に放つて、それに報ひようとしてゐたとのことである。主が深猜深疑なら、家來も冷酷陰險だ。けだし家康の西上、大政所の歸還に由つて、二家の懇親は以後久しく繼續した。

古人は、小敵の堅は大敵の虜だといつたが、家康が長久手に勝つたので、その將士は大に心傲り、小牧の對陣にも何等花々しい戰鬪なくして先づ秀吉が引いたので、三河武士は鼻衄かして天下無敵と信じきつた。然るに遂に家康の西上已むなきに至つたは、何たるわけか、三河武士は如何に精銳勁烈でも、秀吉の前には小敵の堅たるに過ぎないからだ。徒に長久手の勝戦を衿つた三河武士はこの間の事理に通じなかつたが、家康だけはちやんと辨へてゐたのである。秀吉が信雄と和するや、自分も質

子を出して和睦し、しばし秀吉に西上を促され、秀吉が手を代へ品を易へて誘引するや、終にそれに従つた。けだし大勢の歸趨するところに屈服したものであつて、實に已むを得なかつたことであらう。

由來の人々は、この事理に想ひ到らず、家康が容易に西上せず、秀吉の生母を質に受けて而して後漸く出向したのを見て、家康遂に秀吉を屈服したと斷じてをるが、それは誤れるも甚し。家康が容易に西上しなかつたは、世のいはゆる長久手に勝てり秀吉と戦ふにはこの鷹一据ゑで澤山だと傲語したるが如き心中のゆるぎではない。この傲語は、ことさらに張つた虚勢であつて、胸中では、絶交の不利を深感してゐたのである。西上を延引したのは、遭害を恐れ、且つ群臣が止めたからである。いよく西上と決したとき、身を以て天下の人民に代らんとしたのは、明かに彼が自らその恐怖心を語つてゐるのであつた。かゝれば西上の延引は、延引では無くて遲疑であつたのである。

けだし秀吉は大丈夫である。眼前の小勝敗を意とせず、常に最後の捷を必期して、悉くそれに従つて計畫を立てた。劍戟の音、矢丸の響、チャン／＼バラ／＼は、秀吉の與からぬところである。秀吉は不闘無創で全勝を博することを戦争の極意とした。小牧の對陣が容易に決着せざるを見るや、彼は兵を收めて去り、然る後信雄と和し、紀州を征し、四國を伐ち、越中を平げて、凡そ家康と氣脈を通じてゐる程のものは着々討平して、それから家康を屈伏した。これ實に手を取り、足を斷つてから、その胸腹に及んだのである。然も力を用ひずして胸腹を解剖し得るに至つて又、それをせず、敢て彼と和してそれに花をもたせたは、また、その前途に九州征伐があり、明韓征伐があるからである、飽

くまで家康と和した深因は實にこゝに在る。秀吉の用意の周到なる、實に鬼神と通すといふべしだ。

〔附言〕 家康の西上に就て二説ある。一は入京したばかりで大阪には行かなかつたといひ、他は先づ大阪に行つて然る後入京したといふのである。徳川幕府の編纂した徳川實記や飯田忠彦の野史を初め、世間流行の史書の多くは前説を記し、本朝通鑑、國史實錄は後説を録してゐる。今これを根本史料に照らし見るに、前説よりは後説の方が眞實のやうである。すなはち家忠日記に曰く、

十月晦辛卯 殿様去廿六日大阪へ御着被成候御宿は美濃守也。明日廿七日關白様より御對面可被成候處、秀吉待かね被成、其夜御宿へ御越、殿様御手をとらせられ候て、おくの御座敷へ被成御座御存分被仰、御入魂共中々無申計候云々

茲に於て大阪説の確實なことは殆ど論が無いであらう。改正三河後風土記が特に註して大阪説を否認してゐるのは、司直先生の私斷である。また在來の諸書に、秀吉が家康と相見した時、

「明日正式に引見の際には、諸將の手前もあれば、態と不遜の言辭に出づる故、卿、豫め之を恕されよ。」といつて、ボンと家康の背を叩いたと記してゐる。秀吉の洒落な一面を傳へたものとしては見る事ができるが、眞偽は保證しがたし。

七八 南海北陸征伐

さきに秀吉が小牧に對陣するや、四國の長曾我部元親、香宗我部親泰の二氏、紀伊の畠山貞政及び根來、雜賀の徒が頻に大阪を窺ひ、佐々成政も亦遙に北陸から出て秀吉に當らんとした。これが南海北陸征伐の原因である。

* * * * *

天正十三年三月二十二日、秀吉は大軍を率ゐて紀州に入り、翌日、秀長、秀次を千石堀に派し、忠興、典道等を積善寺に遣し、氏郷、秀政、友祥等を濱澤に放ち、秀一、秀政を根來寺に向はせて一齊に攻め、忽ち諸方を攻落した。そこで秀吉は直ちに根來寺を燔焼し、覺鑊が開基して以來、四百五十餘年の歴史を有する山坊を一朝にして灰にした。秀吉がこの一舉は信長の叡山燔焼とその揆を一にする。著者はこの舉措を稱讚するものだ。破戒無律を黒衣に包み恥を知る間はよい。戎衣を被り坊主頭に鉢巻し、干戈を事として不逞を顧みない惡僧に至つては、お釋迦さんでも度し難い。彼の時當つて、その山坊を燔焼し、その教賊を討平するは極めて切要なことであつたに相違ない。これより後、僧の戎衣を被るものがなくなつた。信長、秀吉の功は偉大である。

秀吉が根來を思ふ存分に處分して、貞政の岩室を陥れ、更に兵を雜賀に進むるや、鈴木孫市を初め、玉置、神保、堀内等は錯愕して降を請うた。秀吉はこれを許し、且つ寛大なる處置を取つた。孫市は往年散々信長を惱ました剛勇だが、秀吉、發向と聞くや一戦に及ばずして降參した。彼も亦老いてゐたか。雜賀に隣して太田の城が在る。不逞の徒が頑民を語らつてこの城に據り、我が軍の輜重を奪つて非常な狼籍を働いた。秀吉は聞いて大に怒り、

「必ずみなごろしにしてくれん。されど匪徒は嶮要に據つてをる、急攻は兵を損すべし。匪徒のため士將を喪ふは惜しいかな、これも亦水攻して魚腹を肥さんか。」

といつて、忽ち四十八丁の長堤を築いた。その高さ六間半、堤上の幅は五間に餘り、この上を往來す

れば、人家は悉く眼下に在つた。長堤成つて水を吉野川より誘ふや、をりから春雨、霏々として降り、城は没して水中に入つた。亂民はこれを見て大に困しみ、頻に降を請うて已まず、正勝それを秀吉に告げ、秀吉漸く許して、巨魁五十人を磔殺し、他はみな免した。この間に在つて秀吉は、なほ中村一氏、仙石秀久、九鬼嘉隆等を熊野に遣して、湯川、山木を誅し、又使を高野に放つて、速に不逞の所業を改むべしと覺すところあつた。高野山に興山と云ふ智僧がゐるが、興山は秀吉の諭旨を聞いて頻に愁訴した。そこで秀吉は興山の愁訴を容れ、寺領を元のまゝにした。これ四月中旬のことである。この役中、秀吉はしばし和歌浦に遊び、茶の湯の會を開き、和歌を詠して楽しみ、殆ど遊山半分の征戰であつた。彼が和歌浦にござる名所の一の玉津島に詣でた時

打出で、玉津島よりながむれば

みどり立ちそふ布引の松

と一歌したといふことである。赤人の田子浦ゆの焼直しに似て可笑しくもないではないが、英雄忙中の閑日月かと思れば、巧拙などは論ずるに及ばない。

天正十三年四月二十四日、秀吉は軍を出して四國を伐つた。この時は秀長を總大將としこれに秀次を加へて阿波に派し、讃岐は宇喜多秀家に正勝、家政、孝高、秀久を副へ、伊豫には毛利輝元を首め隆景、元春を遣し、南海の巨島を三方から攻撃した。阿波に至つた秀長は長曾我部新右衛門を和氣の城に降して質とし、香宗我部親泰を一の宮に降伏せしめて新附の將とした。時に秀家が屋島を屠つて

來り合したので、共に進んで木津城を攻むるや、城主桑名左衛門督支ゆる能はず、深夜窺に脱出して城は全く落ちてしまつた。そこで元親は質を出して降を請うた。秀長がこれを秀吉に具申すると、秀吉はその請を容れて元親を免した。これ七月中旬である。翻つて伊豫方面を見れば、輝元も亦南郷に上陸してから、到る處の城砦を攻落したが、未だ兵を收むるに至らず、北陸討平後に至つて漸く收めた。長曾我部元親は、戰國七雄の一であるに拘らず、秀吉が軍を出すや、秀吉の親征を待たずして降る。元親老いたるか、必ずしも然らず、けだし秀吉が坐ながらにして四國を平定したる所以のものは、偏にその盛勢の賜である。

剛毅の士といへども、明叡の智と處とを得なければ、事を成しがたい、佐々成政は戰國の時に當り、信長に事へて北越の鎮護であつた。性剛毅にして用兵の術に長じてゐるが、惜しいかな明智を缺き、處を得なかつたので、志は餘りありながら雄飛すること能はず、遂に平生忌み嫌つてゐた秀吉に降つた。

天正十三年七月廿七日、秀吉は馬を北陸に進め、八月七日俱利伽羅峠を越えて越中に入り、成政の居城富山を圍んだ。成政はかねて準備をしてゐるが、我が軍の数が意外に多く、且つ晝夜絶え間なく攻撃されたので、士卒は悉く疲れて支持することができず、遂に心ならずも剃髮して縮衣をまとひ、信雄に頼つて我が軍門に下つた。

秀吉は成政を下すや、同時に金森長近を飛驒に遣して、國司姉小路頼綱を斬つて忽ちに飛驒を平げ、

また景勝から使者を受けて、自分からも使者を遣した。この使者は、曾て度々使した木村秀俊であらう。然るにこの時、秀吉は亦、秀俊、三成及び雑兵三十餘人を従へたゞけで落水に行つて景勝に面會したとも傳へてゐる。即ち秀吉が落水に至るや、城將須賀修理は驚喜して糸魚川在陣の景勝に報じ、且つ「わが君、もし秀吉を殺さんと思召さるゝならば、この時でござる。」といふや。景勝は慨然として、

「秀吉が關白の尊き身を持ちながら、單騎こゝに來つたは、予が兵馬に公平にして、暗殺の如きは予の爲さざるところなることを知れるからである。速に會見しやう。」

といつて、糸魚川から來り會し、一見舊知の如く、二時間餘に亘つて談笑した。石田三成が直江兼續と親友になつたのもこの時からであるといふ。

* * * * *

北陸の役の容易だつたことは豫想外であつて、閏八月六日、秀吉は兵を收めて、大阪に還り、當時の各役における諸將に論功行賞した。この行賞に大に差があつて、ために畿内、山陽、北陸、南海は、諸將所領の色別地圖に一大變改を見るに至つた。すなはち、紀伊、大和は秀長の領となつて、筒井定次は伊賀一國に滅封され、加賀、能登、越中は利家の有となつて、丹羽長重長重の子は若狭一國に削封され、近江は秀次に、和泉は木下孫右衛門に、阿波は正勝、家政に、讃岐は秀久に、伊豫は輝元に下して隆景に、淡路は安治安治の子、嘉明嘉明の子に、播磨は正則、秀政秀政の子、友祥等に、飛騨は佐藤六左衛門に、越前は秀政秀政の子、秀一、長近、頼隆等に與へられ、攝津、但馬も亦昵近衆その他の數十人に分與され、而して降

將元親には土佐一國を存し、成政には新川一郡を残した。

初、秀吉が信雄、家康と小牧に對陣するや、成政は越中に在つて信雄のために牽制の軍を起し、しばしば利家と戰つて惱ましたばかりか、一たび講和の報を聞くや、數人の從者を具して劔に城を出で雪中さらさら越をして非常な苦難を嘗めながら濱松に至つて家康に會ひ、清洲に往つて信雄に見え、飽くまで秀吉を滅すことを説いたが、信雄の容るゝところとならなかつたので、又もさらさら越して富山に歸つた。今日、新川一郡の微身となるや、既往を回顧し、現在を悲觀し、或日窓を開いて雪を眺め、慨然として、

何事もかはりはてたる世の中に

知らでや雪のしろくふるらむ

と詠じた。歌才は見るに足らないが、歌意には同情を掬すべきであらう。けだし豪傑の士といへども、處を得なければ、また志を爲し得ないものである。

〔附言〕 佐々成政が秀吉に降るについて、諸書には信雄に頼つて降つたと記してゐる。獨り川角太閤記は信勝に頼つたとある。高野山文書の羽柴秀吉朱印状を見るに

藏助令降參、信雄相頼、當陣所へ走入候之間云々とあれば、信雄に頼つたのが眞實である。

七九 長秀の死と削封

丹羽長秀は秀吉に對しては、始は先進であり、中頃からは同輩であつた。秀吉が偉功を樹て、一世を風靡した時でも、彼は臣事する必要はなかつたのである。秀吉も亦、圖伯の功の半ばは長秀に依るといひ、常に恩人として彼を待遇した。然るに長秀が一朝落命するや、秀吉は忽ちその封を削つた。後世之を難ぜざるものなく、長秀の死は憤死であるといふものが出づるに至つた。

ところが長秀は膽石疝痛を病み、その疼痛に堪へずして、刀を引いて自裁したのである、これ天正十三年四月十六日のことであつた。これより先、秀吉は紀州を伐たんと欲し、正勝に長秀を訪はせて、西上を促し、

「病氣は如何に、予は足下に感戴すること實に分過ぎてをる。この事は常に五臟に刻着してをる次第である。しかも紀州は未だ平定せず、足下の指導に待つこと甚だ切なるものがある。病少しく癒えなば西上せられよ。予は鶴首して待つ。」

といひ。そして長秀が西上せず、頻りに成政等と文書を往復してゐると聞いては、更に正勝を遣して、「予の今日の成功は、偏に長秀の力である。今後天下を有つに當つて、長秀と交代すべきか。」

と曰つて、長秀を喜ばせた。長秀は果してこれを聞いて涙を流し、

「それがしの病は偽りではないが、秀吉の懇懇切なるものあれば、それがし病軀を起して西上し秀吉の厚意に報いるであらう。」

といつて、士卒一萬を具して大阪に上つた。然も四月十六日、彼は大阪ではなく、領地の越前で死んだと傳へられてゐる。それは大阪に来て病革り、早々歸國してのことであらう。長秀の遺骸は火葬に

したが、その時灰の中から膽石が出で、人々はそれを知らず、大に奇なりとして秀吉に獻じた。秀吉は一見して、

「この奇物は醫家の珍重すべきものであらう。」
といつて、竹田法印に賜はつた。

この年秋、秀吉は成政を伐たんとして、長秀の嗣子長重を参加させたが、丹羽の家臣の成田八郎は成政と謀つて秀吉を挾撃せんと企てた。同じ家臣の水田武藏はそれを秀吉に密告した。秀吉はこれを聞いて大に怒り、八郎を誅し、且つ丹羽氏の封を削つて若狹に置いた。八郎の陰謀は、八郎の言に依れば、

「長秀は織田家の重臣である。秀吉の姦計に陥つて秀吉に與し、後に大に悔いて遂に自裁した。故に丹羽氏の餘勢のなほ存する中に、成政と共謀して挾撃すれば、事は容易である。」

といふ旨意から企てられてゐる。長秀の死は全然病苦に由る。八郎はそれを知らなかつたらしい。すなはち憤死と見て、主君の仇を報ぜんとしたものである。けだし誤解から出發した忠誠であつた。

〔附言〕 長秀の死と削封との原因について、古來異説が非常に多い。たとへばその死因についても三説ある。藩翰譜には、「長秀が惟ふに、秀吉は信長に擧用されて大功を立てたのであるから、信長の子孫に背くやうな事はあるまいと信じ、敢て秀吉に與した。所が秀吉は三法師を蔑にし、信雄をも失はうとし、剩へ自ら天下を取つた。自分は今になつて甚だ悔いてゐる。然も彼を瘞すのは自分の力の及ぶ所でない。徒に餘命を食つて世人の笑を受けるよりは、寧ろ死んだが優しである。」と刀を引いて割腹した。病苦に堪へず自裁したと謂つてゐる。

のは、子孫の爲に計つたものである。と傳へてゐる。』と曰つてをり、川角太閤記、寛永系圖は、『長秀は病死した。』と記し、本朝通鑑は、『その病苦に堪へずして自殺した。』と載せてゐる。白石の説から見ると、白石は長秀の死を愧死であり、憤死であると疑つてゐるやうだが、著者はその説の想像に止まれるを遺憾とする。何故ならば、長秀の死は愧死。憤死なるも、子孫の爲に隠蔽したとすれば、丹羽家では今少しく巧妙に出で、全然自殺を隠蔽したであらうからである。惟ふに白石は成田八郎等の言から想像して疑つたものであらう。次に病死の説に至つては、單に病死と録して何等細叙がないから、いふに足らぬ。著者は第三説の本朝通鑑の病苦に堪へずして自殺したといふことの信に近きを取らざるを得ない。長秀の疾病について、在來の諸書は悉く癩瘡と記し、且つ肚裏に奇石の在つたことを傳へてゐる。著者は一日、富士川ドクトルを訪うて、これを明かにしたことがある。ドクトルの言によれば癩瘡は疝痛、奇石は膽石である、すなはち四字を合せて膽石疝痛といひ、當今の病名である。醫のいふところに由れば洋人はこの病に罹ると多くはその疼痛に堪へずして自殺することである。これ等の例證によつても長秀の自殺が愧死・憤死でないことは疑ふ餘地がない。削封の事に到つては、秀吉事記は削封は長秀の遺言を容れたものであるとし、川角太閤記は曾つて長秀が成政等と回章を交取したためであると記してゐるが、遺言説の如きは、秀吉が後世を欺いたものでなければ、秀吉事記の著者が詔つて記したものに外ならない。又回章交取の如き遠因説は言ふに足らぬ。長秀が大坂に上つて秀吉に會ひ、その結果、秀吉の疑團は既に氷解したではないか。たとへその後もこの疑團が解けてゐなかつたとしても、長秀が死んでしまへば、それを想起して子孫に及ぼすやうな秀吉ではない。然らば削封の原因は果して何れに在つたかといへば、一に成田八郎の陰謀、二に長重が幼少で大遺領を統治することあたはざることである。削封の原因は實にこゝに在る。

八〇 關 白 職

關白の職は尊くないことはないが、關白の名そのものは少しも尊くはない。政權が武門に移り、攝家が交々世襲することに由つてその職は曠しくされ、名目は甚だ下落した。この時に當つて秀吉が一朝これに任するや、その名は大に高騰した。俊傑が任じて職に忠實であるからである。すなはち關白の名が尊いのではなく、秀吉が任じたから尊いのである。いやしくも大丈夫たるものは、起つて百世の師たる能はずば亦一世代を統裁すること、これまた快心の偉業ではないか。まして秀吉の如く區區たる東海の小天地に満足せず、慨然として日没の際を極め、大陸建國の鴻業を企圖するにおいてや。それにしても安國寺惠瓊は一代の智者である。十三年の昔既にこれを豫言した。天正元年のことであつた、彼が秀吉に京都に會ふや、書を吉川春元、小早川隆景に送つて、

信長の代、五年三年は可被持候明年邊りは公家などに可被成候かと思及申候。左候而後、高ころびに、あをのけに轉ばれ候すと見へ申候。藤吉郎さりとてはの者にて候。

と曰つてをる、十三年の後、さりとてはの者は、果してさりとてはの者と成つたではないか。

天正十三年七月、秀吉は關白となつた。これより先、秀吉は大將軍にならんと欲して、義昭に足利家を嗣ぎたしと交渉した。それは義昭が空名には過ぎないが、その職を帯びて、なほ毛利氏に寄食してゐたからである。義昭は交渉を受けると、祖先傳來の職を一身の榮華に代へることはできない。といつて拒絶し、敢て秀吉の盛勢に抗した。當今の史家や秀吉最負の者は、義昭の拒絶を頑冥不靈の舉

としてゐるが、著者はそれを取らない。著者は義昭が一身の榮華のために祖先の職を賣らなかつたのは、大に見上ぐべしとなす者である。秀吉が關白に任じたのは義昭の拒絶に會つたからである。この時も亦攝家に異論があつた。すなはち秀吉が施藥院で公卿衆と語り、關白就任の準備として、先づ藤原姓を欲するの意向を漏し、近衛信輔に頼つてその嗣となり、而して關白の位に就くや、九條玖山は大に憤り、藤原の宗家は我に在る、近衛の獨斷擅行を許さぬといひ、端なく宗家争ひを生じた。秀吉は争議を決せんと欲して、前田玄以に命じて信輔と玖山を大徳寺に招かしめ、双方を對決させた。玖山は三種の神器を例に引いて、三寶の傳來を言證し、以て宗家を主張して信輔を甚だしく罵つた。秀吉はこれ聞いて大に怒り、

「山來を聞けば如何にも複雑奇異である。予はさやうな面倒なものは御免を蒙る。むしろ新たに氏姓を作らう。」

と曰つて豊臣と改稱した。王侯將相寧んぞ種あらんの氣魄が言外にはとばしつてをるではないか。すなはち翌年十二月、姓を豊臣と賜はつたのは、この争議に由つて藤原姓を拒絶した結果である。そしてこの豊臣姓を案出したものは晴季であつた。姓氏の空名についてさへ物議のあること既にかくの如くであるから、ましてや關白の職を取るにおいては、攝家の閥族交々議して、紛糾の解けざることも余よりも甚だしかつた。然もそれを突破してその職についたのは、『内大臣秀吉唯だ今天下を相ひ計る者なり、萬機の政を關白せしむるに、何の妨か有らん』といふ詔書が一下したからである。けだし門閥がこれに由つて打破されたことは何よりも痛快である。實に秀吉より以降臣位の陞路に籬藩なきこと、

なつたのである。秀吉がその古をなしたといふべきであらう。

回顧すれば、秀吉は、中中村の一賤兒から出で、關白に任じた。その間四十九年、而して四十六歳の本能寺の變より以前には、幾多の數奇に會ひ、幾多の辛酸を嘗め、龜歩の勞苦に堪へて來た。まことに今日の成功あるは、時運三分の外は、堅實な行爲と絶倫の精力とがその大部分を占めてゐる。秀吉が未だ小身であつたころ、一夜同僚と會し、各々自分の志を言ひ合つたが、その時或るものは大國の主になりたいといひ、或るものは天下を取らんと希ふ旨を語つた。然るに秀吉はそれに反し、自分は刻苦經營して僅に三百石である、願ふところは更に三百石を加増せらるゝことだけだといふ。同僚がそれを聞いて、何と小さな希望でないかと笑ふと、秀吉は慨然として、

「貴公等のいふことは空想に過ぎない。拙者は六百石を得やうとして日夜寢食を廢して專念奉公してゐるのだ。だから拙者の希望は必ず成就するよ。」

と曰つた。これ實に彼が如何に堅實の精神を持してゐたかを證する一例である。秀吉の處世の方針は、抱負は抱負とし、希望は境遇に顧み、徒に空拳に唾して天下を取らんなどいふやうな空想に耽らなかつたのである。然も彼の精力に至つては非常に驚くべきものがあつた。信長に奉仕してから關白に任ずるまでの廿八年間、彼は殆ど連年連月、兵馬倥偬の間に在つたはもちろん、夜は更闌けるまで、或は事務を取り或は閑話し、朝は未明に床を離れ、遅く起きても四時を過ぎなかつた。ナポレオンは夜は十一時に寝て朝は三時に起き、その餘は瞬時も活動を止めなかつたといふ。十一時から三時まで寝るとすれば、僅に四時間に過ぎない。精力絶倫の人で無ければ、どうしてこのまねができやう。然も

秀吉は更闌けて寝て四時に起きた。その就寝の時を一時とすれば、一時から算へて三時間に過ぎない。ナポレオンよりもなほ一時間を減じてゐた。その大精力たるや、實に想像の外ではあつた。而してこの大精力をいよ／＼ますます／＼熾盛に發揮してその名を後世に施くに至つたは、關白就任以後のことである。

八一 諸將任官

秀吉は關白の職に就くや、その年、將士を奏してそれ／＼任官させた。その主なるものは左の如くである。

- 大納言平 信雄(織田氏)
- 權中納言源 家康(徳川氏)
- 權中納言 豊臣 秀長(秀吉の舍弟)
- 權中納言 豊臣 秀次(秀吉の姪)
- 侍 從 豊臣 秀家(宇喜多直家の長子)
- 少 將 豊臣 利家(前田氏)
- 少 將 豊臣 秀康(家康の子)
- 少 將 豊臣 秀勝(信長の四男秀吉の養子)
- 侍 從 豊臣 勝俊(木下長嘯子)

- 侍 從 豊臣 輝政(池田勝入の次子)
- 侍 從 豊臣 長益(織田氏)
- 侍 從 豊臣 信秀(信長の六男)
- 侍 從 豊臣 利勝(前田利長)
- 侍 從 豊臣 定次(筒井氏)
- 侍 從 秦 元親(長曾我部氏)
- 侍 從 豊臣 頼隆(峰屋氏)
- 侍 從 豊臣 忠興(細川幽齋の嗣子)
- 侍 從 豊臣 氏郷(蒲生氏)
- 侍 從 豊臣 秀一(長谷川氏)

等である。この中信雄を以て任官中の筆頭とする。信雄は元來昏愚で後入齋である。然るに秀吉は彼を遇するに大納言を以てした。それは信雄は昏愚といへどもなほ尾勢を保つてゐたからである。家康を權中納言としたのも家康を屈強の味方として東國の鎮めとしたいからであつた。秀長、秀次に至つては、一は舍弟、他は姪だからである。殊に秀長は、秀吉の舍弟として親しく用ひて、その武功に大に見るべきものがあつたからである。秀長の秀吉におけるは、義經の頼朝におけるが如く久しく辛酸を共にしたものであつたが、しかも義經の頼朝に遇せられた如くではなかつた。それといふのも秀吉が頼朝よりも數段高くすぐれた點があつたからであらう。秀家を參議としたのは、宇喜多直家が疾く

中國征伐の時に當つて秀吉に與し、爾來最も馳走に努めたからであるが、秀家も亦異常の才で大に爲す有る人であつたからである。利家を少將としたのは賤ヶ嶽以來の忠を録したものが。秀康は家康の子で秀吉の質子であるが凡ならず、秀勝は信長の第四子で秀吉の養子である。勝俊その他を侍従としたには、當れるもあり、當らざるもあるが、これも亦一は將士の功を録して勞を犒ひ、ますく將士の心を攪らんと欲したのと、他は官中を改革して豊臣の勢力を官中に植ゑ付けようとしたためである。果して秀長、秀次、秀勝、勝俊一門の外、諸將に賜ふに豊臣の新姓を以てした。甫庵はこれを斷じて、武家の任官は後になれば多いが、當代に在つてはこの人々に始まるといつてゐる。これを明治維新の際に見ると、西郷隆盛等の薩派が勢力を得るや、桐野、村田等は侍従となつて君側に仕へた。薩派が桐野、村田等を官中に入れたのも亦實に官中に勢力を張らんとするに在つたのだ。晉に陛下に忠ならんとしたためのみではない。惟り秀吉のみならず、政權を掌握して天下に號令せんと欲するものはみなその必要のところに勢力を張らんとするものである。

八二 豊臣内閣 (上)

金革相交はり、兵亂時なしの場合であつても、庶政は一日も廢することできぬ。ましてや天下を戡定し、太平の基が漸く開けようとする時に當つては、政治は最も力を注がねばならない。秀吉が關白となつて天下の政治を關白するや、こゝに五奉行を置いて政務の任に當らしめることとなつた。これ天正十三年のことである。ただしこれぞ豊臣内閣といふべきものであらう。

五奉行に任ぜられたものは、淺野長政、石田三成、増田長盛、長東正家、前田玄以の五人である。當時秀吉の令に曰く、

- 一 德善院は所司代として洛中洛外之出入、神社佛閣之義に至るまで一人として裁判可申候事
- 一 長東は知行方其外萬算用等之義、己之任として裁許可仕之事
- 一 三人は萬端可然様に執行ひ、諸人不痛様に令分別尤候、大なる事相滞るにおいては、五人として令相談、其宜に付て極可申、大體定りたる事をば一人二人してもすまし可申候事
- 一 國々之取沙汰萬出納之義、早速埒明候様に由斷有間敷事
- 一 訴等之義に付ては、心を虚にし聞届可申候、富威兼備はりたる者と、才勇不足にして殊貧者の公事は不盡淵底聞迷有て不問も汚名可立之事

と。これに由つて推見する時は、前田は京都市長で且つ教務大臣ともいふべく、淺野、石田、増田は宮内、内務、司法の諸大臣の事務を共通に擔當し、長東は大藏大臣專任であつたらう。日本制度通に、前田は京洛の政治及び神社佛閣を管し、長東は貢賦、租税、會計を掌り、淺野は朝家の事務及び内政を知り増田及び石田は法令及び雜務を掌り、大事は五氏商議したといつてゐるが、當らすといへども遠からずである。ただし秀吉が令して以て大事は會議して決すべしといひ、又訟獄のことは心を虚にして聽くべしといつたは、一は今日の内閣會議に當り、他は今日の司法の神聖ならざるべからざるをいへるに當る。

五奉行の制は秀吉が關白となつてから設けたものであるが、その以前からこの種の制はあつたので

ある。玄以が所司代として京都に現れたのはその前からである。三成の如きは五人の中での最年少者で、この時漸く頭角を現して来たのである。今この五人に就て少しく月旦を試みれば、長政は一世の豪傑ではないが多少の才智は有り、秀吉の室北政所と義兄弟であり、秀吉ともまた兄弟の約があつた。秀吉が彼を抜いて五奉行の一としたのも故なきことではない。長政の爲人を按ずるに、才智は見るべきものがなくはないが、見識乏しく、勇氣足らず、正邪の念、理義の心が缺けてゐる。若し彼が秀吉の姻親でなかつたならば、秀吉はどうして彼を用ひて五奉行の一人にしやう。中には、長政は仁聞あり、且つ秀吉に對してしばしば面議して憚らなかつた、偉傑といふべきだといふ人もあるが、彼の仁聞は凡聞であり、彼の面議して憚らざりしは狂れてゐたためであつた。その證據には、彼の行事を見るに一として仁義の光耀したるものはない、一として面議に當つてゐるものはない。殊に甚だしいのは秀吉の依托に背いて天下を窃取した奸雄家康に與して豊家の滅亡を見ながら、晏然としてゐたことであつた。關原の役には、三成が憎いために西軍に與しなかつたものもあつた。三成を好物として、事成就の曉には天下を取るは三成ときまつてゐるから、豊家の爲に倒さなければならぬといつて家康に結んだものもあり、又天下の大勢は家康によいから、家康に附かなければ我が家が危いといつて東軍となつたものもあつた。この事情から見るときは、意の前者に有つたものは私の感情を以て公の事に當つたものである、その罪は誅に値する。中者に意の存したものは、猜疑を以て人を見る邪人たるのみならず、形勢事情に暗い凡愚といふべきものである。更に後者に至つては、事大根性の卑劣漢で聞いただけでも嘔吐を催さすにはゐられない。長政が若し前者であつたら道義上の罪人である。中

者であつたら凡愚の謗は免れない、そして後者であつたとしたならば、その面に唾すべきである。要するに長政の如きは秀吉と姻戚であつたればこそ幸に秀吉に取り立てられたものである。斷じて奉行の一人として一本立の資格があつたものではない。

八三 豊臣内閣 (中)

秀吉が或日三成を評して、

「石田は諫諍の時に當つて予の氣色を取らず、萬づに赤裸を好んだ。」

と曰つたことがある。この言に由つて三成の爲人を推想するなら、三成は侃々諤々、面議を憚らず、卒直の性を有したものである。

三成はもと江州の一寒村に生れ、幼時、秀吉に拾はれて人と成つたものであつて、性、慧敏にして大度あり、慧敏なるが故に響の聲に應ずるが如く、大度あるが故に能く人を容れた。

三成の慧敏な性を見んとすれば、その例は枚擧に遑がない。殊に彼が棹尾の一戦たる關原の役を起した原因動機を看取すれば、その慧敏性が遺憾なく發揮されてゐる。秀吉薨去の後直に天下を掌握せんとしたものはその家康たること當時萬人の認めるところであつた。故に三成は速に家康を挫かなければ豊家は見すく滅亡すると、衆に率先して討徳に着手したのである。

三成が敗れ、捕はれて大津に繋がれ、家康の臣本多正純に會ふや、

「我は匹夫より起つて國土を領した。これ一に太閤の恩賜にして譬ふるに物なし。つらく天下の

形勢を按ずるに、今にして家康を亡ぼさずば遂に豊家の爲に可ならず、こゝにおいてか景勝、秀家等を誘つて、この役を起した。戦に臨んで裏斬者を出し、必勝の戦争を全敗に歸したるこそ残念である。裏斬者さへ出さなければ、かへつて汝等をかく縛めたであらうに、遂に我が志は成らなかつた。運盡くれば義経も衣川に空しい。我の敗れたは天命である。」

と曰つた一言は、關原の役を起した眞實心を語つたものである。今にして家康を亡ぼさなければ終に豊家の爲に可ならずといつたは、三成がその慧敏性を以て家康の心底を看破したものであつた。

人は多くは成敗の跡を見て斷ずるが、歴史は決してそれを以てしては眞を得るものでない。三成の彼の擧を以て無謀なりとするものもあるも、それは亦不詮索の甚きものである。當時の形勢事情より考ふれば、彼の敗亡は毛利が家康に款を通じて戦はなかつたためである。又毛利が戦はないにしても秀秋の裏斬さへなければ西軍は必ず勝を制し得たのであつた。三成が戦に臨んで、必勝の戦争を全敗に歸せしめた、實に残念至極であると慨歎したは、けだし、こゝをいつたものであらう。

三成の大度を證する好例がある。彼が水口二萬石に封ぜられた時のことだつた、秀吉がその方は必ず多くの士を抱へたであらうと問ふと、島左近一人を抱へましたと答ふ。秀吉が少々いふかつて

「左近は音に聞えた士である。汝の小祿ではとても汝に仕へまいに。」

といふと、三成は祿の半ばを割いて一萬石を與へた旨を答へた。こゝにおいて秀吉は感歎を禁じ得ず「君臣の祿の等しきは古來未だ曾て聞かぬところ。だが汝の志にしてさうなくては左近ほどのものは汝には仕へまじ。」

といつた。祿の半ばを割いて人を招くなどいふことは、大度のものにあらざれば亦能くなし得るものではない。秀吉の感歎したのも道理である。

仔細に三成の性格を解剖せば賞讃に價すること少しとしない。彼の細心の如きは實に微を極めたものであつた。或年の十月のことである、毛利が桃を得て秀吉に獻せんとした、三成はそれを見て、

「今は桃の季節でない。見事は見事であるが、時ならぬ物を食して病ひでもすれば足下に迷惑が至るといふもの、むしろ季節の物を獻じたがよし、品物の如きは選ぶに及ばず。」

と注告した。毛利は成程と首肯して進獻を中止した。この時毛利と同じく珍物を獻げんとしたものは多かつたが、毛利の中止を見てみな毛利に倣つて中止した。

人は決して人として完全なものではない。如何なる人にも缺點はある。三成の如きはもとより釋迦や孔子の類でない缺點の多きは當然である。然るに多くの人のうちには缺點のみを捉へて批議し美點に着目することを好まぬものがある。三成が關原に敗れてからは、徳川氏に有利で石田一派に不利な史料のみが残つた、そこで三成を惡罵するものは極端に走つた。只さへ三成は生前から人の誤解に由る憎しみをうけてゐたものである。その死後、そして反對黨の天下において同情ある批評が受けられるはずがない。

秀吉は人を鑑る明をもつてゐた。三成が姦佞邪智の曲者であつたら、武動もなく文動も未だ多くなかつた當時においてどうして彼を五奉行に抜かう。三成の才幹が秀でゝゐたことは、五奉行となつてから勢威他を壓し、殆ど秀吉の代理の如き觀を呈してゐたことで知れる。秀吉の三成評は群評の上に

超えてゐる。秀吉曰く

「自分の死後天下を治めるものは家康である。然し彼は實直過ぎるから、家康でなければ必ず治部少輔であらう。」

古來、英雄、英雄を知るといふが、秀吉の評は、すなはちそれである。三成は實に五奉行中の第一人者であつた。

八四 豊臣内閣 (下)

増田長盛は軍政治家であり、又名判官であつた。訟獄を斷ずることは水の流れる如く、些の滯りも見なかつた。彼は三成に聽いて關原の快舉に與つたが、表面家康に歸するが如くに見せて大阪に在つて秀頼を守護してゐた。關原の役に敗れて岩槻の城主高力左近太夫忠房に預けらるゝや、日夜豊家の隆運を祈りつゝ配所の月を見ること十數年、大阪の役の後、家康に誅された。出處進退に果斷ならず、明白を缺いたことが缺點だつたが、智者には免かれぬことだつたらう。

去東正家は丹羽長秀の家臣だつたが、秀吉は長秀の死後彼れを招いて出納の事務に當らせ、五奉行を設くるに當つて擧げてその一人に加へたのである。正家は平時は財政のことに當り、戦時は兵站の事務を司つてその才一世に超えた。されば當時、人は彼を呼んで今蕭何と評してゐた。彼が九州の役、小田原の役などに秀吉をして、その兵站方面に後顧の憂なからしめたことは、人の知るところ家康は曾て彼を評して、正家は武功の勝れたものではないが兵站のことに長じてゐた。秀吉はそれで寵愛し

てゐたのだといつた。正家は家康の評の如く武功には勝れた聞えはない、關原の戦にも單に三成に與したといふまでに過ぎなかつたやうな觀があつた。彼は文官肌の男であつて武人型の人ではない、政務を得意とするも戦争は不得手らしかつた。何人にも一長一短は免れない。正家に武功の見るべきものがないからとて、文勳の優秀を没却すべきでない。殊に彼が關原の役に與し、戦に敗れて自裁したのは義を知るものといはねばならぬ。

前田玄以に至つては、忘恩奴である。彼はもと織田信忠に仕へ、信忠が二條の第に自裁するや、遺命を奉じて三法師を擁して安土に逃れ、後、秀吉に仕へて所司代となり、終に五奉行の一人に加へられたものである。彼は爲人、智慮深く、色慾に溺れず、學は儒佛に亘り、歌道を兼ねてゐたといふが、惟ふに小廉曲謹、酷吏の風のあつたものであらう。彼が所司代として京都に在るや、法令を嚴にして衆人を感服させたといふ。彼は僧侶から身を起したものである。冷酷殘忍は天性でもあらうが、また覺者修業の賜でもあつたらう。關原の役の起るや、彼は家康に内通して豊家の恩を知らないもの如くであつた。すなはち織田秀信が三成に與して討徳の軍を出すや、彼は驚いて、それを止めて曰く「織田氏の子孫は幾世を経て徳川氏に背いてはならない。速に家康に與して織田家の安全を計られよ。」

いやしくも義を知るものなら、こんなことはいへたものではない。然るに彼は恬然としてそれを言ひ放つてをる。忘恩の奴でなくて何であらう。果して秀信はその言を容れなかつた。

秀吉が人を用ふるや主として才を採り、技を用ひたやうである。彼は人を鑑ることは信長に及ばな

かつたが、それでも信長を除けばその事は當時第一の評があつた。彼はみだりに好むところに溺れて採ることはしなかつた。その證據には近親を遇すること多くは薄かつた。玄以のやうなものを用ひたのも畢竟その才を愛したからであらう。要するに當時の人を観るに武勳の赫々たるものはあつても、政治的識見と政治的手腕を有するものは少かつた。秀吉が五奉行を制定するに當つて彼の五人を選らんだのも、必竟は已むを得なかつたからであらう。但し三成に至つては一世の智雄である。他の四人とは段格を異にしてゐた。三成が五奉行の一人となつてから嶄として頭角を現し、常に秀吉の代理となつて萬事を切り廻したは、けだし所以あるかなである。豊臣内閣は三成あつてこそ異彩を放つた。

八五 大佛造營

英雄は由來土功を好む。秀吉も亦その一人であつた。彼は大阪城、聚樂第の如き未曾有の大土功を起したに拘らず、なほ足らずとして京都に大佛造營を企てた。これ天正十四年のことである。そしてその造營は五箇年計畫であつた。

釋清韓は大佛鐘銘の冒頭に、

「欽みて惟みるに豊國神君は昔年普天の下を掌り臆兆の上に位す、外は仁政を施し内は佛乘に歸す、是の故に天正十六戊子夏の孟、伎を平安城の東に相し大梵刹を創建し盧舍那の大像を安立したまへり、蓋し夫の聖武帝の南京の大像に慕蘭し頼朝公の東大寺の再建に唏願するものなり。」

と曰つてゐるが、この言は殆ど當つてゐる。然し甫庵のいつてゐる方が一層秀吉の目的の那邊に在つたかを説明して餘りがある。曰く、秀吉は聚樂に在つて洛の内外を殷賑ならしめんと欲し、東山に大佛の建立を思ひ立ち、そしてこれを五奉行に命じた、と。これに由つて觀る時は聖武帝、頼朝に習つたのはいふまでもないが、その目的は都市繁榮に外ならない、大佛靈あらば今なほ苦笑を禁じ得ないであらう。

總ての書は悉く大佛は豫定の如く五年で竣工したと記してゐるが、こは大略の竣工であつて、完全な竣工ではなかつた。高野文書中に、

「急度被仰遣候、高麗船共被仰付候、然者材木人数等指合候間、大佛儀、先々打置、柱には蓋を仕可置候。」

とある秀吉の朱印狀に據り、天正十九年すなはち六年目に大佛造營を停止してゐることが知れる。停止は明年、証明の師を發することに決せるためである。多忙のそれと用材を船材に振向ける必要が起つたことなど停止の原因と見れば當らずといへども遠からずである。但しその停止も全然の停止ではなかつた。

「但し今迄大佛へ取寄在之材木分、有次第者、人数五六千人にて可仕候。」
とは前記の高野山文書中に在る。果して、名護屋から興山に與へた朱印狀に、

「次大佛佛事入精故、存外出來由候、辛勞至候云々。」
とある。

初、大佛の造營に着手せんとするや、先づ五奉行に命じ、中頃から事務の簡抄を計るため、玄以一

人の裁断に任せた。玄以はかやうに重用せられた程であるから、最初からこの工事を主となつて經營してゐた。當時命を蒙つて造營に馳せ参じたものは佛匠宗貞、宗印兄弟、支那佛工王退並に高野山の住僧興山等である。興山は造營に經驗があり、王退は故國の造佛に通じてゐたので、彼等が造佛の主任となつて工事を急いだ。これに加はつて工を助けたものに、寺西筑後守、早川主馬頭、片桐東市頭、古田兵部少輔、槽谷内膳正、間島彦太郎、池田備中守、河尻肥前守、上田主水正等がある。佛像係の外に殿堂係、地形係があつて殿堂係はその木材を土佐、九州、信州、紀州から集め、地形係はその石材を各地に求め、巨木大石を洛外に聚積した。大工事に當つて常に困むことは木材石材の運搬であるが、興山は頓智を出して易々と運んだ。ある日、秀吉はこれを見て躍り上り、扇をひらいて

「興山、褒めて遣す、褒めて遣す。」と喜んだ。

蒲生氏郷は磊々落落、秀吉に似た人であつた。工夫等が大石を運ぶに困するや、たちまち大石を金爛、緞子に包み、自分が石の上に坐つて音頭を取り、えいや／＼と牽かせたので、工夫雜役は興に乗じて重いのも忘れて引いて行つた。かくすること毎日に亘るや、洛中洛外の老幼婦女がそれを見やうと道路に堵をなし、終には諸大名もこれに倣つて列に加はり、節面白く唄ひながら牽いたといふ。

五年計畫の大佛造營はかくの如くにして殆んど成功を見、京都はそれがために繁榮の一策を得たわけだが、後年この事を議するものがあり、それが秀吉を始皇に比し、この造營を以て秀吉は民の疾苦

を顧みないものだと思つた。甫庵の如きはその一人である。曰く『或老人はいふ金銀の費萬民の勞を厭はず意に任せて思ふところを行つた人主を見るなら、異朝においては始皇であり我が國では秀吉であらう。その前途は果して如何。始皇は二世で絶えた。吁大佛を建立して多大の利益を吹聴したものを萬民は必ず怨むであらう。幾多の民人を痛苦に陥らしめ自分一人利益に預からうとするのは我黨の士の好むところとは雲泥の相違である。或人は又いふこれ等の國病はこれ一つに止まらない。どうして癒すべきであらうかと問うたので、自分は天下國家に學校が在つて學問の道が明かならば國病の重いことを願つても叶はず必ず治療に及ばずして癒へやう。師道が明かなれば君道も闇からず、君道が闇くなければ國病の癒へないことではないと答へた。』と。けれど腐儒の見である。英雄の心胸を知り得たものとはいへない。古來英雄の爲すところは多くは積極的である。消極的な人物があつてこれを評するなら、その人は腐儒でなくともこれをよいとはいはない。秀吉のこの種の業を以て暴なりとなすものは秀吉が積極的政策を以て終始したことを知らぬものである。それは消極的人物に過ぎない。

八六 九州の役 (一)

頼朝の時に當つて大友氏は九州の探題となり、爾來龍造寺と共に九州の雄鎮であつたが、露往霜來幾變遷して大友氏は漸く衰へた。こゝにおいて西陲の一族は隆々として起り、探題別授の名を以て威を九州に振ひ、大友氏その他の諸將を攻めて頻に地を略し、將に九州一統を試みやうと欲したものがあつた。それはすなはち島津氏である。秀吉の時に至つて大友氏は秀吉に援を請うた。こゝにおいてか

秀吉の親征を見るに至つた。秀吉は曾て衆に向つて曰く

「東に北條あり、北に佐々あり、西に島津がある。この三者は大戦である。」
とこれに由つて見れば秀吉が島津を征したのは、必ずしも大友の哀訴があつたからではない。秀吉が島津征伐を思ひ立つてゐたのは、すつと以前からであつて、つとに仙石秀久を商人に扮せしめ、島津の領内を偵察させたことさへあると傳へられてゐるほどである。

初 秀吉は書を島津に與へて曰く

就勅諭染筆候、仍關東不殘、奥州果迄、任綸命、天下靜謐之處、九州事于今餘楯之儀、不可然候條、國郡境目之相論、互之存分之儀者、被聞召届、追而可被仰出候、先敵味方變方共、可相止弓箭旨、叡慮候、可被得其意儀、尤候、自然不被守此旨候者、急度可被成御成敗候之間、此返答、各爲に者一
大事之儀候、有分別可被言上候也

十二月二日

島津修理太夫殿

秀吉

秀吉は天正十三年十月には既に關白となつてゐたので、勅諭に就き筆を染むと稱し、天子の勅を奉じてかくは高飛車に出たのである。當時は皇室の式微その極に達し、信長、秀吉が起るに及んで皇室の尊嚴は漸く起らうとしてゐたが、未だに勅命を勅命とも思はない振舞をする者が到る處に在つた。邊陲に割據した島津氏の如きもそれである。けれども勅命は大義であり、大義に反抗はできない。そこで島津は辭を婉曲にして回避の筆を揮ひ、秀吉が同時に命じてその旨を書送させた細川玄旨對に對へ

て曰く、

抑依令天下統一靜謐、從關白殿、九州之餘楯可停止之段、殊更綸旨相加候歟、即屢勅命候、隨而先年以信長公才覺、大御所様近衛被仰刷、豐薩和平之姿罷成候以來、聊無隔心之處、從豐者、度々愁變雖有之、守右一諾之筋、于今無干戈之催候、然處、頃至向肥之國境、數ヶ處被致破擲候、如此彌於被執懸者、自今以後の儀等、難測候、必竟可及相應之防戰候哉、少も不可爲當邦之改易候、以此旨被成御用捨、宜預御披露候、恐々謹言

正月十一日

細川兵部入道齋殿

義久

と。頃向肥の國境に至り數箇所破擲致され云々とは、大友が立花道節、高橋紹運をして筑後柳河に龍造寺を攻めさせたことをいふのである。島津のいふところには固より理がある。けれども島津に在つてはこは只その結果を捉へていふに過ぎなくて意は九州一統に在るから、むしろそれを希望したのである。島津の意中を忖度する時は理に従つたものではなくて、利に走つたものである。秀吉は彼より數段の上手だ。形勢のこゝに在ることを看取しないはずはない。彼はあくまで高飛車を極め込んで、その使者を歸して曰く、

「薩摩、大隅、日向の三州の守護と肥後、豊前の各半國の領有とを許すも、その他の領地はみな返附すべし。その諾否の返答には來る七月までの猶豫を與へる。その期に至つても返答なくば直ちに兵を出して征伐するであらう。」

秀吉がこの時到底征伐の外なきを知らながら七箇月の猶豫を興へたのはこれより先秀吉は家康と和平を結んだけれども、家康が未だ上洛しないので、家康の表裏に測り知れないものがあり、七箇月の間に家康を上洛させて後顧の憂を絶つた後にしやうと考へたからである。

島津も亦秀吉の必ず來ることを知つてゐた。そこで使者の歸り報するを待たずに秋月種實、龍造寺政家等の質子を取つて大友攻撃の準備に着手し、五月に使者が歸つて秀吉の命を報するや、我が武揚つて四州を保つてゐる、何を苦んでか地を割かう、と應戦を準備して、肥前、肥後、筑前、筑後に出兵して高取城に筑紫春門父子を殺し、勝尾城に廣門を降し、立花城に統虎を圍み、八月に至つて撤退した。これより先統虎は秀吉に援を請ひ、秀吉は承知して山陽、南海の兵を送遣した。九州役の端はこゝから開かれたのである。

八七 九州の役 (二)

豊臣、島津二家の兵を一顧すれば、豊臣は畿内、東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海、西海に亘つて五畿七道四十八州の兵三十三萬三千からあり、島津は薩摩、大隅、日向、肥後、筑後、肥前、豊岐及び筑前、豊前の大部で七萬四千に過ぎなかつた。島津が如何に猛暴でもその兵は豊臣の三十餘萬に較べて僅に五分の一に過ぎない、既に兵數において力の劣れること數段である。螳螂の龍車に對するとはこのことであらう。大勢は戦はずして知れてゐる。

果して秀吉は書を黒田孝高に與へて島津征伐を公言するや、何の手間日間要るものかと曰つた。け

れども鷲鳥は物を睨ふに必ず全力を罩める。島津征伐は易しとはいへ、秀吉は輕々しくこれに當らず、先づ畿内、東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海の各道二十四州に動員令を下し、兵を徵すること三十萬、又兵三十萬馬二萬に對する糶秣一年分を兵庫、尼ヶ崎に集積し、石田三成、大谷吉繼、長束正家とその兵站を掌らせ、且つ小西隆佐に糶十萬石を赤間關に輸送させ、天正十五年三月朔日、大阪を出ていよ／＼西征のために親發した。大勢は既に知れ、敢て意とするに足らずとはいへ、なほ三十萬の大軍を動かすのは、彼が例の口癖の位詰で先づ敵の膽を奪はうとしたものである。兵は戦はずして勝つを上乗とする。秀吉の位詰なるものはけだしこの秘機に出たものであらう。

これより先、秀吉は仙石秀久、長曾我部元親、十河存保を豊後に派して大友を救ひ、島津を釣り出して島津の故國に去るのを止めやうと計つた。こは秀吉が親ら行つた曉、勝敗を一舉に決しやうと望んだものである。故に初め秀久に、

「輕舉に事を爲してはならぬ。たゞ島津を牽制して予の至るを待てばよし。」

と命じた。然るに秀久はいよ／＼豊後に入るに及び、主將の命を守らなかつた。すなはち島津義久が兵を派して豊後に向ひ、道々諸城を陥れて利光城に迫つて城主利光宗匡を圍み、宗匡が援を府内の大友に請ふや、秀久はその時元親、存保等と府内に在つてこれを聞き、赴援を議して一戰擊破すべしと主張した。存保は、

「敵は大軍である。小勢を以て河川を渡り、敢て野戦を決行するは策の得たものではない。この壘野を守つて敵の來るを待ち、然る後一戰するも未だ遅からず。若し敵來らざれば命を奉じて主

將の至るを待つがよし。」

と諫めた。元親も亦、

「寡兵を以て大衆に對ふは良策ではない。只この城を守つて毛利の來たるを待ち、與に議して機宜に適する手段を講ずるが可ならん。」

と曰つたが秀久は聽かず、

「貴殿等同意なくばそれがし一人にて行かん。」

といふので、元親、存保は心ならずも秀久に従つて進軍した。秀久が我意を張り、元親等がそれに従はねばならなかつたのは、秀久が監軍として二將の上に在つたからである。

秀久等が行つて戸次川を渡り、秀久と存保とは追ノ口に陣し、元親、信親元親の子及び元親の士桑名太郎左衛門は山崎に駐した。前者は左翼隊で兵三千、後者は右翼隊で同じく三千、この時大友義統も若干の兵を率ゐて豫備隊として隨つた。

島津方のこの時の總司令は家久であつたが、彼は豪膽の士であつて善く兵を用ゐた。家久は秀久等が至つたことを聞き、且つ兵の寡きを知るや逆撃して擊殺しやうと、兵を四分して秀久等の河を超えざるを待ち、先づ第一隊を放つて元親等を討ち、戦、利あらずして退くや第二隊を遣して擊退し、同時に第三隊を秀久に向はしめ、自ら元親の本營を突き、各隊と合するに及んで赴援全部を戸次川の右岸に覺め、攻撃猛烈を極めた。元親等は善く戦つたが衆寡敵せず、信親、存保は死し、太郎左衛門も信親に殉じ、秀久は手兵五十餘人と共に辛うじて上野原に逃げた。元親は我軍潰え、信親の死せるを見て、

「一子既に死す。我も亦後を追はん。」

と馬を下りて刀を振り、獨り敵中に突進せんとした。臣下の十市新右衛門尉これを見て大に驚き諫めて馬に乗せた。こゝにおいて元親は士卒二十餘人と共に上野原に歸り、秀久に會つて後事を議した。然るに秀久はこの時既に爲すところを知らず、窃に故國に歸ることを主張し、淡路の洲本に走つたので、元親も已むなく故國に去つた。

戸次川の一戦はかくの如くにして我軍の大敗に歸したが、秀吉はこれを聞いて大に怒り、

「秀久の輕舉こゝに至る。予の戒めたるはこゝのことだ。」と直に秀久の封を奪つた。

八八 九州の役 (三)

島津は秀吉が必ず來るとは思つてゐたが、まさかに三十萬の大兵と一年分の糧秣とを準備しやうとは夢にも知らず、大友を攻めてますく威を振はうとした。すなはち豊後に出て來たのはこの不用意からである。だが彼の大軍と大糧とを知るに及んで俄に喫驚し、むしろ退いて守るに如かずとして戸次川の大勝にも驕らず、早々、軍を收めて故國に入つた。

秀吉は親發して九州に至り、豊後に一決戦を試みようと思ふ甲斐もなく、秀久の輕舉のため南海六千の兵を損し且つ島津に退却されてその恨已む方なく、長驅して薩摩に入ることとはなつた。秀吉は三月二十五日に赤間關に着し、こゝに全軍を大別して本支の二軍に分ち、支軍を秀長に授けて日向、

大隅方面に入らしめ、本軍は自身で督して豊前から薩摩に向つた。この時秀長に属したものは毛利輝元、小早川隆景、吉川元長、黒田孝高、蜂須賀家政、加藤嘉明、脇阪安治、宇喜多秀家、宮部繼潤、筒井安次、尾藤知定及び大友義統等で兵數は十萬、他は悉く秀吉が帥ゐた。

秀吉は赤間關を發して門司に渡り、馬ヶ嶽に至つて秋月種實の屬城たる巖石城を攻め、一方には兵を發して秋月の本城に進ませた。巖石城には種實の士熊井久重、芹田六兵衛等兵三千人が籠つてゐたが、蒲生氏郷、前田利長、羽柴秀勝一萬の兵を以て攻め、その日の中に抜いてしまつた。巖石城は豊筑の間に在つて夙に難攻の稱があり、秀吉も初めは敢て攻めずに氏郷等に壘を築いて監視させやうとした。ところが氏郷が頻りにこれを攻陥することを請うて止まなかつたので、秀吉は偵察隊を放つて城情を偵察させ、偵察士の報告を聞いてから氏郷の請に任せた。しかも一旦これを攻陥することに決すれば本戦は最初の一戦である。その手際を見せて敵に徇へねばならぬ。そこで柞原山に登つて氏郷等を激勵し、一刻寸時を争はせた。四月朔日のことであるが氏郷は早天、馬を進めて城に薄り、間斷なく攻撃して、敵の強烈なる矢丸の雨を浴びながら、力闘屈せず、秀勝の援を得てたちまち城門を破り、二の丸を取つた。秀吉は遙にこれを見て感歎惜かず、

「△△△△出したたり、出かしたりの意歎」

といひながら着てゐた胴服を脱いで左右に授けて氏郷に送り、

「これを着して本丸に登れ。」

といひ添へた。氏郷は感激して賜はつた胴服を着し、左右に命じて、

「汝等みな進め、予も行かん。」

と馬を躍らして本丸を突き、激戦數刻の後本丸を崩し、遂に難攻の稱ある名城を數時間で攻陥した。秀吉は城の落つるを見て欣喜雀躍し、更に人を以て鹿毛の名馬一頭を氏郷に贈り

「凱旋將軍、この名馬に乗じて來れ。」

氏郷が名馬に乗つて秀吉に謁すると秀吉はいふ

「御身の今日の勳功は實に殊勝の至りである。なほいよく忠を盡されよ。」

この日氏郷の配下に在つて殊功を立てたものに蒲生源左衛門、寺村半左衛門等數名があつた。秀吉は手づから彼等の指物を取つて、

「予が遙に觀たところ、この指物が先頭に在つた。誠に功名の士である。」

と感歎して、羽織を與へ、金銀を取らせて賞を行つた。

氏郷は英傑である。秀吉は夙にこれを愛してその才を用ゐた。氏郷が當日凱歌を奏して秀吉に謁せんとして、賜うた胴服を着したまふ柞原山に至るや、禮を司る者、それを非禮として脱がせやうとした。けだし陣中の禮は甲冑を着するが本當である。氏郷もとよりそれを知らざるにあらず、だが掌者の言を聽き入れず、

「關白の賜うところである。着するにおいて何の非禮がある。」

と進んで秀吉を拜した。掌者はこれを見て喫驚色を失つたといふ。氏郷の磊落、物に拘はらざることを以て見るべし。

巖石城の攻陥は秀吉の圖に當り、遠近のもの、これを聞いて喫驚せざるなく、秀吉の用兵、眞に神の如しとて佩服して降を請ふもの俄かに増加した。

八九 九州の役 (四)

巖石城の攻撃に先だつて、秀吉は長岡忠興、中川秀政、堀秀政等の兵二萬五千を筑前秋月に進發させたが、種實は巖石城が一日で陥落したのを聞いて驚き、古所山の城を捨て、毛利吉成に由つて降を請ひ、剃髮法衣して秀吉の來るのを待つた。秀吉は二日に秋月の屬城たる大隈に至り、城兵が風を望んで逃遁するのを見て、城に早川長敏を置き、三日、秋月に着して秋月父子の降を入れ、父子を引見して、

「汝等は島津と與に凶暴久しかつたが、今日、剃髮して參つた以上は、また何をかいほう。直に島津征伐の先鋒となつて折角忠義を盡くされよ。」

といふ。父子はこれを聞いてその寛大に感泣し、直ちに兵を率ゐて先鋒となつた。

傳説に、この時種實父子は剃髮して芥田の路傍に出て秀吉を迎へ、降を請うた。秀吉はそれを見て種長に、

「その方は既に降つた。この上は憂ふことはない。その方の家藏に檜柴の茶器といふ珍寶があると聞いてゐるが、一つ見せては呉れまいか。」

といつた。種長が、

「敢て名器といふ程の物ではござりませぬが、殿下の台覽に供するを得ば、これに過ぎた光榮はござりませぬ。直ちに歸つて携へて參りませう。」

といふと、秀吉は、

「わざわざその方を煩はすには及ばぬ。使者を遣せばよい。」

といつて種長の家に使を遣して彼の重寶を取り來らせ、つくぐと覽て、

「聞きしに優る名器である。その方の必ず家寶とするところであらうが、予に惠與はできないか。」と懇望置かなかつた。種長は、

「既に軍門に降を請うた以上、また何物を惜しみ申さう。」

といつたので秀吉は大に喜び、

「その方は長くこゝにゐたからその方の士卒は必ず心配してゐるであらう。速に歸つて士卒を安心させよ。由來我を拒ぎしは武門の習故、既に降つた以上、予は恨を含まぬ。所領も亦もとのまゝに取らせるぞ。」

といつた。種長が歸つて事の次第を話すと、士卒は聞いてその寛大さに驚いた。とある。

この傳説を観ると、秀吉の磊々落落たること、寛仁大度なこと、を目のあたりに見るやうで、秀吉の性格を寫して眞に迫つてゐる。しかし、かゝる傳説は要するに傳説として取るべきで、史實としては用ふることはできない。何となれば種實父子は降を請ふに當つて、先づ毛利吉成の營に至り、一女を質とし、金子百兩、米二千石及び檜柴の茶器を獻じて吉成の斡旋を依頼したことは史實の證すると

ころだからである。惟ふに種實父子は一城の主である。たとへ降を請ふにしても路傍に土下座して百姓町人の眞似をするやうなことが有り得やうはすがない。秀吉も亦關白である。たとへ垂涎して止まぬものがあつたにしても、それは多寡が一個の茶器に過ぎないものである。それをば敢て人の弱點に付け入つて強請するやうな卑しい振舞をするはずはない。

秀吉は足利末の風習を受けて茶道樂の人であつた。その爲、彼れの茶道樂上の訛傳が少くない。彼れが後年名護屋に下らうとして途中博多に寄り、茶人宗湛の家に憩ふや、こゝでも亦訛傳を布かれた。すなはち宗湛は家に有名な文淋の茶器を藏してゐたが、秀吉が來たのでそれを見せた。秀吉は一見して垂涎止まず、懇望したけれども宗湛は肯かない。そこで秀吉はその茶器が床の間に在つたのを幸、そつと取つて懐に入れ、馬に跨つてから、宗湛これを、といつて強めて請ふ意を示した。すると宗湛は袂から一器を取出し、

「殿下、こゝにござります。」

といつたので、秀吉は宗湛に誑されたのを憤つて窃んだ茶器を地に擲つて去つた、といふのである。この傳説に信するに足りないことが三つある。一は茶器を床の間に置いたといふこと、二は眞實二個を作つて豫め秀吉の強請に備へたといふこと、三は秀吉の馬乗といふことである。秀吉は山崎の戰以來、多くは輿に乗つて馬に乗つたことが殆ど無いといふほどである。宗湛の家に行くに當つてのみ特に馬に乗るやうなことはない。又宗湛は商人の子に過ぎないけれども俊膽な男である。秀吉が來ると聞いて俄に質物を作つて備へておくやうな卑劣な舉動をするやうなものではない。茶器を床の上に置

くといふに至つては茶道を心得ざるも甚だしいものである。由つてこれは訛傳に過ぎないことが分る。彼の秋月の檜柴の茶器と、この宗湛の文淋との傳説は取るに足りないもので、同時に秀吉を傷けるものである。秀吉の磊々落落を語るはいゝが、それがために秀吉を茶器盜棒とし、茶器ユスリとするやうなことは最負の引き倒しである。

九〇 九州の役 (五)

信すべからざるものは國交である。島津が猛威を振つて薩、隅、日から殺到するや、九州の大小名は殆ど彼に附し、夫友、立花等が僅に抗拒するのみであつたが、秀吉が一たび兵を帥ゐて西下するや、前に島津に附したものはたちまち寝返りを打つて秀吉に降り、その有様は恰も風に草が伏すやうであつた。これは秀吉の德に靡いて來たといふよりは、秀吉の勢に呑まれたといふ方が當り、むしろ巖石攻陥に膽を奪はれたといふ方が中つてゐるであらう。秀吉は淺野長政をして古所山城を攻落させ、それに生駒親正を入れて、自分は營を荒平に移して五日間そこに滞在し、近國の諸城主でかねて歎を通じたもの、或は新たに投降して來たものを謁見したところ、門前市をなすの盛況であつた。立花統虎、高橋元種、長野種信、麻生鎮里、原田信種、杉連立、城井鎮房等はこの時に來り謁したのである。秀吉は十日に營を高良山に進めて、こゝで龍造寺政家、筑紫廣門に見え、政家、廣門を討島軍の先鋒に加へた。政家は曾て島津に降り、秀吉の征西を聞くに及んで島津と絶つたのである。廣門も亦島津に屈するを欲せず、曾て島津から資を徴せられた時、一たびは拒絶したが遂に力及ばずして暫く降つて

るたのである。

秀吉の西征の勢は破竹の如くである上に、所在の大小名が續々投降し來つたので、島津方に在つては大勢如何ともすることできず、四月に至つて各々居城を退き、たゞ秀吉の爲すがまゝに任せた。秀吉は平均五六里の行程を一二日との滞留で高良山から南の關、高瀬、隈本、隈の莊、八代、田之浦、佐敷、水俣、出水、阿久根、高城を経て、五月三日、薩摩の太平寺に入つた。

これより先、日向に向つた秀吉は縣城に土持久綱を攻めてこれを落し、高城に至つて定次、義統、輝元、隆景、秀家、元長兄弟と共に高城を圍み、別に繼潤、孝高、知定、家政を根白阪に進めて敵の赴援を拒いだ。高城は山田有信の守るところで、容易に抜けない。且つ義珍、家久が二萬の兵を率ゐて根白阪を夜襲するに及んで、九州役中での大戦となつた。しかし根白阪には一代の智將黒田孝高が居つて、善く謀つて逆襲大破し、敵をして收拾に迫らしめなかつたため、高城の攻圍も隙なきを得た。秀吉が高城を攻圍して二十餘日に亘るや、その間足利義昭の使者一色昭秀と興山上人の二人が來て、義昭の旨を傳へ、更に都於郡に去つて義久に會した。義昭の使者は講和勸告使で、秀吉がかねて義昭に命じて置いたのである。二使が義久に會して和を勸むるや、義久は既に正月に書を秀吉と三成に寄せて戸次川の戦を辯疏し、三月には書を眞木昭光に與へて義昭の勸告に従ふべき旨を申し出てあつたので、今更二使と接衝を重ねずともよしとし、二三の反對者を説伏して二使の言に従ふ旨を約し、伊集院忠棟を質として高城を秀吉に開け渡した。こゝにおいて秀吉は高城を收めると同時にその旨を太平寺の秀吉に申告した。

秀吉は秀吉の使者が來り告ぐるや、直ちにこれを容れて義久の來り謁するを許した。義久は髪を剃り、龍伯と改名し、法衣を着て太平寺に至つて秀吉に見えた。秀吉は彼を降人として扱はず、禮を厚くして接見し、

「義久殿。貴殿は剛毅の士である。今日皇命を重んじてこゝに伺候したることは天下太平の端が開かれたといふものである。貴殿に薩摩一國を與へる。」

といつて手づから佩刀二口を義久に賜うた。義久は拜載して出で、三女龜壽を質として講和を締結した。これ五月八日のことである。この時、秀吉は輕舸を對島に放つて宗義調を招降した。九日には左右のものに語つて、

「海内は悉く掌中に歸した。進んで朝鮮、琉球を降さうか。」

と曰つたが、座に連歌師の深水宗方が居て、

草も木もなびき隨ふ五月雨の

雨の恵みは高麗百齊(高麗)まで

と一歌したので、秀吉は聞いて殊の外喜んだ。秀吉は太平寺において義久と講和を締結するや、その月の十八日に營を撤して歸途につき、鶴田に至つて義珍を攻めようとしたが、たゞ義珍が來謁したので直ちに鶴田を去り、曾木に入り、水俣に出で、それより佐敷、八代を経て六月朔日、隈本隈本に着した、こゝに宗の家臣柳川調信が來り謁したので、秀吉はその謁を容れ、主の義調が博多に來て謁することを命じて隈本を立ち、山鹿に入つて南ノ關に出で、太宰府に寄つて博多箱崎に着した。この

時義調はその子義智と共に秀吉を博多に迎へて臣禮を取つた。秀吉も亦その父子の去るに臨んで朱章して領地を舊のまゝに與へると約し、且つ征鮮のことについて曰く

「朝鮮は軍を出して討平しやうと思つたが、義調がその間を周旋せんとの進言ある以上、しばらく出師を止める。速に鮮王が來つて朝すれば總て先規に従ふが、もしこれを遅延するが如きことあらば、直ちに親發の命を出して誅を加へる。」

これ六月十五日のことであつた。この年、義調が朝鮮に使したのは實にこの朱印狀に基いたのである。

九一九州の役(六)

秀吉が西征の役は案外島津が脆かつたので豫定以上、速に戦局の終閉を見たが、尤もこれには秀吉が島津如きに何の手段日間、要るものかとの盛んな意氣があつたからでもある。今正確な文書によつて秀吉が意氣天を衝いて眼中島津なきの態度のあつたことを記さう。

秀吉が親發の前年すなはち天正十四年八月に安國寺惠瓊、黒田孝高、宮木右兵衛の三名に與へた書中の一節に、

一唐國まで成共、可被仰付と被思召、御存分之通候條、島津背御意候處、幸儀候間、堅可被仰付之儀、不淺候、各其分別、專要候事

とあり、この文面の意たるや、吾は征明の師を起さんと欲してゐる。すなはち島津の叛したのはむしる幸である。これを誅して威を遠く明國に振はんといふにある。又同年十月、同じく三人に與へた書中に、

一敵味方、春に成候はよくたび候て、大あくび有之而、可令迷惑候處へ、段々に被遣御人數、被出御馬候者、彼逆人は、ひとりころびを致すべく候條、手間不入に、一人も不相殘可勿首候儀、手にとらせらるゝやう被思召候條、片時も早く年の暮にも成、春を待かね候間、被得其意可然候由、可申渡候事

とあつて、氣勢の熾な秀吉を眼前に見る如くである。天正十五年三月、いよく親發するや、その月途中において孝高に酬ひたものに、

一去月廿三日之書狀、今日五日、於備前片上、披見候、仍清田書狀之旨、被聞召候彼表有之薩州之奴原、不引退候様に令調儀、一廉之於抽忠節は、尤思召候、惣別やせ城共の事は、風木葉の散如く成べく候間、忠義無之族を、一切不可能許容候條、可成其意候、將又筑紫門心端仕候由、即被成御朱印候也とある。信長に附して淺井、朝倉と姉川に戦つて以來、毛利と争ひ、明智を誅し、柴田を攻め、佐々を撃ち、織田、徳川と對陣し、大戰數回、克く大局を制して今日を爲した秀吉は、西陣に蟠踞してゐる一島津の如きを固より難物とすべきはずもない。枝城などを、疲城共は風に木の葉の散るが如くなるべじといつて枯葉に例へたは當然であらう。さりとは餘りに見縊られたものである。もし同月廿日に孝高に與へた書に至つては、島津を罵殺して餘すところない。曰く、
一薩摩の奴原、武篇にて一戦をいたし、まけ候には、不及是非候處に、合戦をもいたさず、先手の備を見、敗軍候段、中々よわ者共、可被仰出様無之候、彼薩摩の臆びやう者には、太刀もかたなも入まじく候間、追

附追廻、城々を取巻可申事

合戦もいたさず先手の備を見、敗軍候段云々とは、島津が秀長の至るを聞いて豊後から日向へ退却したことをいつたのである。

島津は當時海内七雄の一で、久しく猛威を九州に振つてゐた。如何に秀吉が大軍を率ゐて來るとも、それに抗する氣膽がなければならぬのである。しかるに著者はその文書を見るに至つて呆然自失を禁することができなかつた。既に説ける通り、天正十五年正月に島津が秀長、三成の二人に書を寄せ、豊後に入り、大友を攻め、仙石、蜂須賀等を戸次川で破つたわけを辯疏するにあたり、

節々可令啓之處、遠境故無其儀候、仍舊多以兩使、如申登候、大友家連々懇候哉、引率他邦被執懸由、顯然之條、分國單折角日向境迄致出張、爲防矢、軍衆差向候、然者千石殿長會我部殿被爲一致之段其間候之間到右兩手、今度出馬之儀縱關白殿雖御下知、從當家對京都、聊不存緩疏、上者何條可有御遣恨、歟、可爲用捨肝要之旨、遮而雖申渡候、無承引被相懸候、難默止一戰、得勝利候、剩豐之家依、敗軍千長諸勢之不分、差異、數千騎討果候、案外之至、今更不及是非候、然共、深重爲申入、筋者、京都四國之士卒府内表無爲方砌、弟中務少輔爲變、大船三四艘程、堅固被遂出船、不可有其隱候旁以、御遠慮、時々可預取合事、本懷候恐々謹言

と曰つてゐる。その大友が他邦の兵まで率ゐて相戦はうとする氣勢を示すに至つたのが顯著であるから出で、攻勢を取つたといふは未だしも、仙石、長曾我部等を討つ心はなかつたが、大友の軍勢に打ち混つて辨別し難かつたから圖らずもこれを討伐したといふが如きは、如何にも意氣地ない辯疏ではないか。

九二 九州の役(七)

秀長が既に日向に入り、秀吉も亦豊前に來るや、島津は更に書を眞木島昭光に送つて曰く、

去十二月四日 御内書、三月五日謹兩頂戴、忝次第候、抑就不慮之防戰、爲御變被加御下知候事、誠外聞實儀、過當至極候、然者、雖愚意多々候、奉任貴命候之上者、敢不可存別心候、仍御太刀一腰、御馬壹匹、致進上候、以此旨、可然之様、可預御披露候恐々謹言

卯月三日

義久

眞木島支蕃頭昭光殿

去る十二月四日の御内書とは、義昭が秀吉から請はれて、「今度秀吉其國鉾楯之段、無心元候、然者、和睦之儀、是非共相嘔度候、就其差一色駿河守一條、入眼可目出猶昭光可申候也」と書して義久に與へたものをいふのである。けだし前掲の書に依る時は、島津は無條件で講和をしたいと考へてゐたのであらう。愚意多々なりと雖も貴意に任す以上は別心存すべからずとは、無條件の講和を欲するものでなくて何であらう。講和もこのやうになつては講和ではなくて降伏である。戦はぬ中に降伏の心があり、遂に削髮して投降するに至つたのは當然といふべきである。

始は脱兎の如く、終は處女の如しとは島津のやうなのをいふのであらう。それにしても秀吉の位詰の當つたこと對島津の如きはない。戦はずして勝つの上乗とすれば、秀吉は確にこの兵法を心得てゐたものである。

秀吉は博多に入つて箱崎に本營を構へ、諸將に論功行賞をし、或は博多市街の再興を計畫し、時には得意の短歌を詠み、征陣を忘れて悠々自適、居ること二十一日にして去つて大阪に凱旋し、それより京都に上つて具さに征西の始末を奏した。

これより先、龍伯は將士を従へて博多に至つて秀吉に謁し、同行して大阪に至り、又従つて京都に入り天子に朝した。これは龍伯を在京させるとの講和條件に原いたものである。しかも秀吉は彼れを降人扱ひにせず、龍伯を遇すること甚だ厚く、この時湯沐の邑として一萬石を與へた。

説いてこゝに至れば、九州地圖の色變りを一瞥する必要がある。戦前までは豊後一國と豊前半分及び筑前の一部を除く外は悉く島津の勢力範圍であつたが、秀吉が一たび島津を討つて形勢はガラリと一變した。今秀吉が諸將を配した次第を見ると、肥後の一國は佐々成政に、筑前一圓及び筑後の二郡と肥前の一郡半を小早川隆景に、筑後は分けて三郡を小早川秀包に、一郡を筑紫廣門に、四郡を立花統虎に、肥前は五郡を除く外を龍造寺政家に、豊前は六郡を黒田孝高に、二郡を毛利玄成に與へ、豊後全部は大友義統に舊のまゝとし、なほ日向の内から一郡を伊藤祐兵に、一郡を高橋元種に、一郡を秋月種實に割いた。しかしてこの役において四國も亦その影響を蒙つた。すなはちさきに仙石が讃岐の封を失ふや、秀吉はこれを尾藤知定に與へたが、知定に亦失計があつたので、秀吉はこれを奪つて生駒親正に與へ、小早川の舊領たる伊豫を福島正則、戸田勝隆、脇阪安治、加藤嘉明等に分與したのである。これに由つて見れば、島津は薩摩、大隅と日向の大部分とを領有するに至つたに過ぎない。結局、元の李阿彌となつたのである。

序に記したいものがある。それは博多の再興である。博多の地は昔は箱崎へかけて十萬の人家があつて、西海の商港として富豪軒を並べ、當時の堺にも劣らぬ繁華な地であつたが、大友、龍造寺の干戈が十數年に亘つたため、しばし平蕪に罹つて住民は安んずることができず、百人去り千人退いて、遂に箱崎八幡祠を残すばかりで四方に離散して一荒野と化したといふ。當時博多に島井宗室、神屋宗湛などいふ豪商があつて、難を唐津に避けてゐたが、秀吉がかねて宗湛を知つてゐたので、これ等の豪商を箱崎に招いて博多再興の計を案じ、瀧川勝雄等に命じてその經營に當らせ、例の秀吉式快速度を以てたちまちにして一市街を建てた。四方に散亂したものはこれを聞いて聚り來り、間もなく一都市となつた。この計畫には二ツの目的があつた。一は他日征明の舉を發するに當つてこゝに本營を置かんと欲したこと、他は博多が日本三津の一で貿易上の要港であつたからである。しかして他日征明に際して本營をこゝに置かなかつたのは、名護屋の方が海上輸送の便が好かつたからである。けれど博多の住民が現在に至るまで大阪市民に劣らず秀吉の徳を頌してゐるのは、この市街再興のためである。當時秀吉に句があつた。

博多町幾千代までやつるらん

これに休夢が前句を附して、

立並べたる門の賑ひ

とした。秀吉薨じて三百餘年、今や博多は福岡と合して九州の一大都市となり、將來ますます發展せんとしてゐる。著者も亦太閤ではないが、幾千代までやつるらんの感なきを得ない。

九三 北野の茶會

鎌倉幕府の頃、一僧が支那から茶の苗を携へ來つて移植し、以て茶庭の法を授くるや、初は殿上人がこれを楽しんでゐたが、後には風流下に移つて一般の好むところとはなつた。しかも最初は質素を以て斯道の本旨としたが、足利氏の代となり、殊にその末に至つては茶器その他に驕をなし、茶道の本旨を失つた。豊臣氏の代となつてはこの弊風がいよいよ極はまつた。この一事は如何に太閤最負のもので辯護はできない。しかし北野の茶會は著者も亦その衆と共に樂むの心を取らう。

北野の茶會は、天正十五年十月一日から十日に亘つた大茶會である。この會は秀吉が西征の凱旋を一般の民衆に對つて自祝する意もあつたか、一部の將士のみを召して張らずに一般民衆の來り興するに任せた。すなはち八月二日洛中洛外はもちろん、遠く奈良堺に至るまで高札を立て、衆に告げた。高札に曰く、

來十月朔日於北野松原可令興行茶湯一候、不寄于貴賤、不拘于貧富、望之面々、令來會、可催一興、禁美麗、好儉約、營可申候、秀吉數十年來求置し諸道具、かざり立をくべきの條、望次第可見物一候也、美麗を禁じ儉約を好むといふ一語は大にいゝが、數十年來求め置いた珍器什寶を陳列して一般民衆の觀覽に供すといふに至つては、後言が前意と矛盾してゐはせぬか。

いよいよ十月朔日となるや、北野の茶會といふ未曾有の大會は開かれた。一里の内に、秀吉はもちろんで遠近の茶人各々好みを凝して茶庭を張り、吾こそ一番の數奇者として關白の嘉賞を蒙り、一般の

感歎を買はんものと待ち構へた。秀吉は室を三箇所に設けて珍器什寶を陳列し、茶人をして垂涎せしめ、一般の人目を驚かせた。その道具の目録を見れば、

青楓	長そろり	虛堂墨跡
鐘無	鐘の繪	内赤の盆
にたり	紹鷗天目	あらみ茶杓
七つ臺	そろりの花入	瓢箪
珠徳茶杓	紹鷗茄	白天目
尼崎臺	象牙茶杓	ほうろく釜
かねの蓋置	芋頭	紹鷗水翻
柄杓立桃尻	御釜こあられ	縁桶
五徳の蓋置	胡桃口の杓立	せんかう香爐
朝山	備前筒の花入	四十石
志賀	新田肩衝	かめふたの水翻
おとこせ	細鑲	やせかけの天目
井戸茶碗	かねの水さし	折ための茶杓めんはく(四方盆に居)

等である。秀吉に次いで名器を飾り立てたものは千宗易、堺の宗及、宗久であつた。宗易のものは、

烏丸香爐 雁の繪 捨子(葉茶壺)

ならしは 尻彫 せめひほ釜

塗天目 あかぐねの縞 高麗茶碗

蝟壺の水翻 竹の蓋置 折ための茶杓

等である。宗及のものを見ると、

枯木 撫子 はつ花

入道蜘蛛(釜) 尼子天目 高麗茶碗

折ため茶杓 竹のふたをき

あり、宗久のものに至つては、

月の繪 松花(葉茶壺) しき肩衝

祖母口の釜 ときん茶碗 竹の蓋置

みしま茶碗 折ため茶碗

などであつた。これ等は當時の珍器什寶で、足利氏の末葉から豊臣時代における茶庭の驕奢を語るものである。

開會の當日、秀吉は第一番に信輔近、輝資野、家康、信雄、信兼次を、第二番に秀長、秀次、利家、氏郷、貞通、宗易を、第三番に有樂、秀勝、頼隆、秀家、忠興を召して茶を賜ひ、それから數奇者の趣向を一見しやうと小姓十人を従へて室を出た。先づ蜂屋頼隆の室に至つて一服を試み、頼隆を伴つて彼方此方の室に立寄り、興の盡くるを知らなかつた。十日の茶會はかくして毎日々々行はれたが、

この時、神屋宗湛も亦東上してこの會に臨むことを許された。宗湛がこの會に臨まんとて遙々東上して秀吉に聚樂の第で謁した時の秀吉の言をそのまゝ日記に許して曰く、

「かわいや、をそく上りたるよな、やがて茶をのませうぞよ。」

一世の智雄を推倒した絶代の英雄の尾張訛りが、如何に優しきことよ。

〔附言〕 この會を甫庵太閤記は天正十三年三月とし、野史は十六年十月と記してゐるが、大茶湯記に十五年とあり、宗湛日記にも十五年十月と記してある。宗湛日記は根本史料として一等材料であるから、こゝでは該書を採つて由來の繆を糾した。

九四 基督教を禁ず (上)

いはゆるキリシタン・パレンがわが國に入り來つたは遠く天文年間のことである。ある學者は天文十一年ホルトガル人フェルチナンド・メンデス・ピントが豊後に來たのを以て初とし、ある學者は同十八年にホルトガルの宣教師フランシス・サビエーが薩摩に來たのを初とし、未だその何れが確實なるや分らないが、天文年間であることは明かである。

基督教は何故、我國に入り來つたであらうか。これを西史に徴する時は、ルーテルの宗教改革運動の反動として起つたゼスイット派なる一派の東洋及び米國布教計畫に由來するものである。すなはちゼスイット派が初めルーテルの新教派に對抗して起ち、布教の許可を羅馬法王に請うた時、日本、支那、印度及びアメリカに傳道することを條件としたのがこれである。基督教が輸入されると九州の諸侯は争

つてこれに改宗し、使徒の名を被つて得々たるものもあれば、羅馬字の印を造つてハイカラがるものもあつた。けだし諸侯の改宗したのはその宗教の如何を研究して誠心から、これでなければ眞の安心を得ることができないと悟つての上ではなく、實はそれに依つて西洋の文物を納れ、各々自國の長計に便せしめやうと欲したからである。時は正に戰國時代であつたから、彼の鐵砲の如きものゝ傳來するのを見て驚喜し、切にこの種の物を得やうとして俄信者になつたものが多かつたのである。實に大友氏の如きは當時大國であつたから、斯教を信することを名として彼より得るところ多く、彼の島津氏との抗争の時、常に島津氏を惱ませた大砲などは基督教者たるの故を以て得たのである。當時の武器中飛道具といへば、たゞ弓矢があつたばかりだつたから、一たび鐵砲といふ便利なものが入り來れば、誰しも歓迎せずにはおかぬ。そこへ亦大砲といふ數倍の威力あるものが舶來されたとあつては、更に驚喜を禁じ得なかつたらう。大友氏はその大砲を得るや、名付けて國崩しといつた。ドドンと一發數十人を殲し、難攻不落の城をも破る大砲に國崩しの名は稱し得て妙である。九州諸侯の基督教師依は、かゝる武器を得やうとする手段に過ぎなかつた。

九州諸侯の基督教に對する心は全國諸侯の心でもあつた。絶対にさうではなかつたらうが、殆どさうであるといつても過言ではないと信ずる。信長は起るに及んで最も能く鐵砲を用ひた。彼の戰勝はただ鐵砲のお蔭であるといふことを認めずにはゐられない。信長は西歐の武器を愛し、そのお蔭を蒙つたことがかくの如くであつたから、宣教師を甚だ厚く待遇した。彼等をして地を京都の鴨川の上に相せしめ、南蠻寺の建立を許した如きはそれである。信長は基督教を厚遇したけれども信じたのではな

つた。昔、忽必烈が元を立て、天下を一統するや、各國の宗教を迎へて毎朝一々その神佛に禮拜祈禱し、人がそれを詰ることがあると、自分もそれを知らないではないが、各宗の信徒等はみなその崇敬する神を以て眞の神としてゐるから、合せて拜してゐる中には、いづれその中から一つの眞の神に接することができるであらうと思ひ、かくは各宗に禮拜祈禱を怠らないのである。といつたが、彼れの眞意は眞神に接することを望んだのではなく、各宗を崇信してゐる雜多な人民を統御する必要上、さうしたものであつたらしい。信長の心も亦そこにあつたのであつた。秀吉も亦天下を一統するに及んで基督教を歓迎した。彼れの心も亦信長と同じであつた。こゝにおいて斯教が國を治めるに便ならば歓迎し、不便となれば嚴禁するのは、秀吉としては當然の舉措である。信教の自由は個人に在つては當然の權利であるが、國家も亦その國に害ありと認める時にそれを禁壓する權利はあるのである。何となれば國家と個人とはその立場と境遇とを異にしてゐるため、均しく權利とはいひながらも相容れない點があるからである。秀吉が始めにこれを迎へながら後に禁じたのも、已むことを得ないものがあったからであらう。

九五 基督教を禁ず (下)

基督教が九州に渡り、後、信長がこれを厚く遇したので、近畿の諸大小名から庶民に至るまで信ずるものが多く、殆ど一世を風靡した。秀吉の代に至つて基督教の勢力はいよ／＼ますます／＼加はつて、爲に神社佛閣の破壊せらるゝものがあつた。そしてそれが長崎が最も甚だしかつた。神佛の二宗はこれ

がために害を蒙ることが多く、従つて國家の統治上にまで大に影響し、支障を見るに至つた。こゝにおいて秀吉は斷然、基督教の禁令を發布した。天正十五年六月、彼が討島の歸途、博多に寄つた時のことである。その制札に曰く、

定

- 一 日本者神國たる處に、吉利支丹國より邪法を授候儀、甚以不可然事
- 一 其國郡之者を近付、門徒に成、神社佛閣を打破せ前代未聞候、國郡在所知行等、給人へ被下候儀者、當時之事に候、天下よりの法度相守、諸事可_レ得、其意_二候處、下々として猥儀、曲事に候事
- 一 伴天通其智慧之法を以て、志次第、禮那を持ち候はんと被思召候處に、如_レ右日域之佛法を相破候事、曲事に候條、伴天通之儀、日本之地には被指置_二間敷候間、今日より廿日の間に用意仕、可_レ歸國_一候、其内下々、伴天通に不謂儀申懸者あらば、可_レ爲_二曲事_一候
- 一 黒船の儀は商賣の事に候間、各別に候事、年月を経、諸事買賣可_レ仕候事
- 一 自分以後、佛法の妨を不成事は、商人の儀は不申及候、何にても、吉利支丹國より往還不苦候條、可_レ成_二其意_一事

この禁令に由る時は、當時の社會狀態の上からは、極めて寛大な處置と見なければならぬ。しかるに長崎に在つた宣教師等は、この制が出た時に便船を待つを名として平戸に渡り、この地で言を左右に託して敢て去らうとせず、翌十六年に至つてもなほ退去しなかつたので、秀吉は大に怒り、彼等十九人と日本の信者七人とを捕へて長崎で磔にかけた。これが十六年六月のことである。後、羅馬法王が傳へ聞いて二十六聖人の謚號を送つたが、彼の有名な小説家ゾラの祖先もこの中にあつたといはれて

ゐる。

秀吉が禁教の令を發布したのは、實に宣教師が信長以來の執權者の厚遇に増長し、急遽その目的を達しやうとして日本古來の神社佛閣を破毀し、人心を動搖せしめ、ために我が國體を危からしめやうとしたからであるが、令を發した動機に至つては種々揣摩するものがあつて、未だに一定した説がない。

或者は、秀吉が博多にゐた時、外國船が平戸に來たので、秀吉はそれを一覽しやうと博多に寄港を命じたところ、その船長は博多の港灣は水が淺くて航行に便ならず、且つ船主の命令區域外に航する時は、船長がその船舶貨物の保險の責を負はなければならないから、命に従ひかぬるといつて寄港を承諾しなかつたので、秀吉は赫となつて遂に彼の令を出したのであるといつてゐる。

或者は亦、當時土佐に外船が漂着したので、秀吉が増田長盛を遣してその事情を檢査させたが、そのとき船長が長盛のたづねた宣教師派遣の理由のことに及んで、宣教師の派遣は、その國を侵略するため、先づその土民を宗教に歸依させる必要からであると答へたので、長盛は驚いて秀吉に復命し、秀吉も亦大に愕いて俄に禁教の令を發するに至つたのだ、と曰つてゐる。

平戸の船長が寄港を肯じなかつたことなどが、近因の一つになつてゐるかは知らないが、土佐における外船の船長の嚇し文句に至つてはこの事件とは關係ない。それは遙に後年のできごとであるからである。すなはち禁教の令は天正十五年であり、外國船が土佐に漂着したのは慶長元年であつて、その間十年を距てゐる。今かりにこれを十年以前のできごととしても、これ等は些々たる近因に過ぎ

ずして動機とは認めがたい。何となれば秀吉は元來自分の威に任せて暴志を遂げたことがない。一船長が來ないからといって犬糞かたきを宣教師に加へるやうな亂暴者ではなく、たとへ土佐の外船が嚇し文句を並べたとてそれしきに驚くほど平生不用意のものでもあるまい。一國が他國に對して宗教を利用することは古へに溯るほどいよく甚だしかつたもので、秀吉も確にこれを利用しつゝあつたら、秀吉たるもの、この間の事情を知らないはずはない。且つ彼れは世界統一を念願してゐるものである。眼中いはゆる夷狄紅毛はない。どうして船長輩の嚇し文句に驚かう。これ等のことは假に在つたとしてもそれに對しては感情を害した位に過ぎなかつたであらう。斷じて禁教令發布の動機となつてはをるまい。

禁教令發布の原因は實に斯教徒が神社佛閣を破壊して國體の基礎を危うせんとしたにあるのであらう。その西征の時に當つて突如として該令を發布したのは、たま／＼長崎に遠くない博多に在つて長崎における斯教跋扈の實情を探聞したからであらう。動機は必ずこゝに在つたに違ひない。日本は神國たるるところにと喝破し、神社佛閣を打破らせ、前代未聞に候と斷言せるところは、長崎における神社佛閣破壊のことを指してゐるに相違ない。

感情論をするものは秀吉のこの擧を以て暴威を振つたものとする。しかしそれは思はざるの甚だしきものである。今日は信教の自由を憲法に據つて保障してゐるが、もしも今日彼の信徒が神社佛閣を破壊したらどうだらう。政府はそれに對して嚴しい法令を發布して取締らねばなるまい。そしてなほその法令を遵らす國礎を危くするやうなことがあれば、それを拒斥する法を講ぜざるを得ないであらう。思うてこゝに至れば秀吉の處置はけだし當然である。殊に黒船の儀は商賣のことに候間格別に候ことといつて宗教と貿易とを區別して處置した如きは、甚だ事理に通じたやり口で、寛大至極といはねばならぬ。

九六 聚樂の宴 (一)

政權、武門に歸して皇室の盛事も亦奈良、平安の昔には復すべくも見えなかつたが、信長、秀吉が相次いで起るに及んで、漸く舊に復さんとした。信長の勤王心は父信秀から承けて有名なものであつたが、秀吉に至つては更に一層王事に盡し、その關白となるや、なほ霸者の臭氣は脱しなかつたけれども、從來の執權者に比すれば皇室を尊崇したこと數層であつた。殊に敢て將軍となつて幕府を立てず、一關白の職に就いて天下を關白したのは、たとひ形式の變つたに過ぎないとしても、王政が古へに復つたといはねばならない。天下亂離、皇室式微、また天子を思ふ者の少い時に當つて國政を復古するは、正しく忠臣といふべきものではないか。ここにおいてか天皇は聚樂に行幸あつて、絶代の英雄にして稀世の忠臣たる關白秀吉と一夕の遊を與にせさせたまうた。

聚樂の第は天正十二年に工を起し、十五年に竣工したものであるが、その結構をいへば、第の四方三千歩、石塙高く、仰いでこれを見れば樓門は巍々としてその上に在り、且つその鐵柱や銅扉は金城とは實にこれかと偲ばしめ、金梁、銀閣は夜べの星斗の爛たるに異ならず、もし薨の玉虎の風に嘯き金龍の雲に吟するに至つては、人の視目を眩せんとした。秀吉がこの第を建てた旨意は、多分は派手好

きの性質から来たのではあるが、一には京都における住居となし、亦一にはこれに由つて殿上人を懐
柔せんとしたものであらう。さてこそ善美を盡したものである。

秀吉が行幸を請ひ奉つたのは、俄に思ひついたわけではなく、かねてから聚樂の工事が終つたら、
機を見て行幸を仰がうと奏してあつたのである。故に彼は十五年九月に第成るや、その月の十八日に
大阪から移り來つてこゝに入つた。その時の移轉の様様を見るに、調度金銀を積載した船舶の、淀の
泊に着するもの數百艘、これを陸に上せて京都に運ぶ車が五百輛、人夫五千人、且つ彼れを迎へる公
卿太夫が淀や鳥羽に充滿したといふことである。何と盛なことではないか。

いよゝゝ行幸となつたは天正十六年四月十四日のことであるが、これより先、秀吉は特に行在所を
營んでお待ちした。その工事は心を碎いて莊嚴、華麗兩つながらを兼ね併せ、庭上には舞臺があり、
左右には樂屋があり、后宮、局に至るまで備らざるはなく、至らざるはなかつたといふ。且つ行幸の
御式に至つては派手好きの彼れのことゝて極めて盛大の儀を欲し、應永、永享の古例に則ることを請
うた。しかるに戰亂久しく打續き、行幸が絶えてなかつたので、鳳輦は朽ち、牛車は破れて、古老も
能く知らず、攝家華族の説も區々であつた。こゝにおいて秀吉は、玄以に命じて記録を諸家に搜し、
古實を識者にあたづねて、漸く古例を案出した。彼れは當時の人に、不肖の身を以て大功を願ふ、これ
神佛の加護にあらずして何ぞ、といった。費額を問はず、設備に遺漏なきを期したのも亦その冥助に
報いる心であつたらう。

後陽成天皇は天正十五年寶算十六にして位に即かせたまうたから、聚樂行幸の時は十七歳に成らせ

たまうたばかりであつた。四月十四日は秀吉が一世の面目を施すべき一大盛儀であつたから、彼れは
その日となるや、味爽起き出で、齋戒沐浴し、早朝、駕を飛ばせて禁中に至り、悠々とかまへてゐる
奉行掌職を急がせて秀吉式はかゆきをやつてたちまち準備を濟せてしまつた。そこで天皇は南殿に出
御して秀吉の奏を納れ、鳳輦ゆるやかに宮中を出でさせたまうた。皇宮より聚樂まで道は僅に十五丁
に過ぎないが、警護の士六千人、路次の左右には人垣を作つた。その行列の次第は、眞先に國母准后、
女御の輿を初め、典侍、局、勾當等の輿車五十餘丁、次に六宮、邦房親王、九條兼孝、一條内基、二
條昭實、菊亭晴季、徳大寺公維、飛鳥井雅春、四辻公遠、勸修寺晴豐、大炊御門經頼、中山親綱、白
河雅朝王、次に左右前驅次將貫主數十人、次に伶人四十五人、安城樂といふ樂を奏す。鳳輦はすなは
ちこの樂に續いた。次に近衛信輔、織田信雄、烏丸光宣、日野輝資、久我敦通、徳川家康、豊臣秀長、
豊臣秀次、宇喜多秀家等凡そ二十人、しかして秀吉の輿はこの末に在つた。次に又前驅の騎馬二列と
なつて増田長盛、石田三成等六十餘人、雑色、隨身、布衣を合すれば百餘人、更に次に前田利家を首
め、長曾我部元親に至るまで諸侯二十七人あり、公卿諸侯の侍者に至つてはその數を計り得なかつ
た。この時、馬上に錦繡綾羅が翻り、ために大に人目を酔はしむるものがあつたを形容して、吉野の
春景、龍田の秋色が一時に眼前に展開したやうだと甫庵は曰つた。行列の有様が實にかくの如くであ
つた上、絶えて久しくなかつたことゝて、稀代の行幸を拜さうと京都に集り來つた老若男女は五畿七
道に亘つて、その數幾千幾萬か數ふることができなかつたといふことである。

九七 聚樂の宴 (二)

天皇は聚樂に入らせたまひ、面々も陛下に陪して設けの席に着けば、夙に用意した配膳があつて、初獻、三獻、五獻、七獻の式があり、三獻の時には天盃を下され、七獻にして御劍を捧げた。什器は特に作製し、珍味は山海に選んで、秀吉の太腹を十二分に見せたものであるから、善盡し、美盡して、實に未曾有の盛宴であつたといふ。

されば天皇は世に傳ふ漢の武帝の甘泉殿の春の遊、唐の明皇の驪山宮の月の夜とはかゝる宴遊をいつたものであらうと御感の顔斜ならず、春の日の長きも忘れさせて興じたまひ、夜に入りて五常樂、郢曲、太平樂の管絃があつた。文藝は輸入せられてから千有餘年、當時なほ殿上より民間に下らなかつたので、月卿雲客の技藝におけるや、専有にして且つ得意のものであつた。菊亭、四辻等の公卿十數人が、箏を奏で、琵琶を弾き、笙を吹いて詠朗かに繰返し繰返せば、嚙々切々として舞と和した。曲終つて夜は闇に、歡感^{かんかん}は盡さる時なく、お名残り惜し氣に寢殿に入らせたまふ。秀吉はそれを拜して漸く退出した。

明くれば十五日、秀吉は早朝、起き出で、身を潔め、衣を改めて陛下に拜謁した。この時秀吉は菊亭、勸修寺、中山の三卿に宛て、左の條章を納れた。

一京中銀地子五千五百三十兩餘、可爲禁中御斷所之事

一米地子八百石之内(三百石院御所 五百石六宮關白所)

一於江州高島郡八千石、諸門跡諸公家衆へ進之、右如件

若御奉公懈怠之輩、於有之者、爲觀慮御計被成候様に可被仰上二者也

天正十六年卯月十五日

秀吉

菊亭殿

勸修寺殿

中山殿

足利氏の代に當つて國中の動亂熄む時なく、皇室を思ふものは殆ど絶え、その末となつては、皇室はその皇領をも失ひ、ために言繼を派して信長に命じ、近江の皇領を復さうとしたまひしことさへあつた。かゝる有様であるから皇室の式微は公卿を養ふことができなればかりか、禁座も朽つるに任せてあつた。信長に次いで起り、信長以上に皇室を尊崇した秀吉が、どうしてこれを看過し得やう。彼れはしばしば皇室を盛大にして古への尊嚴に復さうと考へた。このたびの盛儀に會つて條章を納れたのも、皇室費の増加と公卿の食を給する心に外ならなかつたのである。

秀吉はなほ皇室を尊崇することは子孫萬世に亘つて不易であらねばならぬ。しかるにやゝもすれば尊嚴を冒すものがあるのは不忠の至りである、自分から先例を示して今後再び不忠不敬なことのないやうにすることを要するから、諸將にこのことについて誓書をさせんと、信雄、家康等に命じて誓書を作らせた。諸將は謹んでその旨を體し、

敬白起請文前書之事

一就今度聚樂亭行幸之儀、各致昇殿供奉之事、誠以難有奉存候事

「禁裏御料所地子以下並公家衆御知行等存疎意間敷候、若被蔽私欲無道之輩於有之者、爲各達て可致諫諍候、當分之義は不申及、至于子々孫々、無異義様に可申置之事

「關白殿被仰出趣於何等之義、聊不可存違背之事

右條々若雖爲一事、於令違背者、梵天帝釋、四大天王、惣日本六十餘州大小神祇、殊王城鎮守、神八幡大菩薩、春日大明神、天滿大自在天神、別氏神、部類眷族、神罰冥罰、各可罷蒙者也、仍起請文如件
天正十六年四月吉日

右近衛權少將 豊臣利家
參議左近衛中將 豊臣秀家
大納言 源家康
内大臣 平信雄

金吾殿

との一札と、別に同一のものを今一通作つて、それに元親、氏郷等二十一人署名して納れた。秀吉の皇室に勤める心は何と厚いではないか。當日秀吉は戯れに曰く

「世の遺戒をなすものはみなその末期に至つてする。だが病革つて心亂れんか、どうして能く遺漏なきを得やう。予は盛時において深思遠慮を以て遺言しやうと思ふのだ。歴史に徴するに、正を踏んで立てば末は必ず強大となり、愛欲に溺れ、邪心を逞しくするものには必ず後難がある。」
と。満座はこれ聞いていづれもみな然りとして、首を垂れた。

天皇はこの日、和歌の御會を催さるゝはずであつたが、四邊が騒がしいので翌日に延ばしたまひ、

再び宴を開いて興じさせたまうた。ゝゝにおいて秀吉は張則之の千字文、錢舞學の畫三幅、沈香百斤を獻じて叡感を辱うし、更に攝家門跡、清華の衆から衛府所司に至るまでに、漏なく物を贈つて心を攪つた。

九八 聚樂の宴 (三)

かねては三日の遊とのお定めであつたに、十六日は朝から春雨が霏々として行在所を繞り、遂に大雨となつて還御に由なく、こゝにおいて天皇は和歌の御會を催させたまうた。

當日、披講の奉行は中山大納言で、題は飛鳥井前大納言が選び、讀師には菊亭右大臣、講師には飛鳥井と勸修寺前大納言、發聲は亦飛鳥井と中山頭中將、そして秀吉は御製の讀師となつた。

和歌の題は松に寄せて祝ふといふに在つたが秀吉が歌人として平生用ひた雅號は實に松の一字であつた。たまゝ御會に松に寄せて祝ふの題があつたのは、秀吉を祝するに似てゐるではないか。彼の得意や思ふべきである。

わきてけふまつよひあれや松がゑの

代々の契りをかけて見せつゝ

の御製に次いで詠んだものは關白以下女院命婦に至るまで數百人、その歌詠數百首に及んだ。關白以下大納言までの詠を記せば左の如くである。

○

關白 秀吉

萬代の君か行幸になれなれん

○ 緑木たかき軒のたままつ

契あれや君待ち得たる時つ風

○ 千代をならせる庭の松か枝

をさまれる時とはしるし松風の

○ 梢によばふ萬世の聲

濱風も吹静まりて松高き

○ やまと島根の四方の浦々

相生の松の緑もけふ更に

○ 幾千代経べき色を見すらん

日に添ひて木高き庭の松が枝の

○ いかに千年の後に榮えん

六宮古佐丸

邦房親王

九條兼孝

一條内基

二條昭實

近衛信輔

君も臣も心合せてをさむてふ

○ 千代の聲そふ庭の松風

秋津洲の外まで懐く國つ風

○ 松にうつして聲呼ばふらし

ふか緑千代にやちよの色そへて

○ けふ待ち得たる庭の松が枝

龜の上の松なりけりな庭廣き

○ 池の島根の松の木ふかさ

君も臣も今日を待ちえていはふなり

○ かねて千年の松のことは

八隅てる君が齡もさざれ石の

徳大寺公維

北島信雄

飛鳥井雅春

四辻公遠

いはほの松の千代の行末

○

限なき君が八千代やこもるらん

立そふ庭の松のみどりに

○

代々をへん君がめぐみの深き色を

松の縁にかけてみすらむ

○

ことさらの調へにけふは松風も

こたへにけりな萬代の聲

○

けふよりは臺の竹のよゝかけて

君たちなれむ宿の松か枝

○

動きなき代々のためしを引きかふる

岩根の松の色はかはらじ

○

西園寺實益

観修寺晴豊

大炊御門経頼

中山親綱

烏丸光宣

日野輝資

天地も動きなき世に相生の

松に小松のしげりそふかけ

○

天地のめくみも添ふて君が代の

ときはの色や松にかゆるん

○

けふよりや砌の松の陰にしも

さかへむ君が千代の行末

○

結たつ松の葉ことに此君の

千年の数を契てそ見る

○

ふか緑立そふかけは雲井まで

千年をむかへむ庭の松か枝

○

うへしより君か千年を契りてや

松はかはらぬ色を見すらん

久我敦通

鷹司信房

徳川家康

持明院基孝

庭田重通

○ 末遠く君ぞみるべき時は今

○ 千年ふかむる庭の松が枝

○ 庭にまつ二葉の松をうつし置きて

○ 君が千年の行衛かぞへむ

正親町秀季

廣橋兼勝

豊臣秀次

治れる御代ぞとよばふ松風に

民の草葉も猶ほなびくなり

披講は百首に止めたけれども、一歌の朗詠にもなかく、時刻を移すのが披講の習であるから、時は案外費されたであらう。披講が終つて天皇は一先づ入御、それから更に酒宴を催したまうてこの日も亦夜半の鐘聲を聞きたまうた。

九九 聚樂の宴(四)

十七日にも亦還幸なく、四辻大納言を樂奉行として十番の舞樂を催うさせたまうた。一番には萬歳樂、二番には延喜樂、三番には太平樂、四番には拍鉦、五番には陵王、六番には納蘇利、七番には採桑老、八番には古鳥蘇、九番には還城樂、十番には拔頭であつた。

伶人はいづれも今日を晴の勤め場所と、入神の技を更に磨き、一世の面目をこゝに施いた。天皇は御感斜ならず、樂の終るを待つて別座の酒宴に成らせたまふ。こゝでも打興じたまうて獻々の御式あらせたまうたが、この日この席で北政所と大政所から各々別に獻品があつた。北政所のは、

一御衣 廿重 一黄金 五十兩砂金袋に入れて

一香爐 一個 一盆香合 帷紅

一麝香 廿 一高旦紙 十帖

大政所のは、

一御衣 十重 一黄金 五十兩砂金袋に入れて

一香爐 一個 一盆香合 帷紅

一麝香 十 一高旦紙 十帖

であつた。かくしてこの日も杜鵑の月に鳴く音の聞かるゝころまで興じさせたまひ、御感一入で遂に一歌を秀吉に下し賜うた。

萬代に又八百よろづよをかきねても

猶ほ限りなき時は此の時

天皇が既に萬世萬々世を重ねて來ても猶無限の興あるは實にこの時にありと宣はせたまふ。これに由つても如何に空前の盛儀であつたか分るが、それにしても秀吉の面目は如何ばかりであつたらう。彼れは直にお返しにと一歌を捧げた。

言の葉の濱の眞砂は盡くるとも

限りあらしな君が齡は

天子の御興に答ふるに聖壽の萬歳を祝することを以てしたのは、臣たるもの、分を忘れざるところである。

四日の御遊は無限の御興の間に終つて、十八日はいよく還幸と決せられた。朝來用意をせさせたまひ、いざ還幸と相成るや、君も臣も名残り惜しげに見えてあつた。還幸行列の次第は行幸の時に異ならず、高蒔繪の長櫃三十枝、唐櫃二十荷を殖えさせ給うたのは秀吉の獻品を納めたまふたに由るといふ。

金鶴の聚樂を搖ぎ出で、御所に還幸あらせらるゝや、秀吉も亦前の如く供し奉り、禁中にて酒宴を賜うて又一段の面目を施した。

御遊四日の間、一日雨が降つたのみであつたが、十九日に至つて大雨沛然として降り、二十日には海道に水が出て大井川の氾濫を見た。こゝにおいて時の人は、御遊の間、雨が降らなかつたのは、秀吉の行幸を奏したのが天意になつてゐたからであるといつた。現代の人にはせれば、天皇日和とか、關白日和とかいふであらう。秀吉もこの晴雨の時を得たるに深感し、國風三首を作つて陛下に捧げた。

○ 時を得し玉の光のあらはれて

○ 御幸ぞけふのもろ人の袖

○ 空までも君が御幸をかけて思ひ

○ 雨降りすさぶ庭の面かな

○ 御幸猶ほ思ひし事の餘りあれば

○ 歸るさおしき雲の上人

○ 菊亭、勤修寺、中山の三卿がこれを傳奏して叡聞に達するや、天皇も亦直ちに御返しを賜うた。

○ 玉をなほみがつけて世にひろく

○ あふく光をうつすことの葉

○ かきくらし降りぬる雨も心あれや

○ はれてつらなる雲の上人

○ あかさりし心をとむるやどりゆへ

○ 猶ほかへるさのおしまるゝかな

まことに君臣の交り水魚の如しとはこのことであらう。

けだし聚樂、四日の宴は空前の盛儀であつて後世といへどもまた稀に見るところのものであつた。

100 佐々成政を誅す (上)

秀吉は西征の役を終つて佐々成政を肥後に封するや、書を與へて、

定

一五十二人之國人如先規知行可相渡之事
一三年檢地有まじき事

一百姓等不痛様に肝要之事

一揆をこらざるやうに可有遠慮之事

一上方普請三年令免許之事

といつた。これに由つて見れば、秀吉の趣意は總じて國政は寛大なれといふにあつた。しかるに成政は封に就いて隈本に至るや、肥後は大國で、領地の見當がつかねた。そこで百姓の田畑所有高を記させ、それを提出させて調査せんものと令を國中に發した。國中の多くは令に従つて調書を提出したが、ひとり菊池郡の隈部だけは拒んで従はなかつた。令を發してから十日後、能樂の舞臺を開いて國人を招じ、國人が多く來た時も矢張り隈部は來なかつた。こゝにおいて成政は、これを放擲すれば威を新附の民に加へることができないとて、佐々與左衛門等に兵三千を附して隈部を攻めさせた。これ

大正十五年八月六日のことである。

派遣兵が隈部に至るや、隈部は既にこのことを知り、戦備を整へて待ちかまへてゐた。與左衛門はこれを見てその陣容の侮り難きを知り、情を隈本に報じた。成政は聞いて翌日直ちに兵を率ゐて赴援し、一擧して城を屠らうとした。しかるに山鹿に隈部の嫡子有動某が居て、父の急を聞いて疾風の如くに馳せ至り、兵三千を以て成政に當つた。成政はこの時、兵を城に寄せて、左右には僅に小姓十人、傳令使十騎、長巻組五十名、弓士二十名しかるなかつた。けれどもさすがは信長の幕下に在つて一世の雄として重んぜられ、秀吉も亦視ることの輕くなかつた成政である。田舎武士の不意打くらるに驚くものではない。

「攻城の勢を呼返さうとすれば時を失ふゆゑ、長巻弓士は左右に立ち、小姓は退散し、傳令使三人は予と共に突撃せよ。凡そかくの如き場合に退心があつてはならぬ。些少でも退心があれば敗れてしまふ。たゞ心を一にして宜しく突撃すべし。」

といつて左右を激勵した。左右のものはこれを聞いて大に奮戦し、遂に三千の敵を河中に追ひ入れ、散々に討ち取つて凱歌を揚げ、更にその勢で城に押し寄せ、成政は衆を叱咤して城を攻めたが、力戦空しからず、城は遂に攻落することを得た。

これより先、有動は兵を失ひ、創を蒙つてはうくの體で山鹿に歸り、部下と議して一策を案じ、これを國中に牒して相共に成政を攻めんと企て、成政の不在に乗じて隈本を圍んだ。有動が國中に牒した文言は、成政は漸次國中を攻め滅ぼして、自分の老臣をこれに代へやうとしてゐるのである。今

日の有動のことは明日の諸君の上のことである。今日直に成政を討つがこの上なき得策である、といふに在つた。

成政は隈本からの急使に接し、兵を収めて隈本に歸り、城兵と内外呼應して攻圍の敵勢を撃つた。敵勢は城を圍んで蟻蜂の如く、撃つても撃つても容易に散ぜず、終日戦つて一夜休息し、翌朝敵中から反撃者を得て漸く撃破し、居城無事なるを得た。

けれども敵勢は各々自分の居城に據つて叛き、その年を越すに至つた。こゝにおいて成政は一城また一城と屠つて、十六年の春に漸く討平した。然るにこれより先、秀吉はそれを聞いて、成政の苛政の失であるとして大に怒り、淺野長政、福島正則、加藤清正等を肥後に派し、成政が討平したことを聞いてもなほ怒り解けず、五月に彼を大阪に召して謁を許さず、尼ヶ崎に止めて、遂に同地の法華寺で死を賜うた。この時藤堂高虎が檢使として行つた。成政は檢使を請うて庭園の泉水の邊に至り、石上に腰を下して衣服を改め、莞爾として左右の者に、

「予の腰の下の石を内藏助腰掛石と名づけて世間に發表せよ。」

といつて、腹を十字に割き、臟腑を掴み出して首を前に延べ、

「時分はよきぞ。」

といつたので、介錯の任に當つたものがその首を刎ねた。時の人々はそれを聞いて、一世の剛勇、さすがにその死も壯である。といつて感歎しないものはなかつた。

一〇一 佐々成政を誅す (下)

秀吉が成政に死を賜ふや、時人はこれを淺野長政の讒言に基くといひ、又は北政所の怒りに因るといひ、甚だしきに至つては秀吉が成政を殺したく思つて、殊更に難治の肥後を與へ、過ちのあるのを待つて殺したのだといつてゐるが、著者から見れば、その一説にも信するに足りない。

先づ長政の讒言なるものを聞くと、秀吉が成政を越中に攻めて、歸途大津に凱陣するや、成政が來り調した。時に長政が成政に對面したところ、成政が、

「貴殿は某を秀吉に叛けるものとし、秀吉に今日の調を容れずに直ちに自裁せしめたまへといつたさうだが、まづ聞かれよ。秀吉は昨日まで某と比肩したものに過ぎない。天が若し我に幸ひせば、或は秀吉と地を易へたかも知れぬのである。某と秀吉の間は既にかくの如くである。今日のことありとも、某が秀吉の臣下であつたならばいざ知らず、今までのことは某においては叛者とはいへないのである。貴殿の誣ゆることも亦甚だしいではないか。」

といつたので、長政は愧ぢ且つ胸に含み、成政の肥後の政治の宜しくなきに當つて、成政がその任でないことを説いて秀吉に讒したといふのである。長政は小才を弄する凡將に過ぎないから、成政から一喝を食つたこともあらうし、従つて秀吉に讒訴したことがないともいへない。然し秀吉の人を鑑ることは常人に超えてゐた。長政ごとき凡將の讒言に誤られるやうな人ではない。こゝがすなはち讒言

に基いて成政を殺したといふことを信じ得ない點である。

北政所の讒言とは何であるか、成政が肥後に封ぜらるゝや、厚恩を謝するために人を越中に馳せて同國の名産たる黒百合の珍花を北政所に獻じた。淀君がそれを見て窃に人を越中に馳せ、同じ花を取り來つて花筒に挿し、然もそれに悪花を配して敢て珍花ではないといふ意を偶し、花摘みの供養の當日殿中に飾つた。北政所はこれを見て大に恥ぢ、成政が珍花として獻じた花がこゝにもある。これに由つて見ればこの花は決して珍花ではない。自分がさきに珍花として茶會に用ひて人に誇つたのは、たま／＼自分の不明を人に表白したものであつた。自分は成政のために恥辱を蒙つた。とてそれ以來窃に成政を憎んでゐたので、成政の失政あるに及んで大に秀吉に讒し、遂に秀吉をして成政を殺さしめたといふのである。この説は繪本太閤記の記してゐるところで、何等の根據ある傳説でないことはいふまでもない。これを駁するの煩はしいが、敢て一言すれば、北政所は人を讒するやうな小人ではなく、一世の賢夫人といはれた人であり、淀君とても亦然く奸智を弄する婦人ではなかつた。

若し秀吉が初めから成政を殺さうと思つてわざと難治の肥後を與へてその過失を待つたといふに至つては、抱腹絶倒せざるを得ない。秀吉は西征の前年成政を越中に攻め、成政が降り來るに及んで、彼も亦秀吉の意のまゝのものとなつた。殺さうと欲すればたちまち殺し得、活かさうと思へば敢て活かし得べく、實に成政は秀吉の掌中に在つて活殺自在のものである。何を苦しんで彼に大國を授け、その過失を待つて後に殺すやうなことをしやう。

秀吉が成政を越中に降した時に死を與へなかつたのは、瀧川一益を降して死を與へなかつたのと同

じである。成政を肥後に封じたのは一益を再び用ひたのと同様である。成政に過失があつて死を與へたのは、一益を放つたのと軌を一にしてゐる。秀吉はその才を用ひたのであつて、情實や故意に由つたのではなかつたのである。故にその才に足らないところがあり、命を奉じない點があれば、直ちにその任を解き、命に従はなかつたために刑に處したのは當然の處置である。その刑の輕重に至つては自ら別問題である。

説いてこゝに至れば、秀吉が成政を誅した意は二つの事情から發してゐることが分る。一は即ち内に對しての事情であり、他は即ち外に對しての事情である。秀吉が將に成政を殺さんとして人に告げた時の言に、

「去年馬を九州に出すや西國は直ちに治まつて慶賀の至りである。然るに端なく肥後に匪徒が蜂起したのは、成政の政治がその當を得ず、殊に新附の民が未だ恩に感じない時に當つて、峻嚴な態度を取つたから、かく天下の騷動を惹起したのである。隆景に對しても實は強豪な國を與へたのであるが、隆景は成政の如く峻嚴な態度に出ず、一に寛大の處置を取つたからかく鎮靜を見るに至つたのである。今や將に馬を東に出して北條を伐たうとするに當つて、このことがあり、これが東に聞えたならば我威の加はらぬためとして東國の悔りを買ふのみならず、一般の諸侯に對しても我威嚴に關するところが少くない。故にこの際はむしろ成政に死を賜うて天下を従はせやうと思ふのである。」

といふのがある。これが内に對する事情である。又外に對する事情とは、成政を誅するに當つての三

成、長盛等の連署狀中に秀吉の旨を記してゐて、能くそれを説明してゐる。

唐、南蠻國迄も可被仰付と思召候之狀、九州之儀者、五畿内同前に被仰付候では、不叶儀候間云々といふのがそれである。その意は明土南蠻をも征服して掌中に收めやうと欲する故、九州は畿内と同じく直隸の州としなければならぬのに、成政はこれを辨へず、濫りに威壓を加へやうとした。人心を歸服せしむるの道でないのはもちろん、我意を知らざるも甚だしい、といふにある。成政を誅した秀吉の意は、實にこゝに在るのであらう。著者は成政が隈部に對した態度の已むを得なかつたことを看取すると同時に、秀吉の處置も亦已むを得なかつた點があつたと思はずにはゐられない。成政の死は天命である。成政が死んで、肥後は清正、行長に賜ひ、清正は北を領し、行長は南を領した。

一〇二 貨幣を改鑄す

經濟學者のマクラウドが曰つたことがある

「交易に差額があれば、その差額を償ふために負債が生ずる。そしてその負債を證示するものは凡て貨幣である。故に通貨の用は交易を媒介して物品直換法を廢止するにある。」

と。全く貨幣はかうした事情から生じたのである。けだし物々交換の繁雜と價率の相當しない患を除くためにできたものである。

これを歴史に徴すれば、古、物々交換が廢止されて以來、唐銅、金、銀、鐵、鉛、銅、白銅、青銅及び曲玉、石鏃の類を用ひて貨幣として今日に至つたが、貨幣鑄造の我歴史に明かなものは、唐銅錢

が元明帝の時に和銅開珍として鑄られたこと、金、銀、銅錢が淳仁帝の時に開基勝寶、天平元寶、萬年通寶として造られたのを始とする。顯宗帝の時に銀錢があり、醍醐帝の時に鉛錢があつたといふが未だ定かではない。それより降つて、稱徳帝に神功開寶があり、桓武帝に隆平永寶があり、嵯峨帝に富壽神寶があり、仁明帝に承和昌寶、長年大寶があり、清和帝に鑄益神寶、貞觀永寶があり、醍醐帝に延喜通寶があり、村上帝に乾元大寶があつて、いづれも銅錢があつた。その後は四百年間貨幣鑄造のことなく、後醍醐帝の時に至つて乾坤通寶の銅錢を鑄られたけれども、その後二百年間はまたこの事なくして秀吉の代に至り、こゝに金銀銅錢の種々な改鑄があつた。貨幣が一日もなかるべからざるものでありながら、六百年間ほとんど鑄造のなかつたのは、兵亂がしばしば起つてその追がなかつたのと、足利氏の如きが盛に外錢を輸入したのと、今一つは幣制の統一がないまゝに諸處で私鑄したことに由るのである。永樂錢の如きは足利氏が明國から輸入したものであることは今日兒童も知つてゐることである。

貨幣の由來はかくの如き有様であつたので、良貨は漸次に減びて、惡貨が次第に増加し、戰國時代に至つて極つた。いやしくも爲政の局に當つたものは、この弊害に着目してその匡救を試みねばならぬのであつた。まして秀吉は天下を統一した以上、是非ともこれを行はねばならぬ。天正十五年に天正通寶なる銀錢、銅錢を造り、爾來金銀錢に永樂通寶を造り、銀錢銅錢に文祿通寶を造り、外に天正十六年に大判小判を造り、大佛造營の時には又大佛判なる特に良質の大判小判を造り、以て惡貨を驅逐し、良貨を布いた。足利氏の時に永樂錢を輸入したため、天下は久しく錢を見れば永樂といふに

至つたので、秀吉も初めは金銀錢に永樂通寶の名を與へたが、さうした錢も前來の外錢とは質を異にして遙に良貨の聞えがあつた。

天下を統一するに當つて貨幣を統一し、度量衡を統一し、交通機關を統一するのは統業の初一步で、必ず先づこれをしなければならぬのである。秦の始皇が法度衡石丈尺を統一し、ナポレオンが度量衡貨を創改し、道路を通じ、運河を開いたりしたのも實にその意はこゝに在つた。東瀛の始皇、ナポレオンたる大英雄の秀吉が、思ひをこゝに致さないはずはない。すなはち上に述べた幾多の良錢を鑄て從來の惡錢を驅除したので、財界は頓に緩和し、國は豊に民は富み、後年の文祿慶長、七年に亘つた征明の大役を起してもなほかつ人民がそれがために疾苦を見ることのなかつたのは、實に秀吉の賜である。

固より秀吉は幣制を確實に統一したといふことはできない。けれども彼が東奔西走、南船北馬、日もこれ足らぬ時に當つて早くも思ひをこゝに致し、着々改鑄して幣制統一の緒を作つて時弊を匡救し、國富を増進したのは、大英雄が後世に垂れた大業績といはねばならない。

一〇三 北條を征す (一)

秀吉が家康と小牧に和し、成政を北陸に降し、義久を九州に伐つてから、海内敢て彼に抗争を構へるものは唯だ北條あるのみであつた。けだし北條は戰國の初めに早雲が草莽から崛起して威を關東八州に振ひ、庶政は仁を以て鳴つて當時に至つたのであるから、威權赫々として天下を壓倒してゐる秀

吉に對してなほ獨り敢然として反抗しやうとするのは、あながち自惚れに由つたのではない。彼は當時關八州を領し、敢て衰へたといふでもなく、また亂れたといふでもなく、且つ地勢は割據するに都合がよかつたから、箱根の險に頼つてうまく守つたならば、敢て支へがたくはない。それで北條はなほよく秀吉に抗し得ると考へたのであらう。

秀吉も亦つとに北條の割據の由來を知り、その征服の容易でないことを覺つてゐた。それ故さき之心ならずも家康と和し、北陸、九州を先にしたのである。そして成らば外交手段で歸服せしめやうと念じ、つとにしばしば使を遣した。然るに北條氏は自信厚くて歸服の心なく、且つ氏直は秀吉の使者富田左近將監、津田隼人正の二人が行つた時、傲然として、

「そもく我國は秀吉より何等の恩賞に與つたものではない。祖先の早雲が武家に生れ、武略を以て伊豆、相模を領略し、後に關東八州を鎮めて五代氏直に至つたのである。誰れを畏れてか我が膝を屈しやう。とはいへ普天の下王土にあらざるところはない。勅命一下すればまた何ぞ參朝を否まうや。但し秀吉にして名を王命に藉りて八州を奪ふ心算なるにおいては、我も亦久しく天下掌握の志あるも、口舌や文書の得て能くするところにあらざるを知り未だ敢て果さざるを以て、苟も關東を欲すれば則ち武力を以て取るべきである。けだし雌雄を干戈に由つて決し、時運に任すも亦快ではないか。」

と嘯いた。秀吉が敢て東征の軍を起すに至つたのは實にこゝに在るのであつて、北條が眞田に對して上州名胡桃と返附しないから攻めるといつたのはたましく近因を以て東征の口實としたに過ぎないの

である。

秀吉は天正十七年十一月、長文の宣戦狀を氏直に與へ、且つ諸侯に示した。その狀は下の如くである。

條々

- 一北條事近年蔑如公儀不能上洛、殊於關東任我意狼藉之條、不及是非、然間去年可被加御誅罰所、駿河大納言家康、依爲縁者、種々懇望之間、以條數仰出候得ば御請申に付て被成御赦免、即美濃守罷上、御禮申上候事
- 一先年家康被相定條數、家康表裏之様に申上候間、美濃守被成對面は境目等之儀被開召届有様に可被仰付間家之郎從、差越候得と被仰出之所、江雪差上訖、家康と北條國切之約諾の所如何と御尋之處、出意趣は甲斐信濃中城は、家康手柄次第可申付、上野中は北條可被申付之由相定、甲信兩國其節家康被申付候、上野沼田之儀は北條不及自力、却而家康相違之様に申成、寄事於左右、北條出仕迷惑之旨申上敷と被思召、於其儀は沼田可被下候、乍去上野中眞田持來知行三分二沼田城に相付、北條へ可被下候、三分一は眞田に被仰付之條、其中に有之城は眞田可相拘之由被相定、右北條に被下候三分二の替地は自家康眞田に可相渡之旨、被成御究、北條上洛可仕との一札出候は即被差遣御上使沼田被相渡と被仰出、江雪被差下候事
- 一當年極月上旬氏政可致出仕之旨御請一札進上之候、因茲被差遣津田隼人正、富田左近將監、沼田被渡下候事
- 一沼田要書請取候上は右相任即一札可罷上と被思召之處、眞田相拘候奈久留美の城を取表裏仕候上は使者に可被成御對面儀なく候雖可被及生害助命返遣之事
- 一秀吉若輩之時孤と成て信長公屬幕下、身を山野に捨、骨を海岸に碎、干戈を枕とし夜半に寢夙に起て軍忠を盡し、戦功を勵す、而自中頃蒙君恩人に名を知らる、依て西國征伐之儀被仰付、對大敵爭雄雄刻明智日向守光秀、以無道之故奉討信長公、此注進を聞、彌彼表押寄存分不移時日令上洛、逆徒光秀伐頭報恩惠、雪會

稽、其後柴田修理亮勝家信長公之厚恩を忘れ國家を亂し叛逆之條、是又令退治之訖此外諸國叛者討之、降者進之、無不屬旗下者、就中秀吉一言之表裏、不可有之、以此故相叶天道者哉、予既學登龍揚騰之舉、成鹽梅則闕之臣、關萬機之政、然所氏直、背天道之正理、對帝都企奸謀何不蒙天罰哉、古諺云、巧詐不如拙誠、所全普天下逆勅令輩、早可被加誅來歲必挽節旄令進發、可勿氏直首事、不可廻踵者也

天正十七年十一月二十四日

秀吉 朱印

北條左京太夫どのへ

さすがに秀吉である。この文に見れば、最も重大視した東征の役に對しても意氣の揚つたことは、今までの戦役に對した時の態度に數倍したものがあつた。けだしこの狀は彼れの宣戦狀中最も壯快なものである。

一〇四 北條を征す (一)

秀吉は宣戦を布告するや、翌日早くも諸國に令して出征の用意をさせた。その令に曰く、

- 一來春關東陣御軍役之事
 - 一五畿内可爲半役事
 - 一中國並四國は同可爲四人役事
 - 一自阪到尾州可爲六人役事
 - 一駿遠參甲信此五ヶ國は可爲七人役事
- 右軍役之通、用意不可有油斷、來春三月一日秀吉令出陣者也

天正十七年十二月 日

秀吉在判

と、これは動員令である。これに由つて見れば動員區域は畿内、山陽、山陰、北陸、南海、東海、中山道に及び、海内七部の兵力を擧つた。その總數を廿二萬と注したのはあながち懸値とはいへない。かゝる大兵に對して北條は如何にと見れば、彼れも亦案外の勢力で、關八州中七州は確に彼れの味方であつた。すなはち、伊豆、相模、安房、上總、下總、武藏、上野の七州中、僅に上野の金山、相生の二城が秀吉に屬するのみで、他の七州四十城は悉く北條に屬した。且つ下野八城中七城が秀吉に屬した間に在つて古河の一城だけは北條についた。そして秀吉の宣戰が關東に聞え、北條が令を下して七州に戰備を促すや、七州の小名は結束して立ち、百姓も亦みな北條のために死なんことを思ひ、各々便宜の城に入り、小田原に集つたものに至つては殆ど數へきれなかつた。これは實に早雲の仁政の賜といはねばならぬ。秀吉が大軍を催し、用意を周到にして決して島津に對したやうな傲語を放たず、一に細心の工夫を凝したのも理由があるのである。

秀吉は三月朔日に愈々聚樂から親發した。その日の盛裝如何にと見れば、朱具足を着け、太刀、脇差まで若やかなものにして、且つ齒を染め、鬚を付け、吾は公卿にて將軍なりといはんばかりにハイカつた。さればこの大ハイカラが馬上ゆたかに出づるを見やうと、道路人の堵をなした。氣輕で如才のない關白のことであるから、老幼婦女に言葉をくれ、笑ひながら會釋もしたであらう。かくて道中恙なく、廿八日に沼津に着した。これより先、秀吉は毛利輝元を聚樂に留め、

「聚樂を卿に預け、政道は一に卿に委す、予の凱旋歸來までは卿關白を以て任せよ。」

と曰つた。例のニコボンに過ぎないが、人をそらさぬところうまいものである。又諸勢を先發せしめては小早川隆景を信雄の居城清須に置き、吉川廣家を家康の故城岡崎に配し、關の西から京都までの間を毛利の警備に委せた。これは家康、信雄の心になほ測るべからざるものがあつたからである。

秀吉は沼津に着するや、それより一步を進むれば箱根の險であつて敵ならざるはない。こゝで軍を三つに分け、一軍を山中城に派し、一軍を菲山城に遣し、山中城を攻圍中に一軍をして箱根山中に行せしめて小田原城に薄らせた。山中城に至つた總指揮官は秀次で、中村一氏、一柳監物等がこれに附し、兵數は五萬、菲山城に向つたのは信雄で、細川忠興、蒲生氏郷等が與に在り、小田原に進んだのは家康で討條の本軍であつた。二十九日、秀次が山中城を攻圍して、こゝに討條最初の一戰を見た。山中城は松田右兵衛太夫の守つてゐたところであつたが、中村一氏、渡邊勘兵衛等が能く戰つたので、松田は支へることができずにその日の中に陥落した。山中城の陥落を聞くと、宮城野、鷹巢兩城の兵も戰はずして疾く小田原に遁入してしまつた。

秀吉は最初の一戰に快く勝つて、一氏等の戰功者に賞詞を與へ、信雄にも菲山に監視軍を留めさせて自軍に來らしめ、自分も速に進發して小田原に出で、そこに諸將を配して小田原城を圍み、自分は石垣山上に本陣を構へた。

一〇五 北條を征す (三)

石垣山は小田原の東南に在つて箱根の連山の末端である。著者は曾てこの山に登つて小田原を伏瞰

したが、市街の隅々まで視目の中に入り来つて何等視野を遮るものとはなかつた。秀吉がこゝに本營を構へたはまことにそのところを得たものである。

秀吉は石垣山に陣するや、直ちに工を起して城を築いた。小田原の容易に抜くべからざるを看取し、長圍の計をしたのである。今その築城の状況を榊原康政が隈本にゐた清正に報じた手簡に據つて見れば、その規模の廣大なことは殆ど聚樂に匹敵し、如何なる強敵と雖も抜くことのできないやうな難攻不落のものとし、城内の庭園に草花を植ゑ、畑を造つて菜草を作り、城下には都鄙の遊女が小屋をかけて荒くれ武士の心を慰するに任せた。酸いも甘いも嘗めつくした粹關白のことであるからこの位のこととは當然であるが、遊女の來り集ふのさへも許したのであるから、全國の商人のみが群をなして押し寄せて來ない筈はない。康政はそれを記して、

「日本國中から商賣の群が集り來り、國々の名産、津々浦々の魚肴、さては高麗唐土の珍物から京堺の絹布に至るまで、一として賣買せざるはない。」

と曰つてゐる。そしてこの大規模の築城はまた實に迅速を極め、小田原城中でこれを知つたものが殆どなかつたといふ有様である。今にその城址を稱して一夜城といひ傳へてゐるのに由つても、その竣工が如何に迅速であつたか分るであらう。

秀吉は長圍の計をなしたので、努めて將士を倦ませないやうにし、故國の妻子を招くことを許し、自分も亦遙に淀君を呼び寄せた。その時の粹關白の手簡はさすがに振つてゐる。

さい／＼人給候、御うれしく候、小たわら二三てうにとりまき、ほり(堀)へい(堀)ふたへ(二重)つけ、一人も

てき(敵)出し候はず候、ことにばんどう(阪東)八こくの物どもこもり候間、小たわらをひころし(干殺)にいたし候へば、大しゆ(奥州)までひま(隙)あき候間、まんぞく申におよばず候、にほん(日本)三ぶん(分)一ほど候まゝ、このときかたく(堅)とし(年)をとり候ても申つけ、ゆく／＼までも、てんかの御ためよきやうにいたし候はんまゝ、このたびてがらのほどをふるい(振)ながちん(長陣)をいたし、ひやうろ(兵糧)又はきん／＼(金銀)をも出し、のちさきな(名)ののこり候やうにい(た脱か)し候てがいちん(凱陣)可申候間、其心(得)あるべく候、此よしみな／＼へも申きかせ候べく候、かしこ

四月十三日

五さ返事

てんか(殿下)

返々、はや／＼てき(敵)をとりかご(鳥籠)へいれ候ておき候間、あぶなき事はこれなく候まゝ心やすく候べく候、わかぎみ(若君)こいしく候へども、ゆく／＼のため、又はてんか(天下)おだやかに申つく可候と存候へば、こいしき事もおもいきり候まゝ、心やすく候べく候、我等もやいと(灸)までいたし、み(身)ようじやう候まゝ、きづかい候まじく候、おの／＼へも申ふれ、大めう(名)どもにようぼう(女房)をよばせ、小たわらにありつき(在付)候へと申ふれ、みぎ(右)とう／＼り(通)のごとくにながちん申つけ候まゝ、其ために、よど(淀)の物をよび候はん間、そもじよりもい／＼申しつかわせ候てまへかど(前廉)によをい(用意)させ候べく候、其も(じ脱か)につゞき候ては、よどの物我等のき(氣)にあい(合)候やうに、こまかにつか(は脱か)れ候まゝ、心やすくめしよし(召寄)候よし、よどへも其もじより申やり、人をつかわせ候べく候、我等としをとり可申候とも、としの内にとど(度)は其方へ參候て、大まんどころ又はわかぎみをもみ(見)可申候まゝ、御心やすく候べく候

これは彼が糟糠の妻たる北政所におくつたもので、淀とは淀君をいひ、大政所とは生母をいひ、若君

とは鶴松のことで淀君が天正十七年に生んだのである。この書に由る時は、秀吉の家庭が躍如として眼前に現れ来るやうである。淀君を招くにも直ちに淀君には命ぜず、先づ北政所に命じ、同人の快諾を得て、同人から送遣せしめやうと計つた。當時は妻妾の別なく、多妻主義が流行してゐたことであるから、淀君はこの主義から妻とされたもので、素より妾ではないが、北政所に比すれば遙に後年に妻となつた。それで秀吉が淀君を寵愛すること甚だしきものがありながら、北政所を第一妻とし、これに諮つて承諾を得やうとしたのであらう。凡そ人の家庭がかくの如くであれば、妻妾が百人あつても御し難いことはない。そしてこれは又妻妾に對する儀禮である。けれど一片の手簡中に老母に孝心の厚いことが見られ、糟糠の妻に禮讓の正しいことが見られ、愛兒を思ふの切なるものが見られ、そして若き別妻を寵するの彌々倍々甚だしいことが見られる。晉にそののみならず、小田原二三町に取巻きといひ、二重につけ一人も敵出し候はずといふところ、小田原攻圍の状況を眼前に見るやうである。若し小田原を干殺にすれば奥州まで靜謐に歸して我が望みが足りるといふに至つては、その見識凡を抜くこと數等である。函領の天險が一たび破れ、小田原城が守りを失つたら、關東北は阪下しである。秀吉が長圍の計をなしても敢てこれを抜かんとするは、その意實にこゝにある。

一〇六 北條を征す (四)

ひるがへつて小田原の状況を見るに、元來この城は早雲が關東に稱へんとして構へたものだけに、その廣大なことは想像の外であつた。すなはち西は富士と小嶺山とに続き、三重の堀を掘つて小

嶺山をその間に包み、南は堀を海濱に廻し、東北は亦沼田堀を掘り、地を築き、東西へ五十町、南北へ七十町、周圍五里四方で、井樓、矢倉を隙もなく立て並べた。かゝる大城も秀吉の書に見えるやうに、關八州の將士から百姓に至るまで競ひ來つて籠つたため、各持口には將士の旗、馬章等が風に翻つて宛然吉野の花、立田の紅葉の遠望に似、人の往來は所狭きまでに繁くして、いはゆる稻麻竹葦に異ならず、然も將士百姓は只死なんとのみ考へてゐたので、干戈を枕とし、甲冑を褥として晝夜防御を怠らず、且つ城兵の倦怠を防ぐために各自の欲する遊戯をなすに任せたから、好むところに從つて將棋雙六を弄ぶものもあれば、酒宴を張り、舞踊をなすものもあり、さうかと思へば爐を構へて苦茗に清雅の樂みをなし、詩歌を吟じ、連歌を興行して風流がるものもあり、或はまた笛や鼓を打ち鳴らして亂舞騒動、俗に碎けてかゝるものもあり、更に又松原明神の邊に當つて商賈、市をなし、城中の人の物貨の需要に不自由なからしめたため、市の賑ひは非常であつた。この時に當つて氏直も亦高札を立て、

「萬民は一年中の狼米を用意せよ。餘つた者は市に賣るべし。來年は百姓悉く扶持を遣す。」

と告げ知らせた。こゝにおいて餘つたものは市に賣り、足らざるものはそれを買つて、城中には飢を覺えることなく、殆ど籠城の苦痛を知らざる如くであつた。北條の籠城の用意も亦周到ではないか。けれど一方が曠日の計をするから、他方は持久の策を施したのである。

とはいへ秀吉の態度は對陣ではなく、飽まで攻勢を取つたものであつた。故にかゝる大城をも十餘萬の大軍を以て二重三重に圍み、城外に一步も出ることを容さなかつた。その攻圍の状を見れば、東

に家康、信雄があり、西に忠興、秀政（出）があり、南に氏郷、安治（城）、直政があり、北には秀家、一氏、吉晴、勝雄（羽）があり、一世の名將が陣を廻してゐる、加ふるに今蕭何の正家が兵站を續けて遺算なく、なほ四國九州の兵船は數百艘、海を警めて甚だ厳しかった。たとひ八州の兵といへども、たとひ攻城は難しとしても、こは小敵の堅の大敵の虜となつたものである。氏直がたとひ如何なる智ありとも、惡ぞ能く爲し得んやである。されば彼の篠曲輪と稱するところで僅に直政と戦つたが、それでもそれは直政が挑戦したからであつて城から突き出たものではなかつた。北條の計は唯堅守するにあつたのである。秀吉も亦それを知つてゐたので敢て攻めず、城中の糧が盡きて滅びる時あるを待つてゐた。この間に在つて横着將軍伊達政宗が秀吉の陣營に來り謁した。政宗の來たのは六月の盛夏の候であつた。初め政宗は秀吉から、しばし參朝を促されたが、例の横着を發揮して言を左右に托して上らず、しかして今になつて來たのは、外でもなく、小田原が落ちれば秀吉が必ずその軍を率ゐて長驅して自分に薄るであらう、由々しき大事の時であると見て取つたからである。

秀吉はそれを知つてゐた。彼れは遲參を怒つて調を容れず、箱根の底倉に政宗を追ひ入れて、「予が汝の胸中を量り見るに、汝の今日まで來らざりしは、一に小田原の形勢を觀望してゐたのである。そして今になつて來つたは氏政の諸城が相次いで陥り、小田原も亦且夕に迫つたことを知つたからであらう。汝が臣事を請ふといふのも、それは汝が心服してのことではない。」

と使を以て政宗にいはせた。政宗はこれ聞いて汗ビツシヨリだつたが、彼もさすがは豪傑である。切に家康等に頼つて秀吉の怒りを解いた。秀吉は三日の後、政宗を城に招いて調を容したが、その時

政宗が伺候すると秀吉は甲冑を鎧ひ、床几に凭つて禮を受け、政宗が將に退出せんとするや、

「予は汝の遅かりしを甚だ憎む。されど既に調を容せし以上、又何をかいはん。遠來の饗應に我が布陣の模様を見せやう。背後の山嶺に登れ。」

と曰つて政宗を從へて山頂に至り、彼方此方を指して、

「汝は奥州の小戦には熟してをらうが、大戦布陣の法に至つては未だ見ざるところであらう。後學のため詳しく教へて遣はさう。」

と曰つて、彼の營はこの理に據つた、この陣はかの意があると誇り顔に教へた。この時秀吉は僅に小性一人を從へたばかりで、殊更、政宗に刀を持たせ、千尺の崖の上に立つて少しも後を顧みなかつた。そして後政宗を故國に歸し、人が政宗を國に歸すは虎を千里に放つが如しといふや、秀吉は笑つて、「汝等管見者流に何が分らう。政宗が威を奥州に振ふは、井中の蛙なるに過ぎない。今彼れはこの堂々たる陣容を見て慄へてゐた。予が刃に血塗らすして奥州を平治する、その日常茶飯事なるを見よ。」

といつた。政宗も亦後年、人に語つて、

「予が曾て小田原で太閤に謁した時、太閤は唯獨りで予を誘つて山上に登つた。その時予はたゞ秀吉を恐るゝの心のみあつて彼れを害するの意を抱かなかつた。太閤は大器にして天威を有する人であらう。」

といつた。けだし横着將軍がこの時秀吉を害せば、自分も亦寸刻を待たずして命を殞したのである。

彼はたとひ害心があつたにしてもこの理を知らないことはない、彼の時にして自愛したのは當然である。彼も亦實に一世の名將であり、輕死の客ではなかつた。

一〇七 北條を征す (五)

攻守、勢を異にすれど、双方の取つた策は同じであつた。彼我共に味方を倦ましめず敵を倦ましめんと欲したこと、それが彼我の取つた策である。こゝにおいてか秀吉は諸將に妻子を招かしめ、士卒の遊ぶに任せ、自分も亦淀君を召し、女房を呼び、或は能樂を催し、茗筵を張り、時には諸將を集めて酒宴を盛にして士卒を倦まざらしめんことにつとめた。

一日、秀吉は信雄、忠興等を招いて茗を賜ひ、やがて酒宴を催して、十六七から二十歳ばかりの若い女房を數多呼び出して、小唄を誦はせ、酌をさせ、果は踊れといつて大に踊らせ、興至るや金扇數本を投げ出して、更に品をかへて舞はせたが、女房の唄が面白い。

とんどろ／＼、と／＼なる釜もと／＼なるかまも、湯がたぎる、たぎるやたぎる

かうして日夜遊びに興じたので、中には秀吉の心中を知らぬ武邊一徹の士もあつてそれ等は切に苦しく思つたものもあつた。花房職之の如きがそれである。彼は或日秀吉が能樂を催すや、その前を横切らんとして兜を脱がす、馬を降らす、人がそれを咎めると大喝して、

「戰場にあるを忘れた如く、能樂を催して遊ぶやうな淺慮の大將に對して、誰が馬を下らうぞ。」とそのまゝ横切つた上、秀吉の方に向つて咳一咳、唾を飛ばして立ち去つた。

職之は宇喜多秀家の家臣で、當時名のある士であつたが、怒れば雷霆の如き秀吉が、これを見て黙してゐやうはずはない。霹靂一聲、秀家に絞首せよと命じた。秀家は惜しい士とは思つたが、主將の命なれば致し方なく、命を拜して退いた。ところが霹靂が止めば後は快晴となつて些の曇りをも残さぬ秀吉は、秀家が一町ばかり行つた時、使を遣つて呼び戻し、

「一旦の怒りに乗じて絞首を命じたが、職之は剛直の士であるから、今日のことは彼としては當然のことである。刑に處すとはいふものゝ、多少は心を用ひて切腹をさすがよい。」

といつた。秀家が命を奉じて去り、又一二町行くと、また／＼呼び歸して、
「今日、天下廣しといへども、予に對してあれほどの大言をするものはない。實に大剛の士である。かゝる良士を殺すは、まことに惜しきことである、命を助けて加増せよ。」

といつた。秀吉が釋然としてその非を改むるの速なること常人の及ぶところでない。彼れの如く豁達なるは亦實に稀である。

遊興は固より耽溺の心から出たものではない。かく遊び暮らした間にも、敵の動靜を探り、味方の態度に注意を怠らなかつた。攻圍が長日に亘り、浮説流言が行はれ、氏直の夫人が家康の女であるため、家康は城中と呼應し、信雄がそれに和して將に事を擧げんとしてゐると風聞するものがある。すると秀吉は將士の動搖を防ぐため、直ちに信雄、家康の二營を歴訪して懇々と相語り、嗜好の物を注文して食つたりなどして二營に終日を暮らして歸營した。然もその時召具したものは僅に小姓五六人に過ぎなかつたので、士卒は總て鎮靜し、諸將は感歎したといふ。

かゝる流言は敵の奸謀から出たものであらうが、家康、信雄ならば知らず、秀吉に對しては甚だ拙なりといふべきである。かういふ流言を鎮靜するやうなことは秀吉に取つては朝飯前のことで、二營に行つたことも彼の得意の遣り口である。敵があらかじめこれを知らなかつたのは、北條に智者なしといはねばならぬ。

この役に隆景が清洲から數騎を従へて來り謁した。秀吉はいさゝか驚いて、

「清洲を輕んじてはならぬ。予は心配である。」

といつたが、隆景が、

「後事は總て家弟に托し申した。某は僅に二三十騎を従へて參候したばかりでござる、願はくば留つて殿下に奉仕せしめたまへ。」

と答へたので、秀吉は安堵して、

「その方は智者である。その方に待つことが多い、帷幕に留つて予が爲めにはかれ。」

といつた。宴を開き、樂を催して士卒を倦ましめざりしは、或は隆景の建策に出たものかも知れない。

一〇八 北條を征す (六)

この役の戦線は八州に延びたから、従つて枝隊の動作にも記さなければならぬものがある。初め秀吉が北陸の兵を動かすや、前田利家、上杉景勝を上野に入れた。利家は二月十五日に兵三萬を率ゐて

金澤を立ち、道を信州に取つて上野に入つた。景勝はその前の五日に春日山を發し、途中で利家を待ち合せて同じく上野に入つた。その兵三萬餘、利家の兵と合すれば七萬餘であつた。

二將は三月八日に上州松井田城を攻めて降した。松井田には大道寺駿河守、同息新四郎が籠つてゐた。大道寺家は元早雲と共に八州を攻略し、早雲の七人衆として名のあつたもので、當時も駿河守は北條の三家老の一人であつた。北條はこれに期待すること多く、彼等父子も亦初めは利家何程のことかあるといふ權幕であつたが、攻城二日であつたまに降つた。大道寺が我が兵數の豫想外に多いのに驚いたからである。

初め大道寺が降つて先鋒たらんことを請ふや、利家はこの城は第一着に攻めたものであり、斷乎として擊殺して八州となふべきであるが、敢て攻陥すれば徒らに日子を要し、且つ我が良兵を失はねばならぬから、むしろ降を容れて先鋒とした方が好いと考へて、三月十日に城を納め、質を取つて大道寺を先鋒とした。

利家、景勝は大道寺を先鋒として武藏に來り、松山城を圍んだ。松山城主は上田上野介といひ、さきに小田原へ行つて民政等と一緒にゐた。留守に難波田因幡守、木呂子丹波守、金子紀伊守、山田伊賀守の四臣を置いた。我が軍が行いて圍むに及んで到底支ふるあたはざるを知り、一僧を使つて先鋒となることを約して降を請うた。利家は請を容れて城を納め、妻子を質とし、松井田隊と共に先鋒たらしめて民政の舍弟氏邦の居城たる鉢形城を攻めた。その時沼田の城主能登守がこの城に來てゐたが、我が軍の戦術を見て驚き、

「敵の戦法を見るにこの邊の戦法に遙に超えてゐる。敢て侮つて戦を繼續し、大に困憊して然る後屈伏すれば後難恐るべし、必ず恥辱を見るであらう。むしろ速に降つた方がよい。」

と曰つた。氏邦はこれを聞いて然りとし、難波田、木呂子に頼つて降つた。利家はこれを容して又先鋒とした。こゝにおいて我が軍はますます振ひ、將に關東を蹂躪しやうとした。諸城は風を聞いて日に相繼いで降り、利家は殆ど無人の野を行くが如くであつた。利家はその意外な成功に喜んで、諸城の降人を従へて小田原に至つて秀吉に謁した。然るに思ひきや、秀吉は甚だ喜ばなかつたので、人々はそれを見て、秀吉が利家の成功を妬んだのだと評したが、その夜秀吉は近侍に語つて、

「利家が數城を降したのは大忠である。しかし唯だ降を容れるばかりでは、それは戦法に背いてゐる。かゝる場合には一城位は屠るべきである。」

といつた。寛嚴宜しきを得やうとするのである。利家はこれを聞いて大に恥ぢ、八王子の城が未だ降らないから、幸これを屠つて秀吉の感賞を博さうと思つて辭して小田原を去つた。秀吉は利家の退くを見て、

「利家は我が言に恥ぢて歸つたやうである。木村常陸介を遣して利家が若し無法の戦をなすならば諫めさせよ。」

と曰つた。利家は武藏に歸るや、果して秀吉の言の如く、直ちに八王子を屠るべしと令を下した。

一〇九 北條を征す (七)

利家は諸勢を催して八王子を圍んだ。降將大道寺、上田、難波田、木呂子、金子、山田、小幡等は忠を勵んで所領を保つはこの時に在りとはばかりに、夜半、城に迫つて大に戦つた。八王子は氏政の舍弟氏輝の居城で、氏輝が小田原に參籠してゐたので、横地堅物、中山勘解由助、狩野一庵、近藤出羽介が留守してゐた。初め利家は使を遣して降を勧めたが横地等が肯かすに使を斬つたので攻めた。利家が八王子を屠らんとしたのは必ずしも秀吉の言に愧ぢたためばかりではなかつた。

降將等が山下の廓に迫るや、出羽介は善く防ぎ戦ひ、衆を勵まして、

「兵の道は名を汚さぬに在る。名を汚すを以て恥辱とする。義を取れば子孫に譽れがあり、不義に與して死を免るれば面目を失ふ。これ東西符節を合するが如くである。諸君以て如何となす。」

といつた。衆は聞いて大に勵んだ。出羽介は衆に先つて戦ひ、大に降將を惱ましたが、寡は衆に敵せず、終に刀折れ矢盡きて名譽の戦死を遂げた。

時に東天漸く白し、城兵、我が軍の城を圍めること雲霞の如くなるに驚き、大に騒いで五人去り、十人逃げ、中の丸の勘解由の部下の如きは一千餘人のものが僅に二百餘人、百姓百人、合せて三百餘人に過ぎなくなつた。勘解由はこれを見て殘兵共に

「士は義を先にし、名を宗とする。我は奥州^氏の重恩に浴し、親族の恩澤をも久しく蒙つた。奥州がさきに小田原に行かるゝや、我は奥州に、生死は時に従ひ申さう、當城のことは心を安んじたまへといつた。敵の多きを見て逃れるやうなことはせぬ。死して忠を竭くすは當然である。私情に驅られて最期を善くせずば、汚名を千歳に絶つことがないであらう。汚名を千歳に絶たぬは祖先の名

を汚すものにして不幸の甚だしきものである。我はこゝに於て死を期してゐる。汝等もし父母のためには脱出せんと思はば速に脱出せよ。我は斷じてこれを恨まぬ。」

といった。衆は聞いて異口同音に

「何といふことを仰せらるゝや。今にして我等、何として脱れ申さう。願はくば只死なんのみ。」

降將等は山下の廓を抜いて、首級三百五十を利家の實檢に供し、進んで中の廓を攻めた。勘解由、一庵は衆を督して防いだ。この時利長の小姓に大音藤藏なるものがあつて、當年僅に十六歳であつたが勇力、人に超えてゐた。一番に乗り入つて敵の首を取り、高く捧げてその功を呼んだ、同時にまた雨森彦太郎なるもの、藤藏に踵を接して攻め上り、同じく首を取つて利家父子に示した。利家父子がその功を賞し、録して一番首としたところ、彦太郎はそれを見て、

「いや、それがしは二番でござる。一番は實に大音藤藏でござる。何卒二番に記させたまへ。」
といったので、利家父子はますます彦太郎を感賞した。功を争ふは戦場の常である。然るに彦太郎はひとりその實を告げて功を食らなかつた。清廉の士といふべきである。

勘解由、一庵は能く防戦し、衆の悉く死するに及んで單騎敵中に入り、大に戦つて又廓内に入った。利家遙にこれを見て大道寺の家中に、

「彼の死戦してゐるものは何か。」

と問うた。金子紀伊守、小岩井雅樂助等、

「一人は中山勘解由といひ、一人は狩野一庵と申す。勘解由は夙に勇名武功の聞ゆる士でござる。」

一庵は狩野主膳正の實父にして、落髮して一庵と稱します。我等の舊知なれば、何の憚るところもござらぬ。御用とあらばお使いいたしませう。」

と答ふ。利家は聞いて曰く、

「彼等は拔群の武將である。予は彼等を助けんと思ふ。汝等、速に行つて我が言を告げよ。」

二人、行いて門を敲いたが、誰もこたへない。門を破つて入れば、勘解由の妻が重傷して呻吟してゐる。二人が譯を聞けば、

「勘解由は二兒を殺し、助六の妻を刺して後割腹いたした。妾も亦自害したが、死にきれずしてかく呻吟してゐる。願はくば妾の首を刎ねたまへ。」

とある。金子は聞いて涙を流し、

「某は勘解由を助くる命を受けて來たのである。勘解由が死せば又何とかせん。願はくば一人生き永らへて彼の靈を弔はれよ。」

とその死を止めて引揚げた。これより先、景勝が本丸に迫るや、堅物は大に恐れ、戦はずして城を逃げ出した。城が陥つたのはそのためである。

二〇 北條を征す (八)

利家は八王子を屠つて、秀吉の感賞を博さんとて、首級三千を送つた。この時景勝も亦百五十級を送つた。人々はこれを見て景勝のなすところなきを笑ひ、

「上杉はつとに名將の聞えあるにもかゝはらず、送つた首級は甚だしく、これに反して前田は頗る多い。前田の才が上杉に數等勝つてゐるのだらう。」
といった。秀吉はそれを聞いて、

「情を盡さずは何をいふか。八王子には勇士良卒多からず、利家の送致したのは概して百姓町人の首級ばかりである。これに反して景勝の寄せたは、何れも士分の首級である。利家の三千よりは遙に優れてゐる。再びかやうなことをいつて自ら無智を表白するな。」
と叱した。利家は遂に秀吉に喜ばれなかつたのである。

忍城は成田下總守氏長の居城であつた。氏長は舍弟と共に五百人の卒を率ゐて小田原に籠つてゐたので、留守は成田肥前、同大藏、新田常陸、成田土佐、田山又十郎、松岡豊前、山田河内、本庄越前、久宮大和兄弟、酒卷靱負等凡て三百人であつた。

石田三成は命を受けて佐竹義重、宇都宮國綱、結城晴朝、佐野天徳寺、多賀谷重綱、眞田昌幸等を率ゐてこの城を攻めた。その勢は二萬五千と注し、昌幸が當日の先鋒であつた。

忍城は沼を以て圍み、要害無双の城として聞えてゐた。三成は力を極めて攻めたが、要害、堅固の上に、城兵も良く戦つて容易に落ちなかつた。この時に當つて秀吉は三成に命じて水攻をさせた。三成は命に違つて水攻を試みたが、水は城に登らず、かへつて城中では水の不足を告げてゐたのを幸として喜び、後に城門に達せんとするや、窺に人を派して堤を切つたので、水は我が陣を浸し、かへつて我が軍が大に惱んだ。三成は計畫を過つたことを知つてこれを中止し、改めて諸將と議して總攻撃

を開始した。昌幸等、大に戦つたが落ちず、遂に七月の小田原開城まで抜くことができなかった。北條の支城で最後まで堅守したのは伊豆の菲山城とこの忍城の二つであつた。菲山城は我が軍が監視に止めて敢て攻めなかつたのであるから、最後まで開城しなかつたといつても格別賞讃すべきでもないが、忍に至つては三成、昌幸等の智將に對抗して能く防戦したのである。地の利がよかつたゆゑであるとはいへ、人の和に由らずして何であらう。忍の如きは芳名を千歳に遺すものといふべきである。忍のまだ落ちないさまに、秀吉は降將山中山城守に命じて、書を小田原に在る城主の氏長に送らせた。氏長はかねて歌人了意の諫めに由つて心を動かしてゐたので、山城の書を見るに及んで、降つて秀吉に事へ、忍城を開け渡さんと決意し、返書を山城に送つた。書にいふ、

御内狀之趣、忝次第難_レ盡_レ楮上、御前之様子宜様遣入外無他、委細之義任_レ御使者口上_レ之條止_レ管城公恐惶謹言

季夏念日

山中山城守殿 回 章

成田下總守

山城はこれを秀吉に奉つた。秀吉は見て大に喜び、家康を召して謀り、

「氏長の書を氏直に送つて、八州ことごとく我に通すと告げよ。」

といった。家康は退いて命の如くにした。氏直は大に驚いて氏政に告げた。氏政も亦驚愕して使を遣して氏長を召したが、氏長は病と稱して出ず、使者、三度に及んで漸く出仕したが、彼は氏政の詰問に對し、

「忍城は大軍に圍まれて且夕に迫つてゐる。士卒の籠れるもの皆父母妻子を思ひ、悲歎の聲、城中に充つ。故に山中の書あるを幸、關白に哀訴のことを山中に復した。」

といった。そこで氏政は兵を遣して氏長の館を圍んで變に備へた。浮説流言にも人心の動搖するのは戦場の常である。それを一方では守將が明らかに内通を告白したのである。人心は動搖せざらんと欲しても、動搖せずにはゐない。それからは父は子を疑ひ、子は父を疑つて、城兵は寸時も安んぜず、忍城も亦これを聞いて大に動搖したが、最後まで能く持ち堪へた。それはけだし他と異なりて人心がよく和してゐたからであらう。

一一一 北條を征す (九)

氏長の内通に次いで松田尾張守憲秀も亦陰謀を企てた。こゝにおいて城兵は頓に意氣沮喪し、敢て防ぐ勇氣を失つた。憲秀は北條の世臣で、その子の長男の笠原新六郎政堯、二男の左馬助英春、三男彈三郎と小田原城にゐた。彼は初めから戦意がなかつたが、籠城數箇月に亘り、枝城は日々に落ち、或は降り、或は抜かれて、八州には殆ど支へるものがなくなつたので、いよく籠城を喜ばず、一日、書を堀秀治に送つて内應し、一舉にして城を落さんと計つた。秀治は書を得て大に喜び、日を約した。こゝにおいて憲秀は三子並に内藤左近、太田肥後守等を招いて饗應し、その實を告げたところ、一座のものは皆與した。唯英春のみは大に驚き大に泣いて諫めて曰く

「父上は北條の世臣ではござらぬか。莫大の地を領し、政務に當り、一門一族皆北條の恩を蒙らざるはなし。たとひ主公に恨みありともこの舉は決して義とすべからず、願はくば思ひ止りたまへ。」

と、憲秀叱して曰く、

「子にして父に背くは不幸である。且つこのたびの舉は一に汝等を世にあらしめんためである。」

英春又曰く、

「譜代相傳の主家を傾けて一家の榮を願ふとも、何の榮があらう。必ず思ひ止まりたまへ。」

憲秀はその理に伏して語なく、突然、刀を腹に擬し、

「汝の言ふところは道理なり。この上は、予は死ぬばかりぢや。」

英春、驚いて父の手を取り、

「父上の決意がそれほどでござらば、我また何をか申さう。たゞ父上に與するのみ。但し明日は悪日なり、一日を延ばしたまへ。」

一座のものも皆然りとして一日延期に賛成した。これが六月十四日のことであつた。

憲秀は英春の同意を得たが、一旦自分を諫めたから、英春を疑つて止まない。窃に人を付けて英春を監視した。英春は父に同意はしたが、それは一時の詐辯であつて、病と稱して室を出ず、

「子にして父を訴へるは孝ではない。然し臣にして君を謀るは忠ではない。忠を竭くさうか、孝をなさうか。」

と考へてゐたが、

「忠を竭くして義に付くにしかぬ。」

と決意した。だが、出て訴へやうとすれば、監視が厳しい。彼は小姓に命じて本城から具足を取り寄せ、深更、その櫃に入つて城に登り、氏政父子に謁して曰く、

「君公若し臣に愚父の命を賜はゞ、臣は非常な大變をお告げ致すであらう。」

氏政父子はそれを聞いて英春の請を容れた。英春は氏政父子に約束してから、

「愚父が逆意を企て、事、甚だ急でござる。明朝速に召したまへ。」

と告げた。氏政父子はその忠を嘉して英春を歸し、翌早朝に憲秀、政堯父子を召し寄せ、北條奥州、坂部江雪齋をして、

「汝の北條におけるや世臣の錚々たるものである。然るを何の恨みかあつて逆意を企つるぞ。」と詰らせた。憲秀は實を吐かず、

「曾て信玄が來り攻めた時にも君公は我を信玄に通じたと疑つて質を取られたが、いづくんぞ知らん、信玄の用ひし間者の計に陥つたものであつたではござらぬか。今日のことも亦敵の術中に陥るものでござらう。」

といった。二使がその強辯を止めて、

「否らず、左馬助が來り訴へた。汝はそれでも實を吐かぬか。」

かく問ひつめられて憲秀は言葉なく、赤面して罪を待つた。二使はこれを氏政に報じ、憲秀を獄に投じて厳しく監視した。これが六月十六日のことである。

秀治は憲秀の約を信じて窃にその期を待つたが、約束の期日の十六日の夜になつても憲秀が應じな

い、十七日に至つても何事も告げて來ない。さては憲秀に一杯喰はされたかと疑つたが、後になつて計の破れたことを知つて疑を解いた。

これより先、秀吉は黒田孝高、瀧川勝雄を以てしばし和を氏直に勧告し、宇喜多秀家も亦岩槻の城主太田氏房を説き、美酒佳肴を送つて誘引した。氏房は五月に居城を抜かれ、自分は亦最初から小田原に在つたのである。氏房は秀家の勧告に心を動かし、遂に秀家に氏政を説かうと約した。これで氏長が通じ、憲秀が謀り、更に氏房が心を動かしたのであつて、氏直は萬事休したわけである。氏直家康を首め孝高、勝雄等の勧告があるから、今のうちに和したが得策と考へ、強めて氏政に同意させて、先づ憲秀を誅してからその旨を家康に通じた。これ七月六日である。小田原開城の端はこゝにおいて開かれた。

一二二 北條を征す (十)

氏直はその旨を家康に通ずるに使を以てせず、自身で城を出て家康の營に至つた。氏直の室は家康の女で、北條、徳川は姻戚の間柄であつた。氏直が自身で行つたのもそのゆゑである。

氏直は家康に會見して、

「父氏政を初めとして城中の男女を悉く赦さるゝならば城を開いて軍門に降るでござらう。この際岳翁の斡旋を待つ。」

といった。家康は聞いて井伊直政を附して氏直を瀧川勝雄の營に赴かせた。これは勝雄が初めから講

和を斡旋してゐたからだといふが、それもさうだらうが、家康の眞意は、北條とは姻戚の間柄である、事の是非に拘らず深く立ち入らないが身を保つ道である、といふところにあつたであらう。

氏直が勝雄の陣に至るや、勝雄は快く會見して彼れの所言を聴取し、委曲を秀吉に上申した。秀吉は曰つた。

「氏直の態度、奇特である。如何なることも希望に任せる。汝宜しく取り計らへ。」
勝雄が歸つて秀吉の言をも直に告ぐると、氏直は喜んで城に歸り、直ちに開城に着手した。これ七月六日のことである。

翌れば七日、氏直はいよく城を開き、籠城の諸將士卒を初め、百姓町人に至るまで數萬の人を退散させ、自分も氏政、氏輝、氏房と共に城下の醫師豊村安栖の家に移つた。

この時秀吉は片桐且元、脇阪安治に城を受け取らせ、同時に、
「勝者が敗者に對するや、必ず威を以てするが、士卒に落去の人々を傷つけさすな。」
と令した。これは掠奪、強姦、虐殺等の支那式無道の暴行を取締つたものである。

開城が滞りなくすんで、城を全く受領するや、秀吉は諸將に問うて曰く、
「予が大軍を催してこゝに至つたのは不忠の臣を誅せんと欲したからである。今にして氏政以下を悉く許せば、信を天下に失うであらう。氏政、氏輝を誅して、その餘は放たんと思ふ。卿等の意如何。」

諸將皆善しといひ、家康は特に然りと斷言した。こゝにおいて十一日の夜、石川備前守、蒔田權佐、

中江式部大輔、佐々淡路守、堀田若狭守、並に榊原式部大輔を遣して氏政、氏輝に死を賜ふ旨を告げた。氏輝は初め使者の來るや、使者の未だ言なきにはやくもそれと察して、沐浴して自裁の用意をしたが、氏政に至つては使者を見て大に怒り、

「猿奴が我を誑つた。」

と罵つて口を絶たなかつたが、もとより力及ばぬところとて、遂に氏輝と席を並べて割腹した。時に菲山の城主北條氏規が來てゐたが、氏政と氏輝を介錯し終つて自分も亦自裁せんとした。警護の士驚いてこれを止め、それがために氏規は自裁を果さずにはつた。氏規はさきに菲山に在つて小田原の且夕に迫れるを聞き、來つて講和に周旋し、伊豆、相模、武藏を氏政父子に與へ、東西質を交換し、小田原を開城するとの三條件を假締して秀吉の證狀まで取り、急ぎ城に入つたが、この時は既に氏直が投降の後であつたので、その周旋の空しかりしを歎じてゐたものであつた。氏政と死を共にせんとしたその意や察すべきである。彼れは兵家として一世に聞え、菲山に在つた時などは、秀吉をして、信雄は氏規の敵でないと思はせたほどのものであつた。

秀吉は氏政兄弟を誅するや、氏政の首を覽て、

「汝、王命を蔑如し、敢て我を笑侮した。今、何の狀ぞ。」

と大に罵り、石田三成にその首を京都に送らせ、一條の戻橋に梟した。秀吉は氏政兄弟を誅した後、たゞちに氏直を高野に放ち、こゝに小田原の役は終つた。

一一三 北條を征す (十一)

秀吉は小田原を落し、氏政氏輝を誅した後、更に降將を賞罰した。

第一着に誅を加へられたものは大道寺政繁であつた。政繁はさきに松井田に在つて率先して降り、爾來我に忠を勵んだものであるから、普通ならばその功を賞して重く用ふべきであるが、秀吉はその罪を責めて、

「汝は北條の宿將でありながら率先して我に降つた。惟ふに我の功臣は北條の叛臣である。叛臣は天下の罪人である。予が私にこれを釋すことはできぬ。」

と江戸の櫻田で斬罪に處した。

坂部江雪齋は口舌の士であつたが、氣膽があつた。彼は往年北條の命を受けて秀吉に使し、秀吉を欺いた。こゝにおいて秀吉はこんど彼を捕へ、使を遣つて、

「汝は先年北條の使として京都に上り、我に名胡桃の城を渡すと約しながら、たちまち又背いて取つた。これ氏直の姦計であつたか、又汝の詐謀であつたか。」

と責めさせた。江雪は豪然として、

「關白の前において答へん。」

といふ。秀吉大に怒り、直ちに手枷足枷して江雪を庭上に引かせ、

「汝が約に背きしは憎みてもなほ餘りあり。且つ又學國の兵を動かし、終に主の國を滅した。汝こ

れを見て且つ快心するか。」

江雪、自若として曰く、

「氏直が約に背けるにあらず、邊士の士が思慮に乏しく事情に通ぜずして再び城を取り、終に干戈の沙汰に及び、こゝに北條氏の滅亡を見るに至つたのである。これ江雪の奈何ともすべからざるところ。まことに北條氏の滅亡はそれ或は天命か。然れども敵をして海内の兵を盡させたるは北條に取つてこの上なき名譽である。亡ぶといへども恨むところなし。わが言ふところ以上の外はない。とくく誅せられよ。」

秀吉、これを聞いて怒を解き、且つ感歎して曰く、

「予は初め汝を京都において磔にせんと思つたが、汝、今大言壯語して故主を辱しめず、大丈夫といふべきである。予は汝を助けん、北條に忠なりしところを以て更に我に忠なれよ。」

江雪、この言に感激してこれより秀吉に仕へ、姓を岡と改めた。

松田英春が父の陰謀を氏直に密訴したのは大義親を滅するの舉で、非常の英斷であつた。然も秀吉はそれが攻城の妨げとなつたといふので深く恨み、如水に命じて英春を誅し、兄政堯の命を助けさせた。如水は明智の將である。英春が親を滅した忠を感歎し、秀吉の命に反いて英春を助けて政堯を誅した。秀吉、聞いて大に怒り、如水を詰問した。すると如水はとぼけ面して、

「臣、君命を違へて悔恨の外なし、さりながら政堯は譜第の主に背きしもの、武道に反し、祖先を汚し、忠孝兩つながらなし。英春は父を訴ふ、不孝は不孝なれども、それがために主に忠なり。過

つて英春と政堯とを取り違へて殺したりとて、損するところはなしと存する。」

秀吉、苦笑して、

「跛足^{ちんぱ}めが、又とぼけてをる。」

柴田勝家の猶子に佐久間安次、同實政といふ兄弟があつた。賤嶽に一敗してからこのかた、敢て秀吉に抗して屈せず、往年は河内の霧坂に城を築き、或は烏帽子形城に籠つてしばしば秀吉と戦ひ、秀吉に攻め落されて關東に降るや、小田原に來つて氏政に仕へた。今度小田原の落つるに及んで、彼等は又金澤^{かねざわ}の稱名寺に隠れた。秀吉はこれを知り、召して曰く、

「汝等兄弟は我を勝家の仇敵としてしばしば我と戦つて利あらず、終に小田原に籠つて飽まで憾みを遂げようとした、まことに大丈夫の所業である。然し今や海内皆我に歸した。汝等もこの上背いたところで據るところとはあるまじ。翻然我に降つて我を父とせよ。」

二人はこれを知りて感激して秀吉に仕へた。秀吉はその志を賞して、兄の安次に三萬五千石、弟の實政に一萬石を賜うて氏郷に屬させた。

佐久間兄弟の行賞せらるゝや、さきに西征の役に改易され、小田原に入つて秀吉に背いた尾藤知定これを知りて、

「柴田の一門でさへ、彼の通りである。ましてや我は秀吉が微祿の時から仕へて功あるものである。我が舊功を思へば赦さぬことはなからう。」

と髪を剃り、衣を着て、秀吉が小田原を發し、奥州に下らんとするその途上を酒匂川の邊に迎へ、畑中

に坐して見參を遂げた。秀吉は遙にそれを見て、

「彼の入道は何者か。」

と左右に問ふ。左右のもの、

「知定でござる。さきに小田原に入城して反きしも舊知に甘へて、墨染の衣を着て見參いたしたものにござりまする。」

秀吉たちまち色を作し、

「佐久間兄弟が小田原に籠つたは自ら理あり、尾藤めはこれに反す、彼若しまことに我が恩赦を冀はゞ、爾來洛外にでも隠居して謹慎を表し、この度の役には先鋒ともなり、ひそかに精忠を勵んでこそ然るべきに、我が抗争の氏政に事へ、城落ちて後この體たらくは何ぞや。眞に憎むべし。」

兵に命じ首を斬らせた。

秀吉の功罪を論ずるところを見て、著者は感歎を禁じ得ない。大道寺を誅し、尾藤を誅した如きは、聖人といへども超ゆることができない。阪部を賞し、佐久間兄弟を賞した如きは、宏量、海の如きものがある。彼には嚴に、これには寛に、寛嚴の處置その當を得てゐる。死するものは恨まず、活くるものは狂れないであらう。けれども彼も人間である。必ずしも全然、公平だとはいへない。敵ながらも英春の如く忠なるは稀なるに、如水に命じて斬らせんとしたる如きは、まことに聰明を缺いてゐる。

一四 北條を征す (十二)

頼山陽は、

「豊臣太閤は不世出の略に、加ふるに我が東照公を以てし、左提右挈、天下の猛將精兵を率ゐ、往きてその罪を問うた。その勢力は天地を震撼するに足った。しかも合圍半歳に及んでわづかに能くこれを擧げたは、けだし、その父祖が人心を收攬し、固く結んで解くべからざるものゝあつたがゆゑではないか。」

といつてゐる。この言は事情を能く知つたものでなければいふことのできないところである。誠に秀吉をしてその智勇を以てしても一城を落すに半歳を費させたといふは、北條の人心が能く固く結んで解けなかつたからである。

戦の道に人の和より大切なものはない。北條に人心の固く結んで解けないものがあつたのは兵道の至切を得たものである。然るに北條はこの和心を利用して戦ふ策に出でず、徒らに籠城して滅びに至るを待つた。無智も亦甚だしいではないか。けだし籠城は彼の慣用手段である。さきに上杉謙信が來り攻むるや、籠りて出でず、謙信をして長圍の計をなすの外、亦策なからしめ、遂に空しく兵を收めて歸らせた。武田信玄の押し寄せた時も亦さうであつた。故に氏政等の意向は、信玄、謙信は戦國の二大雄傑である。然るを籠城の一策で能くこれを防いだ。秀吉が來たらば亦籠城して防がう、といふに在つたのであらう。著者はさう信じてゐる。どうして北條が無意義の籠城をなさう。一たび勝つたことは二たび勝ち、二たび勝つたことは三たび勝つであらうと信じて、重ね々その策に出づるは普通人の常である。氏政等はこの普通人の常習に従つたに過ぎない。常習に従つたが故に滅びたのであ

る。同一の策を再び施すべからざることは、夙に孫武が固く戒めたところである。いやしくも兵法を知り、多少の事情に通じたものは決して同じ戦法を再び繰返すことはしない。然るを北條は一たび謙信に得たからとて再び信玄に得やうとし、幸にして信玄にも得るところあるや、最早北條が極意の秘法であるかの如く考へ、三たび秀吉に試みんとした。秀吉がこれを知らない道理はない。彼が最初から長圍の計を以て當り、敢て攻めなかつたのは、北條の慣用手段を知り抜いてゐたからである。これに由つて見れば、戦端を開かない中に北條は既にその得意とするところの籠城政策を看破され、既に秀吉に一籌を輸してゐたのである。蟻蝶はその堅殻を恃んで、敵に會へば必ずそれに潜む。故に潜んで堪へ得る敵には常に勝利を博するが、然らざるものに會ふ時は殻を碎かれ肉を裂かれる。然も彼は常にこの堅殻を恃んで潜む外の策を知らないものである。北條の籠城はこの蟻蝶の如きものである。

著者から當時の形勢を見る時は、北條の立場としては、あの場合勝敗を度外に措いて必ず攻勢を取らなければならなかつたのである。兵を箱根の關から超させ、西に行つて家康を攻め、以て秀吉を迎へ撃つが如きは策の上乗のものであつたらう。かくすると同時に箱根の險に防禦を施せば、たとひ家康に敗けても退いて箱根で防ぐことができたのである。籠城の如きは、これ等の策が悉く破れた後にしても決して遅くはなかつたのである。

戦は攻勢であらねばならぬ。守勢の不利なことは小供でも能く知つてゐる。然るを北條は兵が足りないでもなく、日子が容さなないでもないのに、有利の攻勢を取らずして不利の守勢を取り、且つ敵が看破したのも知らずに、兵家が戒めて再びしない策を試みた。甚だ智がないといふべきである。人は

或は、天下の大勢が既に秀吉に歸してしまつた以上、北條が如何なる策を講じても、又何事をか爲し得やうぞといふかも知れないが、著者から見れば、必ずさうとは思はれない。奥州はまだ平かず、伊達政宗は虎視耽々としてゐる。家康、信雄は決して心服してゐるではなく、信雄の如きは一たびは家康の心を動かさんとした位である。このやうな形勢であつたから、北條が攻勢に出て、戦に見るべきものがあつたなら、形勢の變化は測り知り難かつたのである。北條がこの利に付くことを得なかつたのはどうしたわけか、恐らくは天意であつたらう。

一一五 奥州下向（上）

秀吉は小田原を發して奥州に下るや、途中鎌倉に寄つて八幡祠に詣で、頼朝の塑像を撫で、戯れて曰く、

「徒手、天下を取つたものは予と卿とのみである。さりながら卿は名族より出たれば功を爲し易かつた。我に至つては人奴から興つたのである。その勞は少くない。且つ我は關白に陞つたものである。卿よりも位が上である。我は將に明を征せむとしてゐる。卿以て如何となす。」と落々たる胸懷、見るが如くである。

野州宇都宮に至つては、その夕方野天徳寺を召して、

「汝が小田原に在る中に問はうと思つたことがあつたが、忙しくて失念した。今それを聞くが、汝は長老であるから、必ずや信玄や謙信のことを知つてゐるであらう。少しく我に語り聞かせよ。」

天徳寺答へて、

「信玄は十六歳から五十三歳に至るまで、一たびも戦に敗れたことがなく、實に絶群の武將である。」

といひ、次に謙信のことに及ばんとするや、秀吉は終りまで聞かず、

「必ずさもあらう。さういふ果行なき小刀の兵法で天下を窺ふことは思はざるの甚だしきものである。彼等は疾く死んだればこそ名聲を失はなかつた。なぜなら今日なほ生きてゐたら、予は草履を取らせたであらう。」

といつた。若し突然にこの言を聞いたら、秀吉は慢心したといふであらう。けれども退いて考へれば、彼の言は確に肯綮に當つてゐる。兵は勝を主とするけれども、干戈を取つて勝つのみを勝とはなさず、その極意は戦はずして勝つに在る。外交を以てすべきは外交を以てし、兵でなければならなかつたら兵を以てし、巧遅よりも拙速を尊ぶのが兵家の常道である。かくの如くにして天下に勝を制し得るのであつて、秀吉の口癖のハカユキ即ち果行なるものは、これをいふのである。然るに信玄、謙信の跡を見るに、たゞ克伐して進んだのみである。如何に戦術に巧妙であつたといつても、それがために徒らに年月を費すのみで終つた。著者は瑞典の英雄カール十二世を見てつねに惟ふ、カールは善く戦つた、彼れの行く處は草木が巨象に蹂躪せらるゝ如くであつた。だが彼は只戦ふことを知るのみであつて、戦はずして勝つことは知らなかつた。一たびは歐洲の天地を震撼したけれども遂に成功はしなかつた。信玄、謙信はカールの流であらう。朝に一城を抜き、夕に一地を領して、或は北陸、或は甲州

から遠く京都に上つて天下を掌握せんとした。かくの如きは人を代へたところで及ぶことではない。

秀吉が冷笑の意は實にこゝに在るのであらう。天徳寺は佐野の城主佐野宗綱の舍弟で、夙に天下を歴遊した。それ故、謙信や信玄をよく知つてゐたのである。彼は曾て大阪に至り、劍術で以て秀吉に仕へ、後、東征のことあるに及んで先鋒に加はつて小田原に來り、小田原の落つるに先つて佐野に歸り、佐野の城を復してそれに居り、秀吉が宇都宮に至つたのを見て郊迎した。彼は常に髪を落して自ら天徳寺と稱してゐた。秀吉に寵され、彼も亦知遇に感じて秀吉に心服してゐた。彼が後年秀吉が信玄や謙信に異なる所以を語つたのは、秀吉の二雄冷笑の註脚として聞くべきである。すなはち、

「我は曾て信玄、謙信に見えた。二人共同じく態度が嚴厲で面を向けることができなかつた。その後秀吉に謁したが、その時秀吉は、天徳寺來たか、久しく逢はなかつた。膝を進められよ。と懇にいつたので、我はこれを光榮とし、遂に秀吉に心服するに至つた。」

といつてゐる。信玄、謙信の固なりしはこれを以ても分るであらう。秀吉の冷笑が決して所以なきものでないことが知れる。古賀精里は曾て秀吉の信玄評を見て、

「豊太閤の志氣の高邁、度量の恢廓は、古今匹罕れである。その大言も亦應に倫比なかるべし。」といつた。實に當を得たものであらう。

秀吉がなほ宇都宮に在るや、奥州から佐藤忠信の兜を獻じたものがあつた。秀吉は本多忠勝を召して彼の長久手における勇猛を賞し、兜を賜うて、

「今日これを用ふるものは汝をおいてなし。」

この時又政宗が來り謁した。秀吉は彼を茶室に召し、手づから茶を煎じて饗し、その間に些の隔意もなかつた。

一一六 奥州下向(下)

秀吉は宇都宮を發して小山に至り、岡本清五郎なるものから、岩槻の城主成田氏長の妹が美人なるを聞き、百々塚の營に召して寵愛惜かず、後、京都に上せて女房とした。この婦人は當時關東第一の美人の聞えがあり、秀吉の寵愛惜かなかつたのも道理である。彼女は單に美しかつたのみならず、才氣もあつたのである。氏長がさきに小田原に在つて功を立てなかつたゆゑを以て所領を沒收され、且つ黄金千兩と唐の首とを追徴され、爾來落托の身となつてゐたのを、彼の婦人は頻りに秀吉に數願し、遂に秀吉をして氏長を野州烏山二萬石に封ぜさせた。股掌の間に英雄を翻弄し、一兄のために封を獲るなどは、尋常の才氣ではなかつたらう。

秀吉は營を進めて會津に入り、城を巡檢してこゝに一泊し、淺野長政、石田三成、大谷吉繼等に奥羽檢地の令を下し、翌日直ちに歸路に就いた。會津は今の若松で、その城を若松城といつた。世々蘆名氏が守つてゐたが、天正年中伊達政宗に奪はれ、秀吉が小田原を攻むるに及んで政宗が歸降し、ために又秀吉の收むるところとなつた。會津の地は平滑にして肥沃、大兵を養ふに足り、大軍を動かすことができる、政宗が早くもこゝに着目し、奪つて雄據したのもゆるあるかなである。

秀吉は歸途、白川の城に憩うた。これより先、九戸の城主九戸政實が亂をなしたので、政宗氏郷等

が討伐に向ひ、政實が敵すべからざるを見て我が軍の到着に先つて降を請ふや、秀吉はそれを許した。そしてその遺兵が恰も皆歸つて白川に在つたので、秀吉は氏郷を召して懇に語り、彼に會津七十萬石を與へた。

秀吉は歸途また小田原に滞留して諸將に論功行賞し、家康に關八州を與へ、家康の故地なる駿、遠、三、甲、信を信雄に與へんとしたが、信雄が肯かなかつたので怒つて信雄を秋田に流し、その地を吉晴、一豊内山、一氏、光泰加藤、秀久仙石、數正石、忠政柴等に賜ひ、信雄の故地を秀次に授けた。家康は北條の故地をソツクリそのまゝ受け、別に湯沐の邑として十萬石を頂戴したのである。吉晴は遠江の内内で十二萬石を、一豊は同地において五萬石を、一氏は駿河一國を、光泰は甲斐一國を、秀久は信濃の小諸五萬石を、數正は同地において小笠原一郡を、忠政は同じく伊奈一郡を受領したのである。秀次の領地は説くまでもない。

前記の封ぜられた諸將は皆この役に相當の功があつたが、獨り秀久は寸功もなかつた。然るを小諸に封じたは、長政の歎願に由るのである。秀久はさきに九州の役において戒を破つて大敗し、讃岐阪出の封を褫はれてから播州書寫山に謹慎し、竊に長政に哀訴して秀吉の怒の解くるを待つてゐたのである。こゝにおいてか秀吉は秀久を小諸に封する時に近侍に向つて、

「仙石は勇猛なるばかりで思慮分別がない。だから時々軍令を破る。今小諸に封せんと欲するは、若し家康と戦ふ時、彼に先鋒を命ずるためではない。唯だ彼が勇猛なるが故に眼中人なく、家康、來たるとも臆することなし。萬一の時に臨んで殿軍とするに相應しいからである。たとへば鬼の口

餌になる奴である。」

といった。こゝにおいて思ひ出すのは知定である。秀久は蠻氣に過ぎて事を誤つて怒りに會ひ、後、再び封ぜられた。然るに知定は思慮周密のため大事を取つて戦機を逸し、怒りに會つて後に誅された。同一の役において等しく罰せられながら、一は封ぜられ、一は誅せらる。漫然考ふれば秀吉は甚だ感情的のやうだが、その跡を能く見れば、秀久は謹慎して命の下るを待ち、知定は逆つて北條に與したといふ相違がある。一を誅し、一を封じたのは決して感情的裁斷でないことが知れる。或は人は秀吉が知定の智慮を忌んだものとするが、それは秀吉を知らないもの言である。

秀吉は功賞を終つて小田原を發し、途中岡崎に駐つて吉川廣家の歓迎を受け、翌日岡崎を立つて清洲に入り、廣家の卒業榎武格を顧みて路傍の部落を指し、

「彼の地は中村と稱し、予の生れたところである。予は行つて見やうと思ふが、その方は予に従つて行くかどうか。」

武格、謹んで諾する。秀吉は武格を伴つて馬上、中村に行き、武格を村端に留めて獨り村内に入り、父老を召して破顔一笑し、

「我は藤吉である。」

父老はみな恐惶俯伏して面を擡ぐるものがない。秀吉更に、

「我が幼少の時に比ぶれば戸口は増加し、村中も亦とこのうた。」

といつて、少しも關白的威嚴を持たず、少年時の藤吉に歸つて父老と酒を酌み、懷舊談をして去つた。

清洲からは寄り道をせず、旅程を急いで京都に歸り、直ちに天皇に謁して命を復した。これが九月である。顧みれば三月に京都を發して東征の途に就き、九月に京都に凱旋した、その間實に七ヶ月であつた。

この役に秀吉が淀君を小田原に召したのは前記の如くであるが、九月の初め、なほ關東に在る時、一書を淀君に遣はした。これを見る時は秀吉の面目躍如たるものがある。

かへすくわかぎみひやし候はんよう

そのいご(以後)文にても申りくはで御心も

に申つけ候可候、なにわ(何角)につけ

となくおもひりく、わかぎみ(若君)いよく

てゆだん(油斷)あるまじく候

大きくなり候や、そこほとひ(火)のよじん(用心)又はしたくまでみだれ(濫)になきように、かたく申つけられ候はん事せん(專)にて候、廿日ごろにかならず參候て、わかぎみだき可申候、そのよき(其夜)に、そもじをもそばにねさせ申候可候、せんかく(折角)御まち候可候、かしく

てんか

おちやく參る

そもじを傍に寝さすべしとは、出かしたではないか。

二一七 氏郷を會津に封ず

秀吉は氏郷を會津に封じた。初め秀吉は諸將に會津に封ずるに適當な人を問うた。諸將各々その人を選び、某は誰、某は何人といったが、選に入つたのは細川幽齋であつた。幽齋は信長時代からの名將であつて、名望高く、諸將がこの人を擧げて奥州鎮撫の適任者とするのは故のないことではない。けれども秀吉は頭を掉つて、

「いやく、蒲生氏郷でなければならぬ。」

といつて會津からの歸途、白川で氏郷を召し、

「汝のこの度の功は群を抜いてゐる。汝を會津に封じ、十一郡七十萬石を與へる。汝能く我がために東門を守れ。」

といひ、同時に木村貞重を召して曰く

「汝は光秀の家臣であつたが、予は汝の武功を愛して用ひた。今日汝等父子に葛西、大崎の二郡を賜ひ、京都出仕を免するにより、會津に出仕し、氏郷を君父と思つて萬事を氏郷と商議し、氏郷の命に従ふべし。」

又氏郷に向つて、

「貞重を子とも思ひ、弟とも心得よ。貞重は小祿のものであるから、新附の民は必ず彼を侮り、暴民が蜂起して亂をなすであらう。汝は豫めこれを思ひ、事ある時は政宗を先鋒として鎮定せよ。必

ず貞重を棄てゝはならぬ。且一たびは我に反したものとはいへども、いやしくも武名のあるものはこれを以て暴民に備へよ。」

といひ、更に又氏郷と貞重とに誨へて、

「汝等は俄に諸侯となつたものであるから、家康を後見として萬づ彼れに教を請へ。」

と曰つた。兩人は拜謝して出た。秀吉は白川を立つて武州の府中に来り、家康が迎へ謁するに及んで、

「予は蒲生と木村を奥州に封じたが、兩人とも俄に諸侯となつたものゆゑ、萬づ卿の後援指導に待てと命じた。何卒指導の勞を吝まるゝな。」

と曰つた。

會津城の在るところを若松と稱する。曾ては黒川といつた。一たびこゝに割據すれば、南は關八州を控制し、東は奥羽一圓を壓倒して、まことに東北無双の要地である。秀吉がこゝに適任者を選び、そして氏郷を抜いたのは、その意たる實に深きものがあつたのである。

氏郷は信長に仕へ、信長が死んでからこのかた秀吉に臣事し、伊勢松坂で十二萬石を領してゐた。十二萬石から一躍して七十萬石を受けたのは、異常の士でなければできぬところである。彼の爲人を見るに、文學を好み、和歌を嗜み、茶の湯、插花を翫び、頗る風流を解したが、さりとて少しも文弱に流れず、一たび戰場に出づれば、軍令峻嚴、士卒を畏服し、猛勇果行、敵を粉碎しなければやまなかつた。豊前の巖石城の攻陥の如きはその一例である。しかして彼には大志があり、小事に拘泥せず、或日士を饗した時などは、自ら頰冠りをして小唄を歌ひながら風呂を湧かしたといふ。彼が會津に封

ぜられた時は正に三十五歳で、大に爲す有るときであつた。或人がその榮轉を祝するや、彼は長大息して、

「いや、大祿は得たけれども田舎者になつた。予は最早廢り者である。」

といつた。中原の鹿を追はんと欲すれば、奥州の七十萬石よりは松坂十二萬石の方が或は優つてゐるであらう。武田、上杉、毛利、島津が何れも一世の雄でありながら爲すところが無かつたのは、地が京に遠かつたからである。これに反して信長、秀吉が大に爲すところあつたのは、實に中原に接すれば、小祿のものといへども鹿を逐ひ易い。氏郷の太息の意はこゝに在つたのであらう。

けだし秀吉が氏郷を愛したのはこの大志あるが故であつた。用ひたのはその大才であつた。戦國の代は人心が測り知れない。秀吉は家康と情意投合し、膽肝相照すといつても、何れの時、干戈を取つて相見ゆるに至るや、測り難いことであつた。こゝにおいて南は關八州を控制し、東は奥羽一圓を壓倒する必要があつたのである。具體的にいへば、家康を控へ、政宗を壓へる必要があつたのである。

これ秀吉が氏郷の大志大才に待つたところである。氏郷の任や重しといふべきである。

貞重は勇力奇才があり、光秀が死んで秀吉に仕へてからこのかた、武功が少くなかつた。けれども奥州に氏郷と共に封ぜられたのは、さきに小田原に在つた時、政宗と共に會津に下り、政宗から會津を受領して秀吉の到着を待ち、その間何等の滯るところのなかつた功に由るのかも知れぬ。

一一八 家康を江戸に移す

秀吉が家康を關八州に封じ、居を江戸に移させたのは前述の如くである。家康は何のために移封されたか。それは彼れが功績に由るに外ならない。

初め秀吉は小田原攻圍中、一日、家康と信雄とを伴つて笠懸山に登り、小田原攻城を議するついでに家康に向つて、

「この城陥落せば、關八州は擧げて卿に進ずる。卿はこの城に留まるや否や。」

と問うた。その時家康は、

「他日は知らず、今日はこゝに止まるより外ござらぬ。」

といふ。秀吉、頭を掉つて、

「いや／＼。この地はもとより東國の咽喉で樞要の地ではあるが、こゝは家臣に守らせばよい。卿はこれより東方の、あの江戸に住むが上分別である。予が地圖を検するに江戸は實に形勝の地である。」

といつた。こゝにおいて八州下賜の内約が成立し、家康は江戸を以て居城とすることに決し、六月の候から窃に人を江戸に下して地を検し、又江戸の百姓を招いてその地の狀況を聞いたりなどし、七月小田原が開城し、秀吉が奥州に進發するに至つて彼れも亦江戸に行き、秀吉をこゝに迎へて築城の教を請ひ、後、築城して彼の大城を立て、三百年の基を開いた。

然るに秀吉が家康を關東に移し、居城を江戸に定めさせると、當時徳川氏の方では邪推を廻して、秀吉を中傷したり、怨聲を放つものが少くなかつた。中傷するものは、

「秀吉は徳川氏を忌むゆゑ、名を八州に托し、百姓心服の舊領を奪つて徳川氏の根基を覆すのである。八州といつても實は六州に過ぎない。」

といひ、怨聲を放つものは、

「八州を營する地には小田原があり、鎌倉がある。然るに秀吉がこれを不可として茫々たる武藏の原の荒土を以てした。これ徳川氏を滅さうとするものでなくて何であらう。」

といつた。たゞに當時のみに止まらず、後世の俗史家も亦これに和して秀吉を惡した。改訂三河後風土記の著者の如きは、

「秀吉が徳川氏に八州を與へたのは快濶大度の擧といふことはできぬ。その實は駿遠三甲信を奪ふの姦謀に出たものである。關八州といつたところで、房州に里見、上野に佐野、常州に佐竹、下野の宇都宮、那須等、その他國人が頗る多い。全然八州を領したのではない。駿遠三甲信は久しく徳化に浴した地であるから、これを秀吉が手に入れて、甲州は要地であるから初め加藤光泰を置き、後に淺野長政を封じた。東海道要樞の清洲には秀次、吉田には池田、濱松には堀尾、岡崎には田中、掛川には山内、駿河には中村を置いた。これ等はみな秀吉の股肱腹心である。この輩を要地に置いて、實は關東の咽喉を押へ、以て動きのとれぬやうにしたのであつて、その姦謀は明かである。」

といつてゐる。かくの如く人を疑へば、人の爲すところは一として疑はずにはをれない。試みに審査一番して來れ。名を八州に托して五州の地を奪つて實は六州に過ぎないといつても、五州の舊領も亦信州は全然秀吉に屬し、たゞ空名を取つてゐたのみであつた。且つ甲州は地が險で、從

つて兵を動かし難く、眞に徳川氏の用に應ずるものは僅に駿遠三の三州に過ぎない。故に八州から二州を減ぜられて六州に過ぎないとしても、關八州の方が三州よりよいではないか。又關八州の地を管するに小田原があり、鎌倉があるを、武藏の原の荒土を以てするは怪しからぬといふのも思はざるの甚だしきものである。當時といへども世は變遷し、人口は増加して舊時の關東ではない。鎌倉は頼朝の時によかつたのであつて家康の時によくはなく、小田原は早雲の時によく、家康の時に可ではない。新たに關東を管するものは必ず新たに適地を求めねばならぬ。秀吉が江戸を勧めたのはこの故である。且つ又江戸は荒廢の地ではない。長祿元年太田道眞が城をこゝに築き、その子の道灌がこゝに居り、後、道灌が上杉氏に誅せられてからは上杉氏の手に落ち、後に又北條氏が上杉氏を攻め落すに及んで北條氏に收められ、天正十八年四月まで北條氏が守つてゐたのである。固より今日の千百分の一でもなかつたとはいへ、兎に角形勝の地として人のゐたところである。こゝを以て見るときは秀吉の意裏は、この形勝の地を開けば廣大な都市を建てるに足り、廣大な都市を建つれば八州を管し得るのみならず、關東北の全部を鎮め得べく、そしてその業に堪へるものは家康である、といふところに在つたのであらう。俗史家が秀吉は股肱の臣に家康の舊地を與へたといつて當時早くも姦謀があつたやうにいふは、共に史を語るに足りないものである。秀吉が彼の時に當つて先づ家康の舊地に封ぜんとしたものは、その股肱の臣ではなくて實に織田信雄であつた。股肱を封じたのは信雄が受けなかつたからである。俗史家の癖としていつも成敗の跡を以て論ずるが、それもよいとして、彼の時に當つて、もし信雄が承知してゐたら、俗史家は何といつたであらう。思うてこゝに至れば、敢て姦謀とい

ふが如きは秀吉の當初の心を解し得ず、唯だ秀吉を中傷せんと欲したるに過ぎない。

家康は八州を領して江戸に移る準備をした。これ七月中旬である。然るに八月末には既に舊地を返附した。この間僅に四十餘日に過ぎないのである。當時の人の事を爲すに神速なことは全く想像の外に在つた。家康が江戸に築いてから、關東北を鎮むるのみならず、遂には天下を取つて三百年統治の子孫を見るに至り、江戸は亦東京となつて世界有數の大都となつた。けだしこれも亦秀吉の賜である。英雄の着眼施設には滅多に徒爾はない。

一一九 信雄を秋田に流す

秀吉は東征の役が終るや、家康、氏郷を移封し、且つ信雄に家康の舊領たる駿、遠、三、甲、信の五州を賜うて尾勢から移さうとした。信雄はこれを聞いて辭して曰く、

「尾張と伊勢とは我が故地である。これにをれば十分である。」

秀吉、聞いて大に怒り、

「信長の舊恩を思へばこそ五州を授けんとするのである。それを否むとは何たることか、彼れは到底大國守護の器でない。」

といつて信雄を秋田に流し、信雄の領地を公收して秀次に賜うた。

後世の史家中これに就いて秀吉を批議しないものはない。甫庵が先づ、

「こゝに逆なことがある。信長の次子信雄を秋田に流したのがそれである。秀吉は微賤な人であつ

たのを、信長が拔擢して數箇國を恩賜したのである。この度信雄に領地を増加するが願ではないか。」

といつてゐる。深刻な批評家は一步を進め、

「信雄を秋田に流したのは元々秀吉の姦謀に出たのである。信雄は暗愚といへども信長の子である。諸侯の過半は亦信長恩顧の輩である。秀吉は子孫の禍となるは信雄であると思つたので、長久手の一戦に彼を亡ぼさんとした。然も家康が加擔して果し得ず、そこで和睦したけれどもその初志を忘れず、機を見て彼を失はんと思つてゐた。今幸に轉封を命じて五州を與へ、信雄がそれを治むるあたはざるを待つて、罪に問うて失はんとした。然るに信雄が受けなかつたので、それを理由として遠流したのである。」

といつてゐる。凡そ人の心術を疑へば、どんな理窟でも付けることができる。輕々に聞けば前者の言も尤もであり、後者の言も是ではある。けれども一考すればみな感情論に過ぎない。

かりに甫庵の言を尤もとする時は、一旦恩顧を被つたものは、如何なる場合にも録しなければならぬ。我に逆つてもこれを恕し、我と戦はんとしても避けねばならぬ。換言すれば徹頭徹尾卑屈でなければならぬのである。私事の場合ならば、かういふことも美德であるかは知れぬ。しかし人を封するは私事ではない、公事である。公事の前には公正でなければならぬ。そして公正ならんと欲すれば恩義を顧みることができぬ場合もある。信雄の場合において秀吉が若し信雄を封侯するに足りないものと見做す時は、如何なる恩顧を被つてゐるとしてもこれを排して所斷していゝわけである。然か

も秀吉は初めに當つてそれほど冷靜ではなく、むしろ信雄を五州の主と願つた。それを信雄が肯かなかつたのである。信雄が若し五州に轉すれば、甫庵のいふところの願を盡すを得たのである。

秀吉の心は初から逆ではなかつた。初めに移封せんとした好意に思ひ及ばず、遠流した結果を見て是非するは、甚だ淺薄の論といはねばならぬ。

更に深刻な批評家のいふところに就いていへば、これは彼の成政を肥後に封じたは、その過ちあるを待つて失はんがためであると論じたと同一である。あくまで秀吉を惡意に解するものといふべきだ。信雄は元來暗愚である。五州統治の才はない。それを秀吉が移封せんとしたのは、既に家康を移封する以上、信雄をも移封してその領をも加へ、一面には彼を喜ばせ、一方には舊恩を録さうと、どこまでも好意に出たと見る方が穩かではないか。でなければ秀吉がどうして既往において信雄の位を内大臣にまで進め、家康と殆ど同列に厚遇しやう。深刻なものはさきに秀吉が長久手で信雄を除かんとしたのを以て、秀吉があくまで初志を遂げんとするものであるといつてゐる。かくの如きは人が最初に盗をすれば如何に悔悟して善人君子となつても、盗人のある毎にその人と斷定すると同じである。前科者は遂に浮ぶ瀬がないであらう。且つさきに秀吉が信雄を除かんとしたのは、信雄は後入齋で、やもすれば秀吉に禍せんとした。然るに秀吉は未だ天下を一統してゐなかつたので、信雄の禍も大に影響するので、さてこそ信雄を除く必要があつたのである。島津を降し、小田原を平げて天下を一統すれば、信雄の禍の如きは敢て意とするに足らず、最早彼を除く必要はないのである。既に必要がないのになほ除くやうなことはするはすがない。敢て除く必要があるとすれば、彼の移封を肯じない時

に當つて誅すればよいのである。然るに誅せず秋田に流し、後に伊豫に轉じ、その子秀雄には大野五萬石を與へた。かくの如く秀吉はどこまでも好意を寄せることを廢めなかつたのである。これに由つて見れば、信雄を五州に封ぜんとしたのは必ず好意に出で、いはゆる姦謀などは斷じてなく、秋田に流したのも亦已むを得なかつたからであらう。

おもふに信雄は暗愚で形勢を知るの明がない。又後入齋でもあつて能くその心を易へた。こゝにおいて彼はさきに秀吉が東征の途に就いた時に、秀吉を仆すはこの時である、卿、事を謀れと家康を勸説したことがある。後にも亦家康を説いたと見えて、家康、信雄が北條と謀して將に秀吉を伐たんとしてゐるとの謠言がしばしば流布された。それがため秀吉は窃に信雄の態度に嫌らず、然るに亦五州移封を肯じなかつたので、従來の無禮な態度を想起し、遂に怒つて秋田に流したのであらう。要するに當初からいはゆる姦謀があつたことではない。

二一〇 堀秀政の死

東征の始末にかけて漏すべからざる一事がある。堀左衛門督秀政の死である。

秀政は小田原陣に在つて早川口の一方を擔當してゐたが、五月二十八日、俄に病んで没した。享年卅八。病名は傳はらないが、俄に死んだとのことであるから、腦溢血などの類かも知れぬ。秀吉はその死を聞いて慟哭し、直ちにその子久太郎秀治を嗣とし、領地を舊の如くにした。秀治は時に十五歳、亡父の任を繼いで早川口に在つてその任を全うした。

秀政は名人左衛門とて智謀才幹業に勝れ、朝に立つて宰相となり、輔弼の任に就いても能く爲すところがあるであらうとの定評のあつた俊傑である。そこで秀吉が彼を愛したことは氏郷に倍してゐた。秀政が若し生きてゐたら、秀吉は必ず會津七十萬石を彼に與へたであらうと傳へるものがある。或はさうであらう。死を聞いて慟哭惜かなかつたのも亦當然である。

秀政は機を見るに敏で、人を鑑るに明であつた。初め信長に仕へたが、使して備中高松で秀吉に會ひ、信長が變死するや、直ちに秀吉に與し、秀吉が光秀討伐の擧をなさんと軍を返して姫路に歸るや、彼は秀吉に、

「時節到來。大博突をなすべき時である。風も順風、帆を上げたまへ。」

といつた。當時光秀を誅するものは天下を取るのである。これをなすものは秀吉を措いては他にない。そこでそれを秀吉に勧めたのである。これ機を見るに敏にして、人を鑑るに明なものでなくて何であらう。彼は光秀を攻めて天王山に功があり、更に光春を安土に攻め、阪本に追うて誅して功があつた。秀吉はその後勝家を滅すや、秀政を越前北庄十八萬石に封じ、村上義明、溝口秀勝を彼に付けた。三者の領地を十八萬石に合すれば、實に三十萬石であつた。

秀政に就て傳ふべきものが少くない。彼は初め信長に仕へたけれども甚だ輕かつた。或る日某役において従兄直政に、

「今や戰國の世であつて功を爲すべき時である。われ等は信長に仕へるといへども甚だ輕い。小祿から大祿にならんと欲すれば、必ず異體同心の臣下を有たねばならぬ。然らざれば大功を爲し難い。」

明日にも出陣して先に功を立てたものが主となり、後れたものが臣となつて堀家を再興しやうではないか。御身はどう思ふ。」

といった。直政は肯諾して、

「よろしい。」

といった。翌日の戦には秀政が先に功をなしたので、直政は臣となつて秀政に事へ、以來同心協力して遂にかくの如く家名を興すに至つたものであるといふ。

秀政が士を愛することは秀吉に譲らなかつた。彼は初めて人を用ふるや、三十日間は朝夕左右に侍せしめて主従の親しみをなし、その言行を見、又三十日間奏者の役を命じて外事を司らしめてから采地を與へた。しかしてその士が不足でもあつて去らんとすれば、

「予が不明にして汝の進退をよろしくせず、汝を却つて迷惑させた。何れへ行くとも汝の欲するままにして、いさゝかも予に憚るな。」

と頗る懇懇に語つて時服金銀を與へ、その士が他家に仕へたのを聞けば、手紙をやつて登用を依頼するのが常であつた。又一人の泣顔をした男があつて、近侍がそれを不吉として排斥せんとした時、秀政はいふ。

「その顔を見るにまことに汝等の言ふ通りである。しかしこれを葬禮の使者に用ひたら無類であらう。諸侯の家は雑多の者を扶持するものである。」

大志のあるものでなければかくの如く士を愛し、士を遇することはない。

秀政は亦大度があつた。一夜いたづらをしたものがあつて、高札に堀左衛門殿悪き仕置の條々と題し、三十三箇條を列記して街頭に立てた。家臣はこれを見て大に怒り、秀政に示してそのものを捕へ懲罰せんといった。秀政、熟覽して沐浴し、禮装して三たび頭上に押し戴き、

「誰か予に諫言せん。こは正に天の賜ふところである。永く我が家の珍寶にしやう。」

といつて袋に入れ、箱に納めて後、奉行代官を召集して庶政を改革した。名人左衛門の稱はこゝに始まつた。

古賀精里は秀政を評して、

「才徳は卓、智略は雄にして、しかも謙々として常に及ばざる如くである。少しも自らの滿つるを假さぬ。これ秀政が一時の英賢に卓越してゐる所以である。」

といった。まことに秀政に取つて知己の言である。著者も亦これに加へる言葉がない。

二二 松下之綱を移す

人として報恩の義がなければ人ではない。凡そ大事をなすものはこの念を一日も遺忘してはならぬ。君子終身の憂とは亦この念を包んでゐる。秀吉は寒微に生れ、幼少にして流浪し、人の奴となつて艱苦を嘗めて大成した。従つて報恩の念も亦熾であつた。彼が幼少にして故郷中村を出走し、遙かに遠州に入るや、窮して爲すところを知らず、茫然として濱松城外なる引間川のほとりに立つてゐた。その時、この子愛すべし、と拾ふてくれたのが松下嘉兵衛之綱の父であつた。一飯の恩も必ず報ふとい

ふことがある。辛酸を嘗め盡した秀吉がどうしてこれを忘れやう。彼は常にこれを心胸に銘じ、速に報いんと思つてゐた。こゝにおいて彼は之綱を召し、近くに奉仕せしめて厚く遇し、天正十五年の西征の役が終るや、之綱を従五位下に叙し、石見守に任じ、丹波の牲村、舟阪村を合せて三千石の采地を賜うたが、東征の役が終るや、また遠州に移し、久野の城と領地一萬六千石とを賜ひ、封じて諸侯に列せしめた。これ天正十八年十月である。

之綱は平々凡々の人ではなかつたが、異常の士といふほどのものでもなかつた。彼は初め今川義元に仕へ、遠州頭陀寺に僅少の采地を持ち、義元が滅びて後、家康に事へて西塚村に三十貫文の地を得たのみであつた。秀吉はそれを近くに召して丹波に置き、又遠州に榮轉を命じた。秀吉が報恩の義をなしたものでなくて何であらう。

今、秀吉が如何に之綱を愛したかを文書に徴してみやう、西征の役において秀吉が羽柴左衛門尉以下稻葉右近に至る十七名に下した朱印狀中に、

一松下嘉兵衛事、先年御牢人時、忠節の仁に候間、右儀に、各と同前に在之間敷候條御そばへ被越、山崎志願守、木下式部大輔前備に被仰付候間、同前に可在之事

とある。先年御牢人の時とは秀吉が少年時に流浪して濱松に行つた時のことをいふのである。牢は浪の愆字である。考査を費すまでもない。忠節の仁に候間とは彼が之綱の父に拾はれ、之綱の納戸役にまで拔擢登用された恩義をいふのである。右の儀にとは故の一字を脱したもので、右の儀故にの意である。各と同前には之あるまじく候條、御そばへ越され云々は、右の儀なるが故に汝等と同様に扱ふ

ことできぬ、山崎木下等と前備を命ずるとの意である。この一事を以て見ても、秀吉が之綱に對する報恩の義は、常に念ふて已まざるものがあつたことがわかる。丹波に三千石を與へてなほ足らずとし、更に遠州一萬六千石に封するに至つては、秀吉も亦終身の憂を解するもの歟。けだし、これがなければ人ではない。

〔附言〕 藩翰譜、野史等は之綱が久野に封せられたのをその子であるとし、前者は吉綱と記し、後者は重綱と記してゐる。けだし二者共に之綱は秀吉の盛時に當つて既に歿してゐたので其の子を封じて舊宜に報いたといふのである。今按ずるに、吉綱とするも重綱とするも、その子として記せるはみな纏つてゐる。之綱が秀吉の盛時に存命してゐたことは、前掲の朱印狀に據つても知り得、又「之綱(加兵衛石見守)今川家につかへ駿州没落の後、東照大權現につかへたてまつり遠州長上郡西塚村三十貫文の地を領す。後命を蒙て秀吉につかふ、天正十五年十二月中旬從五位下に叙し石見守に任ず、丹州牲村舟阪村三千石の地をたまはる、同十八年小田原没落の後同月上旬牲村舟阪村を改て遠州久野の城ならびに領地一萬六千石をたまはる、右のうち七千石は勢州平尾村藤村なり其外一萬五千石の代官をつとむ、度々合戦して高名す、慶長三年二月晦日六十二歳にして卒す」との寛永系譜に據つても知り得る。こゝにおいて久野に封せられたのは、之綱であつてその子でないことを斷定し得るであらう。

二三 奥州の亂 (一)

天正十八年十月、奥州の葛西、大崎で暴民が亂をなした。葛西、大崎は木村貞重父子の領地で、貞重は葛西に、その子秀望は大崎に在つた。その原因を探れば、檢地が遠因をなし、木村父子の庶政及

・木村父子を頼らうとして用ひられなかつた浪人の煽動とが近因であつた。

檢地は庶民が好まぬところであるのを、秀吉はそれを斷行した。どうして庶民が自分に不利なことに對して平かでのやう。三成、長政等が奥州を丈量するに至つて、庶民の不平の聲は到るところから起つた。この間に在つて木村父子は小祿の身から一躍して大祿の人となつてその地に入つたので、威壓と撫恤兩面の施設をしなければならぬ。然るに父子は俄に領地の統一を策り、威壓を専らにして、舊來土着の士を追うて近親のものを代りに配し、又木村父子は俄に大祿の人となつたのであるから、家臣乏しく定めし人不足を感じてゐるであらう、行つて仕へんと各地から浪人が續々として來り、中には舊主を捨て、走つたものもあつたが、父子はそれを用ひやうともせず、その遇する道をも誤つた。しかして近親で采地を與へられたものはと見れば、從來は僅に小者の五人十人を用ひたに過ぎなかつた小祿ものである。即ち成り上りである。成り上りものの癖として兎角威張りたがり、主人が既に威張れば、部下の士卒は一倍威張つて已まず、威に任せて、或時は百姓の米穀を奪ひ、或時は士人の奴婢を誘拐し、人の媳を奪ひ、娘を取り、掠奪的亂暴を擅にした。新附の士民を御するには固より威壓が必要である。けれども威壓のみを専らにして撫恤することをせず、却つて部下の士卒の掠奪的亂暴に至つては、百姓は憤激せざらんとしてもせざるを得ないのである。この時に當つて追はれた土着の士や用ひられなかつた浪人等が、恨みに報いるはこの時とばかり、大に百姓を煽動した。ここにおいて暴民は遂に蜂起し、領内十二郡は火の如き勢となつた。

貞重は亂の容易ならざるを看、秀望に計らんとして居城登米舊西を出て、秀望の居城古川大崎に行

つた。秀望も亦登米へ行かんとして古川を立ち、途で父子が邂逅した。然るに無數の暴民はこれを開き、馳せ來つて父子を包圍した。父子は士卒を勵まして暴民と數刻戦つたが、衆寡敵せず、士卒は殆どみな噎された。木村父子は固より豪勇の士である。敢然として重圍を脱出し、遙に走つて佐沼城に入つた。父子が佐沼に入るや、暴民も亦踵を接して追うて佐沼を圍んだ。この時に當つて登米、古川の兩城も亦圍まれ、留守の將士は悉く屠られて兩城共に落ちた。足輕の如きは赤裸の上に菰を纏つて逃げたものもあるといへば、その慘狀は目もあてられなかつたであらう。

貞重は猛將だが士卒は悉く死し、佐沼には兵がなかつたので、遂に如何ともなす能はず、使を若松に遣して氏郷に援兵を哀請した。貞重は氏郷に屬してゐるものである。もとより氏郷がこれを否まうはずはない。且つ秀吉が會津を賜ふ時、木村父子を棄て、はならぬとの懇諭もあつたので、かたぐ快諾して使者を歸し、直ちに出兵の準備をなしつゝ、一方では急使を江戸に馳せて家康に報じ、更に書を政宗にやつて應援を請うた。

時に淺野長政も亦地を檢して白川に在つたが、亂を聞いて二本松に行き、使を政宗、氏郷に遣して出兵鎮撫を促し、更に江戸に來て家康と評議した。奥州のこの亂の尋常でなかつたことは、かく長政が總司令となつて臨機の處置を取つたことに由つても知り得べく、又この時氏郷等が如何にそれを重大視したかは、二人の急使を江戸に馳せ、その急使が千住で絶息したのにも察せられる。

氏郷は兵一萬三千を率ゐて若松を發して亂地向つた。時に雪、大に降り、士卒は甚だ苦んだ。氏郷はこれを見て士卒を激勵するため、素肌に鎧うて威風凛々、寒威烈風を知らざるものゝ如くであつた。士卒はこれを見て大に勇を鼓した。

氏郷が猪苗代に着すると、城主蒲生四郎兵衛が出で迎へて、

「降雪非常で、寒氣が甚だしい。敢て行けば人馬は恐らく用をなさぬであらう。來春の雪解けを待つ方、亂は却つて鎮め易くはござらぬか。」

といふ。氏郷は聞いて、

「予もそれを知らざるにあらず。だが、關白はさきに予に木村を見ること子の如くせよと告げられた。今日遅れて木村父子を暴民に討たせなば、予は何の顔あつて關白に見えん。千古の恥辱である。死なば木村と共に死なん。」

四郎兵衛は聞いて涙を流し、

「善くぞ仰せられた。某も亦従ひ申す。」

氏郷は四郎兵衛を従へて猪苗代を發した。途中で米澤に行つた使者の歸來に遭うた。この時使者は、

「行いて政宗に告げたところ、政宗は吃驚して直ちに馬を出して信夫で待たうといつた。」

と復命したと傳へてゐるが、然もその時政宗が氏郷に與へた手紙には、争亂のことは敢て重大視するには當らぬ。自分一人で能く鎮定して卿を煩はしはしない。卿は出軍を中止せられよ、というてゐる。そしてその控書は伊達家に在る。

氏郷が二本松に着するや、政宗は一萬五千人を率ゐて飯高に駐した。この時蒲生四郎兵衛、玉井數

馬は氏郷の先鋒となつて、鎌田、本折、杉目のあたりに在つて政宗の態度を疑ひ、使を氏郷に遣して

「政宗に陰謀があるやうである。暫く二本松に滞留して政宗の動靜を探りたまへ。」

といつた。氏郷は聞いて大に怒り、

「我はつとに政宗の陰謀を知つてゐる。今にして何ぞ驚かん。彼れ若し我を遮らば、我は戰を決せんのみ。おもふに政宗は彼處に滞留して、その間に暴民をして佐沼を陥落せしめんとしてゐるものであらう。我軍はこれにかゝはることなく、明早天、進發すべし。」

といつて、夜半から雨の大に降れる中を、未明に軍を率ゐて大森に至つた。政宗も亦氏郷の進軍を見て同じく兵を進めた。時に雨は雪と變つて行軍難く、士卒は甚だ惱んだ。こゝにおいて政宗は兵を刈田、岩根、丸森のあたりに駐めて、雪の晴るゝを待つた。氏郷が進んで黒川に着するや、政宗は使を遣して、

「我等は與に進んで此處にござる。明日は敵地に入るでござらう。敵地に入るに先つて凝議を要することあり。幸ひ此處は我が領内にして草庵の設備あれば、苦茗の一服も參らさんと存する。ねがはくば駕を枉げられよ。」

氏郷は、

「御好意多謝、某は明日至り謁するでござらう。」

と謝した。然るに使者が歸ると、氏郷の左右はこの行の危險を諫めた。すると氏郷は、

「汝等のいふところは尤もである。されど今にして病と稱すれば彼を恐るゝに似たり。我れ何ぞ彼を畏れんや。」

と云つて、翌日待つて政宗を訪うた。政宗は好來を謝して茶室に招じ、厚く饗應して軍議を凝した。氏郷は政宗を辭して翌日兵を進めた。政宗も亦兵を進めたが、途中で病んで進むことができなくなつた。氏郷はそれを疑つて、ひとり高清水を指して進んだ。道に名生の城が在つて暴民が籠つてゐた。氏郷は攻めてその城を落し、そこに憩うたが、夜に入つて山戸田八兵衛、須田伯耆なるものが來て、政宗に姦計ありと告げ、證據を示した。氏郷は初めから政宗を疑つてゐたので、證據を示して告げるものがあるに及んで、これを信じ、遂に進まずに名生に籠つた。政宗は病癒えて進んで名生に來り、城下に駐した。この時に當つて木村父子は圍みを脱して名生に來り、暴民は敵將を失つて張合が抜け、且つ氏郷、政宗が大軍を催して來り攻むるを見て志氣沮喪し、思ひ／＼に解散して家に着いた。解散するものは、ひとり佐沼に止まらず、葛西、大崎その他の暴民も亦みなこれに倣つた。

一三四 奥州の亂 (三)

これより先、氏郷は政宗の叛心を秀吉に報じて、

「政宗の叛意は一日の故ではない。質として京都に在る女房は眞實の女房にあらず、假人なることその一である。財政甚だ窮乏して上洛の費用も調達し難く、財政の將に破綻せんとしてゐるより、家臣に至るまで心を一にして叛かんとしてゐること、その二。大崎において政宗の家臣が我にその

叛形を確實に内報して來たこと、その三。暴民の諸城に政宗の旗旗を置いたこと、その四。暴民の諸城に政宗の銃器のあつたことがその五である。」

と。秀吉はその報告を見て笑ひながら、

「こは謠言、訛傳に過ぎぬ。政宗が今に至つてどうして我に背かう。彼はさきに予が小田原を攻むるに當つて背かず、却つて遙に歸降して來り、且つ會津の城を始めとして各地の城を我に致して忠勤を勵んだ。小田原落城して大勢の既に定つた今日、暴民と謀つて叛くやうな、たはけものではない。彼が妻子を質としたことにも何の表裏があるはずはない。氏郷は彼の女房を假人と稱するも、政宗が女房たるを證する以上、假人であると眞人であるとは敢て問ふところでないではないか。かかる詮索は無用である。」

といつて、却つて前田玄以、増田長盛を特使として政宗の妻に米五百石を與へた。秀吉の意向はかくの如くであつたが、果して秀吉の言の如く、中一日をおいて氏郷から前報取消の使者が來た。然るにこれと前後して家康の使者が一日に二度に及び、榊原康政からも亦政宗の態度が明瞭を缺くと報じて來た。こゝにおいて秀吉は書を秀次、家康に遣して、

「前後の申報は恰も醉漢の言のやうである。孰れを正しいとし、孰れを誤るとすべくもないから、氏郷が兵を會津に歸さない間は卿等は兵を帥ゐて行つてをれ。氏郷が兵を歸したら、どこから歸るも隨意である。」

と出兵を命じた。然るに家康が總州古賀に行つた時、暴民が平定して氏郷が班兵したとの報が來たの

で家康も亦兵を班して江戸に歸つた。秀次は家康より先に發足したが、道が遠いので、家康の歸城の後に武州の府中に着した。由つて家康は報を齎して府中に行つて秀次に會ひ、秀次は家康と會つて亦兵を班した。これが天正十九年正月月中旬のことである。

葛西、大崎の亂はこゝにおいて落着した。だが、事が政宗に懸つてゐたので、その方の落着を見なため、全く落着したとはいへなかつた。秀吉は固より政宗に叛心のないことは信じてゐたけれども、京都の取沙汰が依然としてゐるので、政宗と交りのあるものは何れも非常に危んで、頻りに政宗に上京して疏訴することを促した。和久宗是の如きもその一人である。尼の幸藏主の如きも亦一再ならず懇書を寄せた。京都の人のみならず、長政も家康も速に上洛せよと勸めた。こゝにおいて政宗は輕装して上洛の途に就き、たまく秀吉が尾州に下つて鷹狩してゐるのに逢ひ、謁を容れて直ちに京に上つた。秀吉が鷹狩を終つて京に歸るや、政宗は再び謁を容れた。然るに案するより産むが易く、秀吉は政宗を引見して彼れの功を賞して又他意なく、葛西、大崎を政宗に賜うたのみならず、從四位下に叙し、侍從に任じ、羽柴の稱號を賜ひ、後には政宗が茶を好む由を聞いて、彼も亦風流を解するかとて茶器を與へた。謠言が起つた初め、政宗は覺書を作つて、

「我れ秀吉に對して叛心あらば、何ぞ小田原に歸降し、且つ會津その他の諸城を致さんや。忠ならんと欲すればこそ領内の諸城をも命に従つて破却したのである。暴民蜂起の報に接するや、直ちに先鋒を派遣し、氏郷の出兵を聞くや、むしろその無用を告げた。名生攻城の時は自分は實際に病んだ。けれども遅れて行つて殘黨を討つた。謠言の至るに及んで氏郷と誓書を交手したのに、氏郷は

誣妄を密告した須田伯耆等を隠匿して我に引渡しを肯せず、しかして我は始中終辯疏したが、それでも彼は遂に予と和することをしなかつた。」

といつた。そして今京都に來るに及んで秀吉の意が丁度彼の意と同様なるに深く感服した。

政宗に對する懸案はかくの如くにして解決したが、政宗がなほ京都に在るうちに奥州の亂がまた突發した。九戸政實が葛西、大崎の凶徒を語らつて再び叛したのである。

一二五 奥州の亂 (四)

九戸政實はさきに秀吉が奥州下向の時に當つて叛旗を擧げ、事の成らざるを見て戦はずして降つたものである。今また叛旗をひるがへしたその原因としては、南部信直に家臣として遇せられ、秀吉には陪臣として扱はれるのが嫌らなかつたのである。政實は元來津輕と共に南部の被官であつた。そして津輕がつとに秀吉に通じて南部と同等の諸侯となつた時、政實は未だ津輕に倣はなかつたのである。これが依然として南部からは家臣として遇され、秀吉からは陪臣として扱はれる所以である。南部の處置も秀吉の態度も、固より理がないわけではない。政實がそれを好まないのは津輕ばかりが諸侯となつたからであつて、甚だ勝手な振舞である。

政實は南部の處置、秀吉の態度に快からず、快々として樂まない。常に病と稱して南部に候せず、田獵を事としたが、遂に堪へきれずして葛西、大崎の殘黨の山林に隠棲してゐるものや、出羽の庄内の暴民と通謀し、九戸の居城に據つて叛旗を擧げた。これ天正十九年五月のことである。

政實は暴民をして先づ淺野長政の家臣淺野庄右衛門の留まつてゐる鳥屋崎を圍ませた。信直は報に接して兵を率ゐて鳥屋崎に至り、暴民を討つて庄右衛門を濟うた。けれども暴民は既に四方に蜂起して各地の城を圍み、勢甚だ猖獗であつた。由つて急使を京都に馳せて申報した。

秀吉は先づ政宗を歸し、次いで秀次、家康、氏郷、義宣、景勝に出兵を命じた。この時秀次を總司令として家康を之に配し、氏郷、政宗を先鋒とし、義宣を中軍とし、景勝を別働隊とし、なほ監軍として吉晴、長政を遣し、更に横目兵として吉繼大、三成を下し、政宗治城の諸城を開放させて諸軍をその城に置いて警戒を嚴にした。これより先、政宗は國に着くや、七月十四日兵を率ゐて出て、廿四日に先づ宮崎城を攻めて暴民を屠り、進んで佐沼を圍んで城兵を斃殺し、兩城の首級耳鼻を夥しく京都へ送つた。秀吉は覽てその功を賞し、朱章を與へた。氏郷も亦七月二十四日に會津を立つて翌八月十二日に一戸に至り、根會利、穴田井の二城を攻落して翌日九戸の本城に押し寄せた。この時家康は營を岩手山に進めて軍を督したが、南部、津輕はもちろん、吉晴、三成、長政等もみな來つて猛撃した。けれども政實は善く戰つて容易に抜けず、攻圍軍の方が却つて惱んでゐる體であつた。こゝにおいて井伊直政は、城が險に據つてゐるから徒らに攻圍してもなかく、抜くことかできないであらう、誘降した方がいゝと考へて、これを長政等に謀つた。長政等は聞いて同意し、城下の一僧を遣して政實を説かせた。これより先、政實は政宗に頼つて和さんと欲し、竊に政宗に人を遣して、政宗の諒諾を得てゐた。そこで既にこのことがあつたので、今降つても不利ではないと思つたか、僧侶の言に聞いて降を請ふこととなり、一夜、長政に降意を告げた。長政は偽つてその意を諒とし、

「汝ひとり城を出て、城兵は悉く三の丸に退くべし。」

と命じた。政實が聽いてその言の如くするや、長政は政實を擒にし、次いで投降し來つた櫛挽出雲、九戸左近、大場四郎左衛門、大里修理等を捕へて約を履ますに直ちに秀次に送つた。秀次はその時三戸に來てゐたが、これを覽て大に怒り、

「我は秀吉に代つて軍事を統掌せるものである。我に告げずして逆徒の命を助くるとは何事ぞ。」

といつて、直ちに政實以下三十餘人を誅し、更に火を城に放ち、いやしくも城に在るものは一人も餘さず悉く燔殺した。これ九月中旬のことである。これより先、景勝は兵を率ゐて庄内に至り、城に籠つてゐる暴民を討伐して九戸に來たが、途中庄内が再び叛したと聞いて兵を戻し、更に討ち平げて三戸に來て秀次に謁した。政宗も亦既に三戸にゐて、奥羽の亂は全く平いた。

この時に當つて秀次は、秀吉の命を受けて來たのであるからと、論功行賞も亦自分の意のまゝにせんとした。家康と議して政宗を葛西、大崎に移し、その舊領を氏郷に與へた。氏郷これに依つて百二十萬石の大封となつたが、政宗は新地の方が却つて舊領よりも少くなつた。骨折り損の疲れ儲けとはこの事であらう。けだし氏郷が前年來の疑心をなほ去らずして、秀次に政宗の不利なことを告げたからであらう。これより政宗は氏郷、秀次に深く含んだ。

〔附言〕 この兩度の亂における史料で、坊間に流布されてゐるものは、一として政宗に有利なものなく、虚構捏造して政宗を傷けてゐないものはない。著者は伊達家の文書、記録を覽て、政宗に斷じて叛意なく、その戦功も第一であつたことを知つた。上來記したところはみなこの正確な史料に基いたものである。

一二六 千宗易を誅す

富んで驕らざるは難い。利休は茶匠を以て秀吉に厚遇され、采地を賜ひ、出入には必ず伴はれ、面目を一世に施した。然るに彼はその光榮に浴しなほ且つ足ることを知らず、富貴權門が秀吉に頼らんとして先づ彼に頼り、茶道の門弟子となるのを見るや、彼はその意を悟つて賄賂を收むることに努め、將また茶器鑑定のおソリテイを以て人の許すや、鑑定を請ふ人があれば賄賂の多寡に由つて眞贋を定め、多く賄へば膺をも眞とし、寡く賄へば眞をも膺として人の視目を惑はし、世の風紀を紊し、不義の富を積んで一代の豪家となり、遂に驕りを極めて自分の木像を紫野の大徳寺の山門に安置した。驕慢自恣もこゝに至つて人の眉を擧めぬはない。こゝにおいて秀吉は赫として怒り、

「休奴、我が寵を利用して私慾を専にし、賄賂を收め、鑑定を偽り、姦曲至らざるなし。且つ大徳寺の山門は王侯貴紳の出入するところなるに、彼は自分の木像に木履を穿かせて安置した。驕逸矜慢、亂暴狼藉、沙汰の限りといふべし。」

といつて直ちに追放し、家財を公收した。これ天正十八年十二月である。

秀吉は利休を追放したが、怒りなほ解けず、翌年春、人をして彼の木像を取り來らしめ、三條戻橋に磔刑に處し、罪狀を書した高札を立て、普く世に示してみせしめとした。當日洛中の貴賤彫像の磔刑は未聞のことだと奔走行いてこれを見て笑ふものもあれば罵るものもあつたといふ。秀吉は同時に中村一氏をして利休を自裁せしめ、こゝに漸く怒りを解いた。初め利休は追放されてから行くところ

に窮し、堺に下つて蟄伏した。一氏が行つて秀吉の命を傳へるや、奸惡度し難い彼のこととて、早くも糞度胸を据ゑて、些の醜態なく、一歌を詠んであくまで驕逸の振舞に出で、徐に自裁した。實に天正十九年二月廿八日である。辭世の一首に曰く、

利久めが果報のほどぞうれしけれ

菅丞相となると思へば

と。この他に、

人世七十。刀圍希吐。吾這寶劍。諸佛共殺。の一章を傳へてゐるがこれは信を措き難い。恐らくは後世の好事家が物したものであらう。

利休は姓を千といひ、名を與四郎と稱し、後、宗易と改めた。利休はその號である。彼れの父は千阿彌といひ、室町幕府に仕へて童坊であつた。幕府亡び、堺に下つて利休を生んだ。童坊は今の狂言師的のもので、笑を主として滑稽を演ずる俳優である。性質が遺傳して必ず子孫に及ぶものとするれば、倭奸利休の如きものゝ出たのも所以あることである。利休は弱冠にして茶道に心がけ道陳に學んで一代の宗匠となつた。性は敏にして人を逸らさず、秀吉の寵を得たのは實にこゝにある。利休は秀吉の出入、必ず供し、英雄が風流の心に取り入つて、秀吉をして常に休奴ならざればの感あらしめた。故に彼の死後、秀吉は茶室を開くに當つてしばしば彼を思ひ、こんな時に休奴がゐたらといったといふことである。

利休は才氣勝れ、いはゆる氣轉の利いた男であつた。秀吉がしばしば難題を出すや、その都度それ

に處して、事はみな人の意表に出た。一日、秀吉が大きな金の鉢に水を盛り、傍に紅梅一枝を置き、利休にその花を活けよと命じた。左右の者はみな難しといったが、利休は苦もなく花を取つて倒に水に投じた。花が浮んで興味ふばかりなく、秀吉は感歎を禁じ得ず、

「我れ休を窮せしめんとしたるに、彼れ終に窮せず。」
といった。

蒲生氏郷、細川幽齋が一日相携へて利休を訪ひ、茶後、氏郷が利休に祕愛の千鳥の香爐を請ふや、利休は怫然、色をなして香爐を投げた。幽齋がそれを見て、

「老人の香爐を投ぜられしは清見瀉の歌意であるか。」
と問ふと、彼は面を和げて、

「さやうでござる。」

といった。清見瀉の歌意とは、

清見瀉、雲に迷はぬ浪の上に

月のくまなるむら千鳥かな

といふ順徳院の詠である。利休は常にかくの如く事に處した。彼も亦一代の才人であらう。才に任せ榮達を取り、驕りに長じてその身を亡した。富んで驕ることなきは難いかな。けだしそれは才負の代物たるに過ぎない。

一二七 南方經略 (一)

海内を一統すれば天下一統である。天下一統といつても東海小島の一統に過ぎない。こは宇内を呑吐せる天空海潤の秀吉の甘んずるところでない。秀吉、西は明、朝鮮を征し、南は琉球、臺灣、呂宋、印度を歸服せしめんと欲し、こゝに外征の企畫を立てた。証明のことは後章に廻して先づ南方經略から敘述しやう。

當時南方で我が國土を距ること最も近きものは琉球であつた。南方を經略せんと欲するや、先づ琉球から始めた。然るに琉球は古來文化の見るべきものなく、武備も整はず、人心懦弱で闘志がなかつたから、秀吉が海内を一統して冲天の勢あるや、風を聞いて戦慄し、使節を遣して書を秀吉に贈り、承聞す、日本六十餘洲、下塵を拜望し、幕下に歸服す、しかのみならず高麗南蠻に及びて亦威風に偃す、天下太平、弓を棄みて四夷を撫するの謂なるか、吾が遠島は淺陋の小國のみ、一體に及び難しと雖も、島津義久公より大慈寺西院和尚をして仰を蒙らしむるの條、天龍桃庵和尚を以て明朝の塗物當國の土宜を差上ぐ、輕薄の進物なれども別格に録し、一體を遂ぐるを爲すなり、恐惶不宣(漢文直譯)

と曰つた。これ天正十七年の春である。島津義久公より大慈寺西院和尚をして仰を蒙らしむるの條云々とは、義久が西院和尚をして關白の意を傳へしめるの條云々といふ意である。これすなはち歸服の意ではないか。こゝにおいて秀吉は直ちに左の書を酬ふた。

玉章披閱、再三黨讀、殿閣を同うして芳言を聴くが如し、そもく本朝六十餘州の中、寸地尺土を遺さず、悉

く掌握に歸す、頃又遊觀博知の志あり、故に政化を異域に弘めんと欲するは素願なりこゝに先づ貴國の使節より遠方の奇物を得て、頗る以て觀悦す、凡そ物は遠きより至るを以て珍と爲し、罕に見るを以て奇と爲すとはそれこの謂か、今より以往その地千里を隔つと雖も深く交義を執れば則ち以て異邦と四海一家の情を作すものなり、これより當國方物いさゝか投贈の目錄を別紙に備ふ、餘蘊は天龍寺桃庵東堂の口實に分付す、恐惶不宣
(漢文直譯)

この意は、日本六十餘州をことごとく討平して海内を統一した。こゝにおいて志を海外に伸べんと欲する。海外を征服してわが理想の政治を施さんとするは予が平生の願である。琉球が他國に先つて使節を送り、禮物を寄せて歸服の意を示したのは予の甚だ喜悅するところである。といふに在る。

かくの如く琉球の歸服は一片の文書の交手に由つて爲された。秀吉の當時の勢を以てすれば、干戈を執つて征伐する時は、今日の兵力を以て今日の支那を討伐するよりも易い。琉球が風を聞いて投降し來つたのも亦道理である。秀吉は一片の文書で琉球を降すや、更にこの手段で印度に及んだ。

二二八 南方經略 (二)

南へ南へとはひとり今日の輕佻者流の言議に始まつたのではない。英雄はいはすして先づ行ふ。秀吉は琉球を歸服して更に南に進まんとするや。あたかもその時印度の使節が來つて謁を捧げた。時に天正十九年閏正月である。

印度の一部は當時葡萄牙の領となり、葡國はこれに總督を置いた。總督といつても普通の總督ではなく、曾て朝鮮における伊藤公の統監の如きものであつて副王ともいふべきものであつた。史を按じ

て當時の西歐の情勢を見るに、地球上を横行して全球の海權を握つてゐたものは葡萄牙、西班牙、和蘭であつた。印度が一時葡國の手に歸したのはすなはち葡國人の海上雄飛の賜であつた。

當時の總督をドン・ドワルテ・デ・メネセスといつた。メネセスは印度に在つて東西の死命を制し、葡國のために覇を東亞に稱へんとするの心があつて、盛に他と交際した。我に使節を送つたのはこの意があつた時に、日本在住の伴天連コエリヨから布教政策上謝恩使派遣の必要があると求めて來たことに因る。そこで千五百八十七年四月、秀吉の偉略を頌し、布教上の優遇を謝し、將來の保護を依頼する文を秀吉に送らんとしたが、その年に使節を送ることができず、翌年四月、わが九州諸侯の遣歐使が臥亞に歸着したのを幸ひ、それを見送りかた／＼巡察伴天連アレックスサンドロ・ヴァレニヤニを使節として遣した。然るに千五百八十七年は我が天正十四年に當り、當時は未だ禁教令が出てゐなかつたので、彼の書意を草したものであるが、翌年使節が出發して後、禁教令が出て、使節が媽港に着した時に使節はその報道を手にし、さてこそ使節の獨斷で、初めの謝恩使たる態度を改め、むしろ謝罪使となつて秀吉の怒りを解かんと、媽港を出發して千五百九十年七月廿一日すなはち天正十八年六月二十日に長崎に來着した。時に秀吉は東征して小田原に在つたので長崎で秀吉の歸路を待つた。然るに秀吉は小田原攻落の後、奥州に下り、九月に歸つて亦奥州の亂のために忙中忙を重ねたので、遂に翌年閏正月にならなければ謁することができなかつた。

秀吉は初め使節が入洛するや、洛中に一館を興へてそれに留め、正月八日を期して彼等使節を聚樂に延見した。當日は使節ヴァレニヤニが總督からの方物を隨員一同に捧げしめ、且つ美裝したアラ

ピヤ馬を二人の印度人に牽かせて聚樂に進むや、京中の貴賤は堵を作つて觀覽し、アラビヤ馬の逸物には異口同音に歎賞の聲を斷たなかつたといふ。一方秀吉の態度は如何と見てあれば、彼れは殿中の御對面御座敷と稱する室に、白の紋綾子の裝束で一段高いところに座し、秀次に迎接誘導せしめて一行を近づかしめ、徐に來意を聴いた。使節が金壁燦爛目を眩するばかりの應接室で千古の英雄に對し、炯々たる眼光に射られた時の感や如何に。威儀を作るといへども天真爛漫、陽氣溢れて些の陰重の體なき大英雄に接した時の想ひや如何であつたらう。大使ヴァレニャーニは葡和兩文に認めた總督の書を美麗な小匣の中の錦囊から取り出して秀吉に呈して來意を陳べた。その意は前述の如く總督の命を變更して秀吉の解怒に努めたものであつた。秀吉は近侍をして大使の奉呈書を読みしめ、遠路方物の所贈を謝し、宴を開いて盃を賜ひ、且つ一行に銀子衣服を與へ、西歐の事を問ひ、西樂を奏せしめ、大に興じて後、式を閉ぢ、例の氣輕な態度で、ひらりと庭に飛び下りて所贈の天幕を一隅に張り、こゝに立つて一行中の一人に彼のアラビヤの名馬に乗らせ、名馬の歩むさま、駈ける體、西洋人の乗馬術等を觀覽して大に興に入り、名馬の所贈を特に謝した。

當日奉呈した總督の書とはどんなものであるか。和文の方は今傳はつてゐないが、幸に葡語の原文が先年京都の妙法院で發見され、新村博士が翻譯されてゐる。それを左に掲げやう。

至つて高貴雄偉なる關白殿

印度副王ドン・ドワルテ

地遠遠なるが爲に今に及ぶまで兩國間の交際存せざりしと雖も、殿下の勝利及び功業の偉大、遠方に至るまで

も響く、殿下の聲譽芳名、日本の四方の諸侯及び諸州を殿下の版圖に克服せられたる次第は、貴國各地に在る伴天連等の書簡に由て予の知れる所、斯くの如きは古より以來今に及ぶまで未聞の事に屬し、奇しき天恩たること疑を容れず、又大に驚異すべき事にして即ち予が之を欣ぶや大なり、予又貴國諸州に在る伴天連等殿下より洪恩を蒙り殿下の恩典の光榮を以て救済の道を人に宣傳し説法し又教示せるを知る、彼等元崇敬すべき當地の修道者にして、法度に循ひて救済の眞道を教示せんが爲に世界各地を遍歴する者たり、彼等より殿下の被け給へる優遇を聞きて、予深く之を悦ぶ、彼等予に請ふに殿下に書を贈り、又謝恩の使節を遣はさんことを以てす、予即ち喜んで之を果さんと欲す、當巡察伴天連(譯者云、これ即使節ヴァレニャーニを指す)曾て貴國諸州に在る事年あり、其他を知悉せるを以て之に使節の任を委し、此書狀に由りて殿下に乞ふに、今より以後益々彼等を眷顧し給はらんことを以てす、又予當地より何事か殿下に盡すを得べきを信じ、喜んで之を果さんことを念ふ、茲に親交の標として殿下に呈するに

モンタンテ刀(廣双の劍) 二 口

拳銃二挺及テルサドカ刀 一 口

鍔 二領 馬 二頭附馬具

金飾の帳帷 二對 天幕 一 帳

を以てす、印度の地に於て一五八八年四月之を認む

印度副王

一二九 南方經略 (三)

秀吉は印度總督の使節の來謁を容れて延見し、所獻の方物に對してはその好意を謝したが、しか

し、布教のことに至つては斷乎として拒絶し、且つ歸服しなければ遠からず征伐する旨を諷した返書を與へて使節を還した。

その書に曰く、

遙に晋章を寄せらる、披きてこれを讀めば萬里の海山を眼界に見るに異ならず、來簡の如く、本朝は、邦域六十有餘、積年亂日多くして治日少し、故に凶徒奸謀を好み、群士黨與を作りて得て朝命に服従せず、予や壯歲の日、晴旭、これを歎惜し、修身の術治國の要、深謀遠慮して、しかして仁明武の三を以て、諸士を撫養し、百姓を愛憐し、賞罰を正し、安危を定む、これに由りて久しき星霜を歴るにあらざるにしかも安きこと磐石の如し、異邦の遐陬に及るまで、亦來り享せざるなし、東西南北、唯命これ従ふ、この時に當りて聖主、勅を寰中に傳へ、良將、威を寒外に振ひ、四海ごとく關梁に通じ、海陸の賊徒を討ち、國家人民を安じ、吾邦已に晏然たり、然りとはいへども一に大明國を治めんと欲するの志あり、日ならず樓船を泛べて中華に倒るは、掌を指すが如し、その便路を以てその地に赴くべし、何ぞ遠近異同の隔を作さむや、それわが朝は神國なり、神は心なり、森羅萬象一心に出でざるなし、神に非ざればその靈生せず、神に非ざればその通成らず、劫を増すの時もこの神は増さず、劫を減するの時もこの神減せず、陰陽不測これを神といふ、故に神を以て萬物の根源となす、この神を竺土に在りてはこれを喚びて佛法となし、震旦に在りてはこれを以て儒道となし、日域に在りてはこれを神道といふ、神道を知れば佛法を知り、又儒道を知る、凡そ人の世に處するや、仁を以て本となす、仁義に非ざれば君は君ならず、臣は臣ならず、仁義を施すは君臣父子夫婦の大綱にしてその道成立するなり、かくのごとき神佛の深理を知らんと欲すれば、懇求に隨ひて解説すべきなり、爾の國土の如きは教理を以て專門と號け、しかして仁義の道を知らず、この故に神佛を敬せず、君臣を隔てず只邪法を以て正法を破らんと欲するなり、今より以往邪正を辨せずして、胡說亂說をなすなかれ、彼の伴天連の徒、前年この土に至り、道俗

の男女を魔魅せんと欲す、その時且に刑罰を加へたり、重ねて又この界に來りて化導を作さんと欲すれば、種類を遺さずこれを族滅すべし、隣を噬むなかれ、只修好をこの地に欲するの心あらば、海上已に盜賊の艱難なく、城中は幸ひ商賈の往還を許せり、これを思へ、南方の土宜注記の如く領受す、これより給賜するところの方物は、目錄別緒に在り、餘緒は使節の口實に分與す、不宜(原文は漢文なり)

天正十九年七月廿五日

印地阿 毘曾靈

(目錄別書也) 給賜

太刀(國房) 腰劍(光忠)

脇刀(貞宗) 長刀(秋廣)

甲冑(貳領)

天正十九年七月廿五日

こは山中橋内の家に傳はり、轉じて京都の富岡謙藏氏の手に落ち、先年發見されたもので、原本の案文である。橋内の筆に成つたものか。その何人の手に成つたとしても、秀吉の意を受けて草したものであるから、讀み去り讀み來れば英雄の面目は躍如としてゐる。その大明國を治めんと欲するの志あり、日ならず樓船を泛べて中華に到るは掌を指すが如し、その便路を以てその地に赴くべし、何ぞ遠近異同の隔を作さんやといふところなどは、彼れの大志、彼れの氣魄が、落々矯々として宇内を吞吐してゐるではないか。彼れの志業は宇内の混一に在つた。人は或はこの書を讀んで末の只修好をこの地に欲するの心あらば、海上盜賊の艱難なく、城中幸ひ商賈の往還を許せり、これを思へ、とあるに

關白

至つて、これに由つて見れば、斷じて南方經略の志があつたわけではない、唯だ通商をねがふために威嚇したに過ぎぬといふかも知れない。けれどもかくの如きは當時の事情を詳かにしないもの言である。何となれば秀吉は當時この書の中にもある如く、支那征伐を先にせんとその計畫中であつたのである。故に先づ彼を征服の決意あるを諷し、通商は好みに任すといつて前後緩急の言をなしたのである。彼の時、若し支那征伐を終つてゐたならば、決してこんなことはいはなかつたであらう。それにしても、この書を読む時は、随分思ひ切つた言辭を列ねたものといはねばならぬ。使節ヴァレニヤ^一はこれを受けて唯々として歸還したであらうか、使命を辱めないものとして喜悅して歸還したであらうか。

一三〇 南方經略 (四)

ヴァレニヤ^一は彼の返書を受けて唯々として歸還しはしなかつた。喜悅どころではなく喫驚し、仰天した。かくの如き書を携へ、何の面目を以て歸り報するを得んやと、泣かんばかりになつて、窶に前田玄以にその書の改革を哀訴した。

時に秀吉は最愛の一子鶴松を失つて怏々として樂まず、政治なども亦顧みないものゝ如くであつた玄以はこの虛に乗じて窶に改革して與へた。けれどもその改革の程度は過激な部分を削つたに止まり大體において原意を失はなかつた。ヴァレニヤ^一の一行は改革の書を得て翌文祿元年十月使船に乗じて臥亞に歸つた。

秀吉は印度に對してかくの如き態度を取つたが、その年比律賓に對しても亦同様な態度で歸服を促した。歸服催促の書に曰く、

それ吾が國百有餘年、群國雄を争ひ、軍書軌文を同うせず、予や誕生の時に際し、天下を治むべきの奇瑞あるを以て、壯歲より國家を領し、十三年を歴ずして、彈丸黒子の地を遺さず、域中悉く統一せり、これによりて三韓琉球遠邦の異域塞を款かにして來り享す、今や大明國を征せんと欲す、けだし吾の爲すところに非ず、天の授くる所なり、その國の如きは未だ聘禮を通ぜず、故に先づ群卒をしてその地を討たしめんと欲すといへども原田孫七郎、商船の便を以て時々こゝに來往す、故に近臣に紹介して曰く、某早々その國に到りて備に本朝發船の趣を説くべし、然らば則ち獻篋を解すべし云々と帷幄を出でずして、勝を千里に決すとは、古人の至言なり故に楊夫の言を聽きて暫く將士には命ぜざるも來春は九州肥前に營すべければ、時日移さず降幡を偃して來服すべし、若し匍匐膝行を遲延するにおいては速に征伐を加ふべきや必せり、悔ゆるなかれ、不宣

(原漢文直譯)

天正十九年秋季十九日

これより先、この書が未だ比律賓に到着せざる中に、彼の地に航した日本商船が、日ならず大事至ると告げ、日本から寄港した伊太利人も亦秀吉が樓船を泛べて朝鮮に渡り、大陸遠征の舉を催さんとしつゝあると告げた。こゝにおいて時の太守ゴメス・ペレスは大に驚き、國防を嚴にするのみならず本國西班牙に申報し、墨西哥にも來援を求めた。この時に當つて孫七郎が書を携へて首府マニラに着した。これわが文祿元年五月である。

孫七郎が到つて秀吉の書を與ふるや、太守は更に驚いて、殊更に孫七郎を優遇し、返書を裁して使

僧を孫七郎と共に遣還した。こはかくして時日を遷延して戦闘準備をその間になさんと欲したのである。使僧が日本に着した時は、秀吉は方に師を朝鮮に出して戦ひ酣に、大本營も亦名護屋に置いてゐたので、使僧は名護屋に來つて秀吉に謁し、携へた返書を呈して來意を述べた。秀吉が書を見れば、その意は、西班牙皇帝ヒロピウスが國を建て、からこのかた大小の國土を併合すること正に十八、東西南北來り享さぬはない。殿下の芳名一世に高く、雄才大略を以て一方を統御せらるゝことは遙にこれを聞いてゐる。今日原田孫七郎なるものから晉問に接したが、これを披き見て欣然たるものがあり亦同時に駭然たるものがあつた。何となれば、國と國とが交渉するに當り、使節として來たものは孫七郎一人だけで、しかもそれが商舶の便に由つて來た。かくの如きことは普通の禮儀に見ないところである。こゝにおいてか群疑百出し、或は殿下の本意に非ざるを恐れる。これ使節を遣して疑を霧さんと欲する所以である。若し彼の芳書にして眞に殿下の發するところのものならば、好意多謝すべし然る時は使節が歸り來つたら伏して罪を待たん。なほ本太守は故國に人を派して皇帝の旨を稟けることにした。おもふに弊國皇帝は隣交を修め通商を開くを希望してゐるから、必ず殿下の芳志を容れるであらう。然らば何の幸かこれに如かんといふのであつた。

見至れば辭旨婉曲、眞に歸服の心があるものゝやうである。けれども一浪人を使者とし、且つ便船に由るのは禮儀でないといふところ、たしかに一本突込んだ形である。秀吉、或は苦笑したであらうされど彼は既に全球を呑んでゐる。眼中比島の太守はない。前旨を再綴して更に原田喜右衛門を遣した。然るに喜右衛門が海に航するや、途中で暴風に逢つて船が覆り、喜右衛門だけは僅にマニラに漂

着したけれど、肝腎の書は失つてしまつてゐた。こゝにおいて太守は喜右衛門の陳ぶるところを聞き取り書がないから書を得んと稱して、またく使僧を遣した。こはみな太守の時日遷延策に出たものである。果して使僧が來て、秀吉が書を與ふるや使僧が比島に歸つたときには太守ゴメス・ペレスは横死してあらず。その子ルイスが職を襲いでゐて、更に我書に對へるに隣交通商は好むところである本國政府に建議して事を運ぶであらうといつた。

秀吉の命じたところは隣交通商ではなく、比島の歸服であつた。然るに彼の太守父子共にそれを聞かない風をして、一に隣交通商を云々し、且つこれを本國に建議せんといつた。誠意ある返答でないのは明かであつたが、秀吉は當時大陸遠征の壯舉があつて、彼に手を伸すことが出来なかつた。そこで對比問題はかゝる書簡の往復中、遂にウヤムヤになり終つた。

一三一 南方經略 (五)

秀吉は比律賓と交渉中、臺灣をも招諭せんと欲し、書を原田孫七郎に托して臺灣に赴かしめたといふ。或は比島からの最後の使者の辭旨が曖昧なので、更に孫七郎を遣したが、その序に臺灣に寄せたのだともいふ。書に曰く、

それ日輪の照臨するところ、海岳山川草木禽蟲に至るまで、悉く他の恩光を受けざるはなし、予れ慈母の胞胎に處らんと欲するの時に際して瑞夢あり、その夜已に日光室に滿ち、室中晝の如し、諸人驚懼に勝へず、相士相聚り、これを占筮して曰く、壯年にいたりて徳色四海に輝き、威光萬方に發するの奇異なりと、故に十年の

中を出でずして不義を誅し、有功を立て、海内を平定し、異邦遐陬、風に櫛ふ者、たちまち郷國を出で、遠く滄海に泛び、冠蓋相望み、轍を道に結び、先を争うて服従せり、朝鮮の國は、往代より本朝に牛耳の盟ありながら、久しくその約に背き、まして又予が大明を征せんと欲するの日にあたりて反謀あり、この故に諸將に命じてこれを伐つ、國王出奔、國城一炬に付し、事已に急なりと聞かや、大明數十萬の援兵を出し、戰鬪に及ぶと雖も、遂にその利を得ざるに依り、勅使を肥の前州に來らしめて降を乞ふ。これによりて數十箇の城營を築き、兵を朝鮮域中の慶尙道に收めて、しばく眞偽を決す、南蠻琉球の如きは、年々土宜を獻じ、海陸舟車を通じて、予が徳光を仰げども、その國は未だ幕中に入らず、不庭の罪天にわたれり、然りと雖も、四方の來り享するを知らざれば、その他の疏志には非ず、故に原田氏使命を奉じて船を發す、是の若くに來朝せずば、諸將をしてこれを攻伐せしむべし、萬物を生長するものは日なり、萬物を枯渴するものも亦日なり、これを思へ不宣（原漢文の直譯）

文祿二歳星集己癸十一月初五日

日本國 前關白印

高山國

こは有名な松國寺の僧承兌の筆に成つたもので、秀吉の豪壯な意氣が十二分に露はれてゐる。日輪の照臨するところ、海岳山川草木禽蟲、悉く他の恩光を受けざるはなしと喝破し、しかして身まるゝの時、日輪慈母の懷に入ると神意を以て驚かし、萬物を生長するものは日なり、萬物を枯渴するものも亦日なり、一句を以て結んだところは、文の照應とはいひながら、又面白いではないか。彼れは日輪が慈母の懷に入つて身んだから、我は正に太陽の性であるといひ、太陽の性であるから天地間の物象を悉く生かすも殺すも自由であると吹いたのである。吹きも吹いたり、けだし文化の未だ見るべき

ものなき世に在つては、この種の吹き方は英雄の常套語であつて、彼れ一人の專賣ではなかつたのである。

秀吉の對臺策はその後どんな結末を見たか、彼の書を送つたといふ外、未だに徵すべき文獻が発見されない。或は彼の書の原本が前田家に傳來してゐたから、秀吉が原田に命ぜんとして遂に果さず、そのまゝ沙汰止みになつたものではないかともいはれてゐる。當時は大陸遠征のことが未だ終つてゐなかつたので、その方に力を集中してゐた。従つて或は原田派遣を中止したのかも知れぬ。多分は中止したと見るを穩當とする。且つその派遣の選に入つたものは、孫七郎か喜右衛門か書中には原田氏とあるのみで未だ何れとも判然としないといふものもある。但し派遣したのと、中止したのと、その何人たるとは問はずもがな。たゞこの書に由つて秀吉の南方經略が一二方面に止まらなかつたことを窺ひ知ることができた。それで満足すべきである。

説いてこゝに至れば、原田孫七郎とは何者ぞとの一問が起るであらう。孫七郎は海賊であつた。和寇の一人であつた。彼は肥後の産で夙とに海外に航し、支那の邊海を初め、遠く比律賓にいたつて海賊を働いた。故に南支那海、臺灣、比律賓の事情に通じ、殊に比律賓の事情には、彼がその首府マニラに居住して西班牙語をも能くした關係上、最も能く通じてゐた。彼が日本に歸つたのは、實はその事情に精通してゐるために軍事探偵の嫌疑を蒙つて退去を命ぜられたからである。根が海賊のことであるから狼籍もあつたであらう。必ずしも探偵の嫌疑のみに由つたのではなかつたらう。が兎に角表而は軍事探偵の嫌疑で放逐されたのであつた。彼は獨立不羈、大志があつたので、歸來して秀吉の近

臣に頼つて秀吉に南洋諸島略取の策を獻じた。秀吉は固より南方に志があり、こゝにおいてかその策を容れ、かく經略を試みるに至つたのである。孫七郎は使して比律賓から歸朝するや、秀吉からその勞を賞され、五百俵の祿を受けた。一介の浪人の身でありながら圖南の志を立て、千古の英雄を動かすとは亦快男兒である。同名喜右衛門は曾て孫七郎が仕へた主人である。或は彼は孫七郎の姪であるともいはれてゐる。

一三三 南方經略 (六)

古賀侗庵は秀吉の外征を論じてその失策を批評した。その大意は、「太閤は百戰の餘、梟將林立し猛士虎の如く羆の如きを撃つて破摧せざるはなく、以て天下に衡行すべし。しかして海南、瓜哇、呂宋臺灣等の國は未だことごとく太西の據るところとなつてをらず、即ち據れば土人は叛服常なく、その守備も未だことごとく嚴整してゐなかつたのであるから、能く時勢を詳にし、海外の動靜を諳んじて更に船艦を造り、火器を多く貯へれば、敢て太閤の親赴を要さないのは論するまでもない。又必ずしも前田利家や上杉景勝やの赫々たる大諸侯を煩はす必要もなく、たゞ加藤嘉明や藤堂高虎の輩に命じて舟師數萬を督し、彼れの虚に乗ぜしむれば、又血塗り、鐵を遺すことなくして海南の諸國を取ることができたのである。これ亞細亞と亞米利加との二大洲の咽喉を扼して遂に歐羅巴勃興の鋒を挫き進んでは五大洲を蠶食すべく、退いてもなほ五大洲の躰伏するところとなつたものである。偉ではないか。盛んではないか。然るにそれを當時は君臣英獻餘りあつても智慮浹周ならず、外國のことに關

しては茫として暗模の如くであつた。故に前後七年間も兵を無用の地に勞し、徒に多くの壯士を喪ひ國力を疲困し、しかして我が境域を恢曠することもなく、又區宇を震疊するまでも至らなかつたのは慨すべきである。」といふにある。まことにその通りであるが、未だ十分に盡した言とはいへない。殊に兵を無用の地に勞すといふに至つては、英雄の心を知らざるも亦甚だしいものである。

秀吉の大陸遠征は決して兵を無用の地に勞したのではない。大に有用の地に使つたのである。何を以てこれを證するかと問ふものがあれば、多言を要せず、今日朝鮮を併合し滿洲を租借したのがそれである。と一言を以て證し得る。このことは秀吉の擧が日本に取つて最も必要であつたことを證してゐる。秀吉は唯そのことがあつたために兵を下し得ず、南方經略の圖をのみ畫いて僅に試みたに止まり、我等後人を快心せしめることができなかったのである。誠にできなかったものであつて、爲さなかつたのではない。爲さなかつたのでなければこそ、大陸遠征中にも拘らず、比律賓等を招諭したのである。故に爲し得たならば彼は、海南、瓜哇、呂宋、臺灣等に止まらず、安南、暹羅、印度、或はボルネオをも領略したであらう。

秀吉の南方經略はその緒を見たに過ぎなかつたので、或ものは秀吉に南方經略の志はなく、彼が印度・比律賓・臺灣等に書送した意は、唯威嚇して通商の利を占めんとするに在つたばかりで、一步を譲つていつても入貢、聘問を受けて虚名を満たさんとしたに過ぎない。要する單なる威嚇外交であつたのだといつてゐる。これは英雄の心を知らないものである。たとへば鳶鴉が大鵬の心を忖度するやうなものである。試みに見よ、「唐南蠻國までも可被仰付と思召候之條云云」とは天正十五年十月に

彼が三成、長盛等に命じて成政の罪狀を數へた時の書狀ではないか。仰せ付けらるゝの一語は、今から見れば甚だ漠然としてゐるやうであるが、當時は一般に用ひられ、且つ彼がしばしば用ひた意は領略に在つた。果して然らば南蠻は呂宋、瑪港等の南洋諸國を指すものであるから、彼は天正十五年、西征役の前後から既に南方經略の志があつたのである。この書をなほ曖昧とし、敢て威嚇外交をなしたに過ぎぬといふものゝために更に一證を挙げれば、「うへさま上即ち秀吉は、ほんきん北のみやこ(都)に御座所をなされ、又それをもたれぞ御すへ(据)なされ、につほん日本のふなつき船にんぼう南へ、いんきよ所を御きわめ定なさるべき云々」といふのがある。こは秀吉の祕書官山中橋内の書狀の一項で、文祿元年五月十八日に書いたものである。五月十八日とは秀吉が關白秀次に有名な朱印狀を書送した日ではないか。皇室を北京に奉遷するとか、日本を秀俊か秀家に關白せしめるとか、朝鮮總督に秀信を命ずるとか、四百餘州を朝鮮ぐるみ取つた氣になつて、絶大の抱負を披瀝した日である。橋内が書いたやうな言が決してなかつたとはいへないのである。彼の書が秀吉の言を記したものとすれば甯波府に隱棲するといふのは、朝鮮を併合して大陸遠征の目的に一段落を告げた曉は、外征第二次の計企として南方經略を遂行せんとしたのではないか。何となれば甯波府は浙江省に在つて、當時南支那中第一の外舶往來の地であつたからである。隱居の二字を文字通りに解釋すれば、功成り名遂げて甯波に晝寢の樂隱居をキメ込むやうに見られるでもあらうが、いやしくも英雄の抱負を推し測り、甯波の地形如何を察すれば、どうして晝寢の樂隱居をキメ込むものと見得やう。秀吉がさういつたのは實に日本に近く、南洋に遠からず、船舶の往來にも便利である甯波に帷帳を垂れて、いよく南方を

經略し、世界一統の宿志を遂行しやうとしたことに由る。かく説き來つても異論者がなほも著者の言を推斷に過ぎないとするならば、更に又一證左を提供して秀吉が南方領略の意志を有したことを具體的に記すに躊躇しない。見よ、橋内の同書の別項を。『こんど今御さき先つかまつり候しゆう(衆)、京城に軍進は天ちく也きりとり申候やうにとのぎよい御候』といつてゐる。これ南方領略の意の歴然たるものではないか。元來南方諸國の如きは秀吉の眼中になかつたのである。彼は文祿元年六月に毛利輝元に書送して、『處女の如き大明を誅伐するは山の卵を壓するが如し、雷に大明のみに非ず、まして亦天竺南蠻もかくの如かるべきなり』といつてゐる。何者の愚ぞ。こゝに想倒せずして秀吉に南方領略の志なし、單に威嚇外交を爲せるに過ぎずといふは。説いてこゝに至つて秀吉がその志望の南方經略が成るに至らなかつたことをおもへば、著者は秀吉の爲に彼れが小國に生れて兵の足らなかつたことに同情を禁じ得ない。若し兵が十分であつたら、朝鮮はたちまちにして手に入れたであらう。朝鮮を得たなら、南方は立ちどころに取れたのである。侗庵の如きは、一を知つて、未だ二を知らぬものである。

一三三 秀長と鶴松の死

天正十九年は秀吉に取つて悲喜こももく至つた年であつた。その喜びは前年小田原を攻落して關東を平げ、奥州に亂があつたけれどもたちまちにして鎮め、天下一統が正に成り、多年の宿志なる海外遠征に着手したことである。その悲しみは愛弟秀長、愛兒鶴松の死である。すなはち二月に秀長が病

んで没し、八月に鶴松が天死した。

秀長は天文八年に生れた。竹阿彌の子で秀吉の異父弟である。義經の頼朝におけるが如く英才を以て家兄の鴻業に貢献するところはなかつたが、鈍才ではなく、凡愚でもなく、循良で恃むべき人間であつた。こゝにおいてか、秀吉は信長に仕ふるころから彼を用ひ、常に重任を托した。すなはち中國の役においては秀長は別所を攻め、丹波を略し、その庶政を預り、山崎の役が終つては從五位下に敘せられ、美濃守に任じ、賤嶽の戦には土岐多羅口を攻めて功があつた。その年大和一國を領し、秀吉が南征して紀州を攻め、四國を伐つや、紀州において戦功あり、四國には總軍の指揮に任じて偉功ありその翌年參議に任じ從三位を受け權中納言に敘せられ、十一月に又正三位に敘せられた。西征には日隅方面の總大將として日向に至り、高城を攻め、義珍、家久を破り、講和に周旋して殊功あり、權大納言に敘せられ、從二位を受けて清華の上に班した。東征の役には大阪に留守して輝元と共に畿内を警備して能くその任を盡した。彼はかくの如く常に重任に就き、非常絶偉の功はなくとも能くその命を奉じて任を盡したので、秀吉は常に彼を愛し、兄弟の間は極めて睦じかつた。秀吉が秀長を愛した證左として見るべきものに一手簡がある。秀吉が小田原からその母大政所に寄せた書中に「大なんご納言即ち秀長そくさいのよし、なにより御うれしく候いよ／＼ようせう養せんにて候よし御申候べく候」とあるのがそれである。その意を釋けば、秀長は無事息災の由、予の喜悅はこれに過ぎたものがない。層一層攝養を重んずべしと傳言したまはれといふに在る。然く愛した家弟の病歿を聞いた時の秀吉の愁歎は如何ばかりであつたらう。思ひ半ばに過ぐるものがある。英才ではないが循良の人である。既に

循良であれば六尺の孤を託するに十分である。天が若しこの人に壽を借したなら、大阪の運命も測り知り得なかつた。病んで没した時、享年五十二、春秋未だ高くはなかつた。豊家の爲に惜しかつたことではある。

鶴松は天正十六年に最愛の別妻淀君の産んだ子で、秀吉が晩年に及んで初めて擧げた實子である。秀吉の彼を愛することは非常なものであつた。既掲の關東から北政所、淀君に寄せた書にも鶴松のことをつてゐる。「わがみはそもじさま又はわかざみ若君即ち鶴松みまい見ながら、としの内參候て御めにかゝり可申候」とあるのがそれである。こはあたかもナポレオンが世嗣のためにしば／＼陣中から皇后マリー保育係のモンテスキュー夫人等に書送したのと相似てゐる。かくの如く秀吉が熱愛して措かなかつた嗣子は八月の暑熱なほ盛んな時、病んで死んだ。こゝにおいて秀吉は慟哭し、見る物は目に付かず、聞くものは耳に入らず、日夜悲歎愁傷に暮らし、しばらくは政治のことを顧みず、近侍、諸侯は見るにたへずしてみな髪を切つて喪に服した。誰れか父として子を思はぬものがあらう。ましてや晩年に初めて擧げ、しかも豊家の嗣子たるにおいてをや。秀吉は哀婉に堪へきれず、一日自ら慰めんと欲して清水に詣で、三日こゝに留まつて愁思を忘れることに努め、近侍と証明のことをも議した。これが人の彼の証明の學を遺問の學であるとする所以の根據である。しかし大陸遠征の學は無論死兒のために悶々の情を遣らんと欲して試みたものではない。さやうな淺慮、笑ふべき計畫でないことは後章で詳説するが、かくの如き風評の起つたのは、秀吉が如何に哭泣追傷したかの反證となすに足りるであらう。まことに鶴松が生きてゐたら、秀次との慘劇はなかつたのである。秀吉の壽も亦大に延

びたかも知れない。

一三四 關白職を秀次に譲る

秀吉は天正十九年十二月に關白職を秀次に譲つた。大陸遠征のため、國政を他に委するためであつた。この時からして人々は秀吉を太閤と呼んだ。秀吉も亦みづから太閤と稱した。太閤とは關白職を退いたものに對する從來の稱呼で、ひとり秀吉の創稱ではない。

秀次は太閤の實姉が三好法印に嫁して生んだところである。秀次は三人兄弟で、彼れがすなはち長男で、仲は秀勝といひ、末を秀俊といつた。秀次は初め三好孫七郎と稱し、太閤に仕へ、後、太閤の養子となつた。才子肌の小公子で、膽もなければ勇もなく、識もなければ明もなかつた。けれどもなほ秀吉は子になかつたので、これを養つて嗣子となさんと欲する心があり、初め江州八幡二十萬石を與へて中納言に叙し、後、信雄を秋田に放つたとき、信雄の舊領たる尾張と伊勢の大封を賜ひ、奥州二國の亂には代理統掌を命じ、しかして十九年にいよく關白を譲つた。時に秀次は二十四歳であつた。

太閤の養子はひとり秀次に止まらず、信長の子の信勝があり、家康の子の秀康があつた。然るを太閤がハイカラ小僧を嗣子としたのは、信勝、秀康は共に血縁なく、秀次ひとり血縁あり、且つ太閤との間に血縁の最も厚いものであるのがその第一の理由であり、第二の理由は信勝の病身であることである。太閤が嗣子を思つたのは一日の故ではなく、つとに秀次を嗣子としようとしたことは文書に徴することができる。すなはち天正十二年小牧の役において、秀次が見苦しい敗北をしたとき、大に憤

つて五ヶ條の諭告を草し、繼潤、正勝を以て秀次に與へたことがある。その書中に曰く、「お次君は病者候之條、秀吉代をも可爲致敷共存候に、其方斯様に覺悟持仕候者、秀吉名字を不可殘と天道よりのはからひにて候かと存候へば、不及是非さとりを構候間、くやみも無之候、右五ヶ條之通是以後分別候而嗜於無之者、八幡大菩薩人手にはかけ申間敷候云々」と。これを譯していへば、養子お次丸は病身なれば、汝を以て秀吉の後目相續となさんと欲するに、汝が今度の如き見苦しき敗北をなし、且つ木村利直、利匡等重臣の戦死を顧みないやうな無情臆病な根性なるにおいては、それは豊家を一代にして滅ぼさんと欲する天命の然らしむるところであるか、また如何ともなすことができぬ。吾はしかく覺悟してゐるから敢て後悔はしない。汝にして若しこの後なほ五ヶ條の諭告に就き分別して嗜むところなきにおいては、神かけて他人の手を借らず、我れ自ら手討にすべしといふのである。これを讀んで一考すれば、太閤が嗣子を思ふことの一日の故でないことが知れるばかりでなく亦秀次の爲人の一斑も知り得るであらう。

かゝる人物を嗣子とし、關白の職を譲つたのである。太閤の心は知るべしである。けだし馬鹿でも阿呆でも、血筋の續いたものであれば、滿更の他人より少しは恃むところもあらうと一概に念するのが人情の自然であるのに、秀次は亦必ずしも馬鹿ではなく、小才子ながら、器用であつて、書物も讀めば理窟もいふ。こゝにおいてか秀吉はこれを立てたのである。満足には思はねど、多少の望みを繋がずにはゐられなかつたらう。

下世話にも、馬子にも衣裳、髪、かたちといつてゐる。如何に拔作でも、お單珍でも、衣冠束帯を

着け、口も染め、鷹が、といへば公卿然とする。ましてや伯父に見習つて萬事ハイカラ式で、小器用な振舞がある。既にハイカラであり、小器用である。これに對して舉國の諸侯が新關白と崇めると、おのづからに位も付くものである。生の親でなくとも、必ずしも欲目のないことはない。太閤も偉なりとはいへ、矢張り人間である。この心を御同様に持つてゐたのである。これが他日秀次の叛形が漸く露れんとするまで知らず、一に信用した所以である。

一三五 前大陸遠征 (一)

大陸遠征の端

英雄が外を遠征せるは、アレキサンダー大王の印度における、シーザーのガリヤにおける、カール十二世やナポレオン一世の歐州一圓における、みな著明なるものである。我が太閤が証明の業に至つてはまた萬世に傳へらるゝものである。

文祿元年三月朔日、太閤はいよく大陸遠征の師を出した。十三年の昔、すなはち天正六年、彼れが中國征伐中、安土に候して信長に謁し、中國片附けば九州を賜へ、九州裁定すれば明國を伐たう。証明は我が素志であるといつた一言は、こゝに至つて一時の放言でなかつたことが知れた。まことに大陸に遠征し、大陸に國を建て、宇内を混一するは太閤の抱負であり、宿志であり、願望である。人は以てこれを難しとするも彼れは何の造作もないと信じたのである。彼れは夙にこれに着手した。すなはちこれより先、西征の時に當つて對馬の島主宗義調及びその子義智に命じて、使(宗家の臣柚木

康廣)を朝鮮に遣はして、國王李昫の來朝を促した。そして國王が來なかつたので、翌年五月更に宗義智及びその家臣柳川調信、僧玄蘇を遣はして更に國王の來朝を促したのである。然るに義智等朝鮮に至るに及んで國王の來朝を議せず、わづかに通信使を邀へ歸らうと請うた。秀吉の命に逆ひがたくかくして一時を糊塗せんと欲するものである。朝鮮朝廷においては我が再使の要求を聞き、初めは便道に暗きを名として應じなかつたが、終に衆議一決、黄允吉、金誠一の正副二使及び書狀官許箴を遣はすこととなつた。三使が來つて京師に入るや、その當時太閤は東征して小田原に在つた。そこで三使は秀吉の歸京を待つて國書を奉呈した。その書に曰く、

朝鮮國王李昫、書を日本國王殿下に奉ぐ、春候和煦、動靜佳勝、遠く傳ふ大王六十餘州を一統すと速に信を講じ、睦を修め、以て隣好を敦うせんと欲すと雖も、恐くは道路湮晦、淹滯の憂あらん歟。是を以て多年思うて止む。今貴价と與に黄允吉・金誠一・許箴の三使を遣はし、以て賀辭を致さしむ。今より以後鄰好他の上に出れば幸甚、仍て不腆の土宜、錄して別幅に在り、庶幾は笑留せよ。余は順序珍齋、不宣(原漢文直譯)

萬曆十八年三月日

朝鮮國王 李

昫

とこは僅に通信使派遣承諾の證までに奉呈するところのものであつて、決して誠意のあるものではない。しかも僅にかくの如き書を發するにも、その國の地位として大いに明國を憚つたのである。故に允吉等を我れに遣はすや、極めて祕密に附したといふ。

太閤、鮮王の書を得るや、復するに左の書を以てし、そして三使を退かせた。曰く、

日本國關白秀吉、書を朝鮮國王閣下に奉ぐ雁書黨讀、卷舒再三、抑本朝六十餘州たりと雖も比年諸國分離し、國綱を亂し世禮を廢し、而して朝政を聽かず、故に予感激に踴へず、三四年間に叛臣を伐ち、賊徒を討じ異域

遠島に至るまで悉く掌握に歸せり、窃に按ずるに予は事跡鄙陋の小臣なり、然りと雖も予や托胎の時に當りて慈母日輪の懷中に入るを夢みたり。相士曰く日光の及ぶ所は照臨せざるなし、壯年必ず八表に仁風を聞き、四海に威名を蒙る者、夫れ何ぞ疑はんや、と此の奇異あるに依りて敵心を作す者は、自然に摧滅し戦へば則ち勝たざる無く、攻むれば則ち取らざる無し、既に天下大に治り、百姓を撫育し、孤獨を憐愍す、故に民富み、財足り、土貢千古に萬倍せり、本朝開闢以來朝廷の盛事洛陽の壯觀、この日に如くなきなり、夫れ人の世に生るゝや、長生を歷ると雖も、古來百年に滿たず、鬱々として久しくこゝに居らんや、國家の隔て山海の遠きを肩ともせず、一朝、直に大明國に入り、吾が朝の風俗を四百餘州に易し、帝都の政化を億萬斯年に施くは方寸の中に在り貴國先驅して入朝したるは、遠き慮ありて近き憂なきに依るか、遠邦小島の海中に在る者、後れ進む者は許容を作す可からず、予れ大明に入るの日、士卒に將として軍營に臨まば、彌隣盟を修む可きなり、予の願他なし、只だ佳名を三國に顯はさんことのみ、方物目錄の如く、納領す、珍重保裔(不宜脱か)(原漢文直譯)

天正十八年仲冬日

日本國 關白 秀吉

とそして秀吉は窃に義智に命じて信使に告げさせていふには、他日征明の時、朝鮮必ず嚮導せよ、と。允吉等初め、太閤の答書を得ず、君命を辱しむるの理由を以て頻りに哀訴して、漸く得たものがすなはち前掲の如きものである。これを見た允吉等は大に驚き、義智玄蘇等に對して書中の閣下・入朝・方物の六字の禮にあらざるを難じて、しきりに改革を請うた。そこで義智はこれを秀吉に申すと氣輕な秀吉はたちまち肯いて閣下・方物の改作を容した。しかし入朝の二字に至つては斷じて許さなかつた。こゝにおいて大に當惑したのは義智である。義智は入朝の二字が朝鮮を指せるものでないと詐り告げる。信使は之れを聞いて肯せず、すつたもんだの揚句、信使はついに全部をそのまゝにして携へ

歸つた。

允吉等國に入つて釜山に上陸するや、直に急使を京師に上げせ、事態の容易ならざることを上啓した。既にして京師に着して復命するに當り、允吉等は又近く必ず兵禍の至るを以てした。然るに誠一はこれに反對して、臣の見るところはこれと異なつてゐる。臣はさやうな形勢を見ないといふ。そこで廟堂は大に迷ひ、允吉を以て徒らに人心を惶惑するものであるとなすものがあるかと見れば、又誠一を以て事情に暗いとなすものがある。しかし許儀が最後に「日本は必ず來寇するであらう」と斷言したので、允吉の説が重きをなすに至つた。且つ允吉等と共に到つた調信・玄蘇等が、明人は久しく日本と絶つて通好しない。關白はこれがため大に怒り、兵を起さんと欲してゐる。貴國先づこれを明に告げて、道路を通すなら、貴國との關係は無事にすまふことができるであらうと曰つたので、李王は兵禍の免れ難きを觀念し、急使を明に遣はして日本の戦備を告げ、自國も亦た俄かに警備に着手し調信・玄蘇を歸へすに當り、

「窃に料る、貴國今日の憤り、夫の擯けらるゝの久しき禮儀効す所なく、關市通するを得ず、萬國玉帛の列に並立するを恥づるに過ぎざるなり。貴國何ぞ反つて其の故を求め、自ら其の道を盡さずして、唯だ不臧の謀に是れ依るや、思はざるも甚しきものと謂ふ可し、二浦開路の事先朝約誓に在つて已に定まり、堅きこと金石の如し、若し使价一時の少倦を以て、輕々しく久立の盛憲を改めば、彼此俱に失はん、夫れ可ならんや。」

との國書を以てした。

こゝに至つて少しく説明を要する。調信等は何のために信使と共に朝鮮に至つたのであらうか、何のためにかゝる國書を得るに至つたのであらうか。初め宗氏の信使を伴ひ來つたのは、朝鮮に對しては、修好を名とし秀吉に對しては歸服を名とせるものであつて、宗氏は秀吉の使命もだがたく已むなく双方を欺いて一時を糊塗したものである。故に宗氏は更にこの始末を着けなければならぬ境遇にある。これ調信、玄蘇を名を信使護送に托して遣はしたものである。果して調信等は

「貴國先づこれを明に告げ、道路を通すなら、貴國との關係は無事にすませるであらう。」と曰つた。道路を通すならとは、日本が明に至る便宜のため鹽齋の二浦に及んでその道を通行することを假るせといふのである。秀吉の希望は証明の際、朝鮮に嚮導させやうとするにあつて、信使の來たのはその事の成就を意味するものと思つたのである。然るに宗氏においてはその事の成らざるを知つてゐるが故に、その事に似たる事を成立させて、これを以て秀吉の希望に副し、以て前日の糊塗を更に彌縫せんとし、かくは假途の要求をしたのである。然かもこれでさへも彼の開路の事云々の言を以て拒絶された。調信等の渡航や、國書を得た事情はこれに由つて判明したのであらう。だから彼の國書は固より秀吉に獻げられないばかりか、宗氏の狼狽は甚しく、直に義智自ら釜山に航して、

「日本は大明に通せんと欲してゐる。若し朝鮮にして、これが奏聞をなさば幸甚の至りである。然らざれば兩國は和を失ふであらう。これ大事である。」

と邊將に諭し、邊將をしてこれを鮮廷に上奏させた。時に鮮廷では方に通信使を咎め、且つ日本を以て悖慢なりと怒り、何等報ゆるところが無い。義智は船を泊すること十餘日にして空しく歸國した。

宗氏の秀吉を欺き、朝鮮を欺き以てかくの如き醜態に陥らなければならなかつた所以は、そもく何であらう。これ實に日鮮、事あれば、直に累を蒙るものは對馬であるからである。宗氏の憂はこの累にあるのであつて、彼れは日本といふ大局から打算する迫をもたない。すなはち對馬といふ自領から打算して、對鮮外交に困勞したのである。然かも遂にその困勞は徒勞に歸してしまつた。名分の正しからざることは徒勞に歸するのみならず、何れの日にか又暴露するものである。

一三六 前大陸遠征 (二)

太閤名護屋に下る

三月中旬、太閤は聚樂において行装を整へ、この第から名護屋の本營に向つた。途中、嚴島に立ち寄り、その祠に詣で、百錢を投じていふ、

『予が明に勝つことができるならば、必ずこの賽錢の多くが表面をあらはすであらう。』

と既にしてみな表面をあらはしたのを見て大いに喜んだ。けだしあらかじめ兩錢を糊合してみな表面をあらはしてあつたのである。曾て信長が今川義元を撃破せんとして熱田に詣うたとき、祠官をして甲を籠中に鳴らさせ、士卒を顧みて神は我れを助くるといつたことがある。太閤の嚴島詣もこの類であつて、いはゆる英雄の人を欺くものである。太閤は嚴島を立つて四月初旬に名護屋へ到着した。この時太閤はなほ途中、博多に寄つて同地の工人に命じ、附髯を作らせてこれをつけ、大に威容を爲つた。或はいふ既に京都で作らせて、出發の時にはそれを附けてゐたと、どちらであつても問題では

ないが、この附髻の注文に白毛を少々混ゆべしとあつたといふことだ、太閤式の態度が見えて面白いではないか。

これより先、太閤は諸將に命じて名護屋及び壹岐^本對馬^今に築城した。名護屋は本營であつて他は行營である。名護屋築城は黒田長政、小西行長、加藤清正等九州の諸將はもちろん諸國の大小名に命じて、工を急がせたが、諸將は各々工事を分擔したので宏壯偉大な城廓はたちまちにして竣成（天正十九年十月十日起工し翌年二年工を竣る）した。書院、御座の間などに當時の畫伯が技を揮つて華麗を極めたことはもちろん、茶室には金の御座敷と稱するものがあつた。神屋宗堪がその日記に記したところを見ると、「柱は金を延べてつみ、敷居も鴨居も同然たり。壁は金を長さ六尺ほど、廣さ五寸ほどづゝに延べて、かんきにいとむ。椽の口に四枚のこし障子あり、骨と腰板は金にして赤きもんしやを以て張り、疊の表はしようぐ、ひへりには金欄、中こみには越前綿なり、三尺の縁は竹つゞらにてかけり、同じくかまち皮むぎの木なり。上に圓座三つあり。」とある。成金太閤の面目が躍々如としてゐる。けだしこれ等は豪華の一端を見せてゐるに過ぎない。

太閤は出馬に先だちて征明軍の編成をしたが、この編成は文祿元年正月五日、動員の第一令として下つた時において成り、三月十三日に至つて多少の変更を見た。今毛利輝元に與へた朱印狀に據つて決定した部署を見るに左の如きものである。

高麗へ罷渡御人數事

一 番

- 一、五千人 羽柴^(宗義)對馬侍從 (對馬府中城主)
 - 一、七千人 小西^(行長)攝津守 (肥後宇土城主)
 - 一、三千人 松浦^(領)刑部卿法印 (肥前平戸城主)
 - 一、二千人 有馬^(時信)修理大夫 (肥前有馬城主)
 - 一、千人 大村^(喜前)新八郎 (肥前大村城主)
 - 一、七百人 五島^(純玄)大和守 (肥前福江城主)
- 合 一萬八千七百人

二 番

- 一、一萬人 加藤^(清正)主計頭 (肥前熊本城主)
 - 一、一萬二千人 鍋島^(直茂)加賀守 (肥前佐賀城主)
 - 一、八百人 相良^(長每)宮内大輔 (肥前一吉城主)
- 合 二萬二千八百人

三 番

- 一、五千人 黒田^(長政)甲斐守 (豊後中津城主)
- 一、六千人 羽柴^(大友義統)豊後侍從 (豊後府内城主)

合 一萬千人

四

一、二千人

一、一萬人

一、二千人

番

毛利(森吉成) 壹岐守

(豐前小倉城主)

羽柴薩摩侍從

(大隅栗野城主)

高橋(元種) 九郎

(日向宮崎城主)

秋月(種長) 二郎

(日向財部城主)

伊藤(範兵) 大輔

(日向飫肥城主)

島津(忠豐) 又七郎

合 一萬四千人

五

一、四千八百人

一、三千九百人

一、三千人

一、七千二百人

一、五千五百人

一、七百人

番

福島(正則) 左衛門大夫

(伊豫今治城主)

戶田(勝麿) 民部小輔

(伊豫大洲城主)

羽柴(長曾我部元親) 土佐侍從

(土佐高知城主)

蜂須賀(家政) 阿波守

(阿波德島城主)

生駒(親政) 雅樂頭

(讚岐高松城主)

來島(通之、通德) 兄弟

(伊豫來島城主)

合 二萬五千人

六

一、一萬人

一、千五百人

一、二千五百人

一、八百人

一、九百人

合 一萬五千七百人

番

羽柴(小早川隆景) 筑前侍從

(筑前名島城主)

羽柴(毛利秀包) 久留目侍從

(筑後久留目城主)

羽柴(立花宗茂) 柳川侍從

(筑後三池城主)

高橋(直次) 主膳

(筑後福島城主)

築紫(筑前) 上野守

(筑後廣島城主)

七

一、三萬人

番

安藝(毛利輝元) 宰相

(安藝廣島城主)

八

一、一萬人

番

對馬在陣(宇喜多秀家) 備前宰相

(備前岡山城主)

九

一、八千人

番

壹岐本陣(羽柴秀勝) 岐阜宰相

(美濃岐阜城主)

一、三千五百人

丹

後(細川忠興) 少將

(丹後宮津城主)

合 一萬千五百人

都合 十五萬八千七百人

一、右人數、書付之次第の如く、早々可相越候、但於無順風者、相待一日、ひよりく見届、島つたい可渡海、自然日和惡、こし候て、馬を一疋、人を一人、取おとし候は、可爲曲事候、又日和よく候に、令由斷、不相越候者、可爲越度事。

一、馬は、高麗へ、罷渡候ても、普請之間は、不レ入事候間、惣人數、こしきり候て以後可越中事。

一、右之書付人數之外は、悉なごやに在陣可仕候、一人も渡海候は、可爲曲事。

一、今度之御陣、船、肝要候間、舟數致用意候程其一分之手柄候條、諸勢之船付立、船奉行共をし、令割符、請取之、渡海衆、次第くり、可越申、高麗之地へ、相越候は、手前之船共、其ぬしくとして、奉行一人つ、あひつけ、對馬指もどし、跡々の人數、可相渡事。

一、高麗出仕の儀、御請申に付ては、右書付のごとく、次第くり、可令渡海候、萬一、御請不申於及異議は、かうらいは、近き島々へ、人數悉相移、船揃を仕、前後之次第に不及、先勢惣人數申請、高麗之地、何之浦々へも、一度に令着岸、陣取を固、普請、丈夫に可申付候、然時は九州、四國、中國之人數之事は、不及申、淡路衆、九鬼以下も右同前に、一度に可相越事。

已上

(天正二十年即ち文祿元年) 三月十三日

太閤朱印

(毛利輝元) 羽柴安藝宰相どのへ

この編成は最後に決定したものであつて、最も正確なものである。書中部署の命令に書付人數の外はことごとく名護屋に在陣すべしとの一句がある。これは同月同日の日付を以て淺野幸長に與へた朱印狀に由つても知れる通り、家康、利家、その他近畿、關東、奥羽の諸軍を指すものである。武家事紀に載するところを見ると、名護屋駐屯軍なるものは左の如くである。

一、一萬五千人 大和 宰相 (豊臣秀保) (大和郡山城主)

以上 京極 侍 從 (近江大津城主)

一、二千人 石田 治部 少輔 (近江佐和山城主)

一、千人 増田 右衛門 尉 (丹波福知山城主)

一、千人 小野 木 縫 殿 (和泉岸和田城主)

一、八百人 山崎 左 馬 助

一、四百人 小出 信 濃 守

以上六千二百人

一、六千四百人 御前 備 衆

一、二千二百人 常 眞 人 數

合八千六百人

- 一、千八百人 御弓鐵炮衆
- 一、一萬二千人 御旗本
- 一、七千六百人 御後備

以上二萬四千人

右の陸軍の外に船方衆すなはち海軍の編成がある。武家事紀所載の「道行の次第」中から抜けば左の如くである。

舟方衆

- 一、千五百人 脇阪(安治)中務少輔 (淡路洲本城主)
- 一、七百五十人 加藤(嘉明)左馬介 (伊豫松前城主)
- 一、二百三十人 菅平(達長)右衛門 (淡路岩屋城主)
- 一、千五百人 九鬼(嘉隆)大隅守 (志摩鳥羽城主)

以上三千九百八十人

この編成は戦役の進展につれて多少の変更はあつたが、大體において終始改むるところなかつたものである。

なほ陸軍の輸送、海軍の取締等海上における諸事の執行官である舟奉行なるものを設置した。三月十三日の朱印狀がこれを證してゐる。すなはち左の如し。

九州衆
四國衆
中國衆

高麗

- 舟奉行(長政) 早川主馬首
- 同(森高政) 毛利民部大輔
- 同(森吉安) 毛利兵橋

先手衆渡海之役

備前(宇喜多秀家)宰相

對馬

- 舟奉行(春安) 服部采女正
- 同(嘉隆) 九鬼大隅守
- 同(安治) 脇阪中務少輔

先手衆渡海之以後

- 岐(羽柴秀勝) 阜宰相
- 丹(細川忠興) 後少將

先手之外也

惣御人數

壹岐

- 舟奉行(直盛) 一柳右近大夫
- 同(嘉明) 加藤左馬助
- 同(高虎) 藤堂佐渡守

名護屋

- 舟奉行(三盛) 石田治部少輔
- 同(吉徳) 大谷刑部少輔
- 同(重政) 岡本下野守
- 同(利直) 牧村兵部大輔

天正廿年三月十三日

太閤 朱印

これを要するに証明の計畫に由つて全國に動員し、海外に出征するもの、名護屋に駐屯するものを合し来たならば廿八萬一千八百四十人(武家事記通行之次第に據る)となり、輸送の困難な當時においては實に曠古の大軍を動かせるものであつて、太閤でなくては克くし得ないところであつた。

一三七 前大陸遠征 三

釜山占領

舉國の大軍が名護屋を指して續々行進する時に當つて、太閤は行長に對し、

「義智と共に第一軍先づ進發せよ。」

と命じた。行長は命を奉じて鎮種、晴信、喜前、純玄を促して對馬に至り、義智とその地に出會うて、義智と共に數百艘の船艦に分乘して釜山に向つた。これが四月十二日である。

太閤は何故、行長、義智を先發させたか、これは當然起るべき疑問であるが、それは要するに太閤はなほ鮮王が或は來朝するかも知れないと考へ、先づ行長、義智を遣はして鮮王を説かせやうとしたためである。今に臨んで太閤になほこの心があらうとはおかしいが、これは恐く宗氏が建議してつゝいその氣になつたものであらう。なぜならば宗氏は日鮮の間に狭まり、日鮮の干戈を好まなかつたのであつて、でき得べくは日鮮をして平和にあらしめたいと願つてゐたのである。

太閤は又第二軍たる清正に命じていふ。

「汝は朝鮮の近海にゐて、義智、行長の通報を待つべし、通報がないのに渡鮮してはいけない。」

更に毛利、鍋島、黒田、蜂須賀等三軍四軍に屬する九州、四國、中國勢に命するに、ことごとく壹岐に在つて行長等の通報を待つべきを以てした。これは行長から鮮王來否の報あるを待たせたのである。

行長等第一軍は海を蔽うて至つて、十三日釜山上陸した。時に釜山の僉使鄭撥は絶影島に狩獵に行つてゐたが、わが軍の至れるを見て狼狽して歸城した。我軍は雲集して城を圍み、門を踰えて入り、首途の血祭であるといふので大に戰つた。鄭撥は善く戰つたがわが軍の猛襲に敵しがたく、遂に戰死し、左水使朴泓なるものは、我が軍勢の多數なるを見て戰はずして走つた。行長は兵を分つて西平浦、多大浦を攻落し、十四日東萊に逼つた。東萊には府使宋衆賢なるものがあつたが、諸將が戰はずして北ぐるを憤り、敢然、戰つて半日を支へ、苦闘の極、遂に磔れた。行長は敵ながらも感じ入つたものであるとて、厚く城外に葬つて、その忠勇を表頌した。東萊が陥ると近傍は風を望んで奔潰し、梁山、密陽、又輒たやす陥り、行長等は無人の地を行くが如くに忠州を指した。これより先き長政、清正等は行長が上陸して丁度、釜山を陥れた時に進發した。これはさきに太閤が行長を先發させ、清正その他の諸軍には、行長から鮮王來否の報のとゞくを待つて進發すべしと命じておいたが、行長の鮮王勸説の成否が危ぶまれたので、更めて諸軍に兎も角もみな渡海上陸すべしと命じたからであつた。毛利侯爵家の文書がこれを證してゐる。すなはち太閤が當年三月十三日の朱章の一節に曰く

高麗之儀對馬侍從(宗義)小西礪津守(長行)相越可致出仕(鮮王來朝の意)様子可相極之由言上候付而御人數島々に陣取、兩人一左右を可相待由、最前雖被仰出候、無御心元被思召候其上はか行まじく候條、人數渡海儀被仰遣候間、如